



美咲町こども計画

令和7年3月 美咲町

内容

はじめに	4
第1章 計画の基本的性格	5
1 計画策定の背景	5
2 計画の性格と位置づけ	6
3 根拠法令の概要	8
(1)こども基本法について	8
(2)子ども・子育て支援法について	10
(3)次世代育成支援対策推進法について	10
(4)子どもの貧困の解消に向けた対策に関する法律について	10
(5)母子及び父子並びに寡婦福祉法について	10
(6)子ども・若者育成支援推進法について	10
4 子ども・子育て支援制度の概要	11
(1)施設型給付と地域型保育給付	11
(2)支給認定制度	11
(3)地域子ども・子育て支援事業	11
5 計画の期間	12
6 計画の対象	13
7 計画の策定体制	14
(1)美咲町子ども・子育て会議による審議	14
(2)こども笑顔推進本部会議による審議	14
(3)子育て支援検討会議による審議	14
(4)美咲町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	14
(5)こども意識調査	15
(6)児童福祉施設職員等意識調査	15
(7)【県共同実施】岡山県意識調査(美咲町分)	16
8 その他	17
第2章 美咲町の子ども・子育てに関する現状	18
1 子ども・子育てに関する統計データ	18
(1)人口動態	18
(2)少子化の動向	21
(3)こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	23
(4)保育園・小中学校等の状況	27
(5)健康診査等の状況	30
(6)相談・支援等の状況	31
2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果	34
(1)保護者の就労状況について	34
(2)親族等からの支援について	35





(3)就学前児童の子育て支援サービスの利用意向	36
(4)多様な保育サービスの利用について	38
(5)育児休業の取得状況	38
(6)子育てに関する不安や負担を感じることの有無	41
(7)子育てに関する悩んでいること、気になっていること	42
(8)子育て支援情報の入手	44
(9)希望する子どもの数と実際の子どもの数	46
(10)子育て支援として、地域の身近な人に望むこと	49
3 こども意識調査の結果	51
(1)私にはよいところがあると思う子どもの割合	51
(2)夢を持っている子どもの割合	51
(3)困りごとについて	52
(4)居場所にもとめること	54
(5)ヤングケアラーについて(中学生年代のみ)	56
4 児童福祉施設職員等意識調査の結果	57
(1)こどもとの接し方における課題	57
(2)保護者の負担感	57
(3)魅力的な子育て施策	58
(4)圏域事業の利用についての認識	60
5 【県共同実施】岡山県意識調査（美咲町分）	62
(1)子育て世帯の雇用形態	62
(2)夫婦の子育て・家事に対するかかわり方	62
(3)育児休業の取得	65
(4)子育ての負担感・不安感	67
第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の主な取組状況と課題	68
1 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績	68
(1)幼児期の学校教育・保育	68
(2)地域子ども・子育て支援事業	71
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況と課題	75
3 中間見直しの内容	82
(1)教育・保育サービスの見直し	82
(2)地域子ども・子育て支援事業の見直し	82
(3)保護者への支援強化	82
(4)施設の運営と連携の強化	82
第4章 こども計画の概要	83
1 基本理念	83
2 基本目標	84
3 施策の体系	85





第5章 行動計画.....	86
基本目標1 こども・若者の夢をはぐくむ 未来づくり	86
>施策の方向1 就学前教育の充実	86
>施策の方向2 学校教育の充実	87
>施策の方向3 若者の出会いの創出と経済的負担の軽減.....	89
>施策の方向4 こども・若者の居場所づくり	90
>施策の方向5 こども・若者の権利の尊重と意見反映	91
>施策の方向6 サポートが必要なこども・若者への支援	92
基本目標2 安心して子育てできる 環境づくり	96
>施策の方向7 母子の健康維持	96
>施策の方向8 子育てに配慮した生活環境の整備	98
>施策の方向9 こどもの安全の確保	100
>施策の方向10 ひとり親の自立支援	101
>施策の方向11 子育て世代への経済的支援	102
>施策の方向12 相談体制の充実と切れ目のない支援.....	104
基本目標3 こども・若者を支える 地域づくり	109
>施策の方向14 社会全体で子育てをする気運の醸成.....	109
>施策の方向15 地域でこども・若者を見守る体制づくり.....	110
>施策の方向16 健全育成の推進.....	112
第6章 教育・保育の量の見込みと確保方策	116
(1)教育・保育の提供区域の設定と見込量の考え方	116
(2)幼児期の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」.....	118
(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」	119
(4)幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	123
(5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	124
第7章 計画の数値目標等	125
第8章 計画の推進体制	128
(1)計画の管理と進行	128
(2)適切な役割分担による計画の推進	129
資料編.....	130
○子ども・子育て支援法 第七十二条・抜粋	130
○美咲町子ども・子育て会議条例	131





はじめに

近年、少子化や核家族化が進行し、共働き世帯の増加に加え、地域のつながりも希薄化するなど、子育てへの負担や不安、さらには孤立感が高まってきており、こども・若者、子育て家庭をとりまく環境は厳しいものがあります。

こども・若者は美咲町の未来を担う希望です。こども・若者と子育て家庭が希望を持ち生活が送れるよう、よりきめ細やかな施策に取り組む必要があります。

美咲町は、令和5年2月に「ベビーファースト宣言」、同年10月には「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行い、「こどもの笑顔は みんなの幸せ」をキャッチフレーズとして、地域ぐるみで子どもの成長を応援し、すべてのこども・若者が健やかに育ち、自らの可能性を最大限に引き出せる町を目指しています。

このたび、美咲町では計画期間を令和7年度から令和 11 年度までとする「美咲町こども計画（以下「本計画」という）」を策定しました。この計画は、「第3次子ども・子育て支援事業計画」、「第3次次世代育成支援行動計画」、「第3次子どもの貧困対策推進計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」、「子ども・若者育成支援計画」を包括する一体的な計画として策定しています。

本計画では、「こども・若者の夢をはぐくむ 未来づくり」「安心して子育てできる 環境づくり」「こども・若者を支える 地域づくり」を目指した、具体的な施策や重点的に取り組む施策について定めています。また、複合的な課題を持つ家庭に対するサポートを強化するため、重層的支援体制を整備することにより、こども達が必要とする支援を適切かつ迅速に提供できるよう、体制の強化を図っていく予定です。

本計画の基本理念「みんなで ささえあい はぐくむ 未来」には、地域全体でこども・若者を見守り、支援する環境を整えることで、町全体で子ども・若者の未来を支えるという想いが込められています。こども・若者の成長のためには、地域の皆様一人ひとりのご協力が不可欠です。家庭、学校、そして地域社会が一体となって、こども・若者の成長を支えるための環境づくりを行う必要があります。美咲町の未来を支えるこども・若者へのご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただいた、保護者の皆様、児童生徒の皆さん、「美咲町子ども・子育て会議」の皆様、パブリックコメント等にご協力いただきました皆さんに心からお礼申し上げます。

令和7年3月

美咲町長 青野 高陽





第1章 計画の基本的性格

1 計画策定の背景

国では、少子化対策として平成 15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、続いて平成 24 年には「子ども・子育て3法」が制定されました。これらの法律に基づき、各地方公共団体は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業を展開してきました。さらに、平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指し、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供すること、また地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

美咲町(以下「本町」という。)においても、平成 27 年に「美咲町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたり計画的に各事業の推進に取り組んできました。しかし、全国的に少子化の進行や人口減少が続き、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、さらなる対策が必要とされています。

令和5年4月1日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法「子ども基本法」が施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することを目指しています。また、子どもの心身の状況や環境にかかわらず、その権利の擁護を図り、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。同年 12 月 22 日には、同法に基づき「子ども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会¹」を目指し、市町村こども計画策定の必要性が示されました。

このたび策定する「美咲町こども計画」は、本町の実情と「子ども基本法」等を踏まえ、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、令和6年度に計画期間が満了となる「第2期美咲町子ども・子育て支援事業計画」を継承し、「第3期美咲町子ども・子育て支援事業計画」を含む計画として策定するものです。

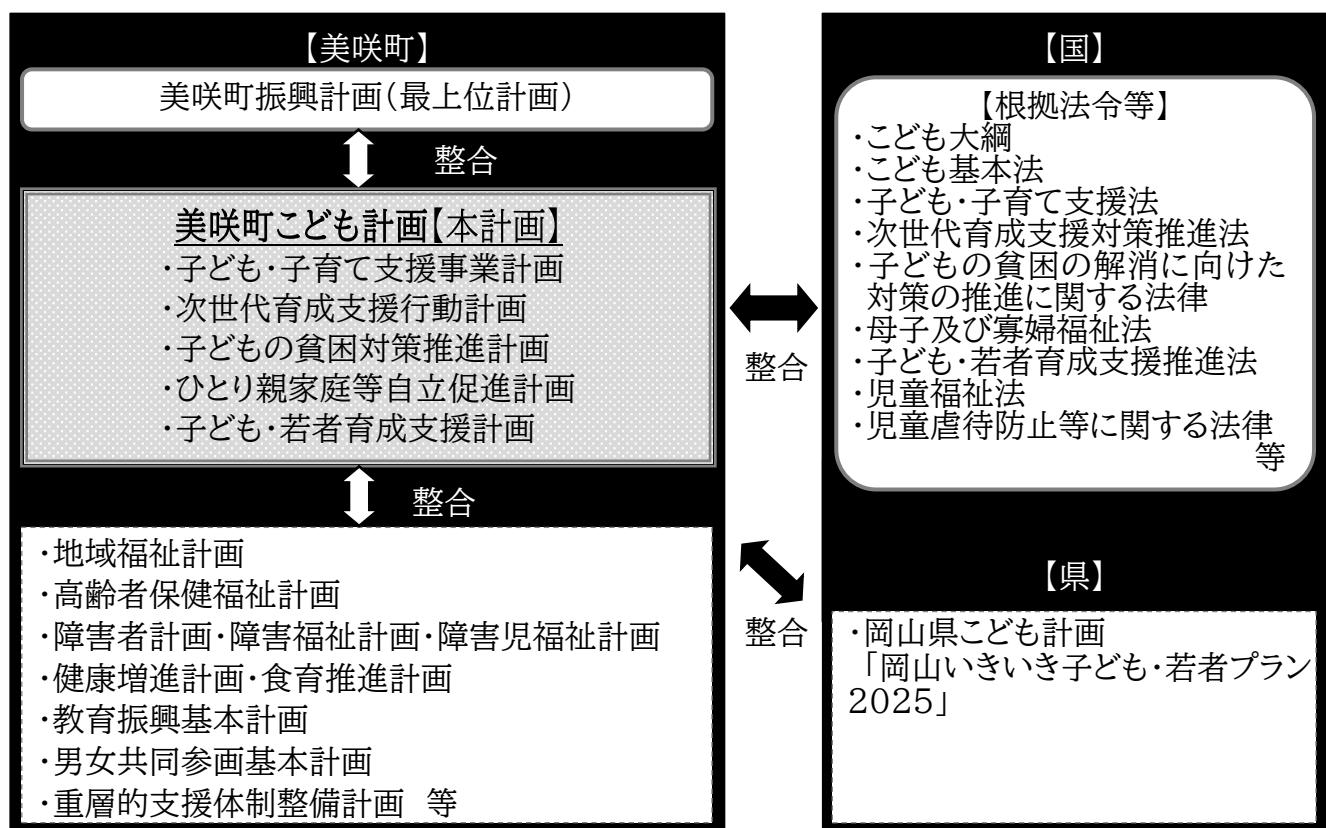
¹ こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のこと。



2 計画の性格と位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第2項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、下記のこども施策に関する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。加えて、本町の最上位計画である振興計画をはじめとした他計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。「市町村こども計画」は、市町村において、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、作成されることとされており、本計画は岡山県こども計画「岡山いきいき子ども・若者プラン 2025」との整合に配慮した内容となっています。

■本町における計画の位置づけ





■包含する計画と根拠法

① 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)

すべてのこどもと子育て家庭を対象として、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した計画です。地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進します。子ども・子育て支援法に基づき、策定義務があります。

② 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条)

次代の社会を担うことの健全な育成を支援するため、市町村が行う支援方針を定めた計画です。子育て支援サービスの充実や保護者の仕事と家庭の両立等、こどもたちが安心して成長できる環境の整備を推進します。策定は努力義務となっています。

③ 市町村子どもの貧困対策推進計画(子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項)

教育支援、生活支援、就労支援等からこどもたちが健全に成長できる環境を整えるために策定する計画です。主な対象は「現在、貧困状態にあるこどもとその保護者」としますが、貧困について同法上に明確な定義はなく、施策から誰一人取り残すことのないよう、広くとらえるものとします。策定は、努力義務となっています。

④ 市町村ひとり親家庭等自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

就業支援や生活支援、子育て支援などを通じて、ひとり親家庭が経済的、社会的に自立できるように支援するための計画です。ひとり親家庭や寡婦の自立支援を的確に、総合的に推進します。策定は、努力義務となっています。

⑤ 市町村子ども・若者育成支援計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)

こどもや若者が健やかに成長し、社会で活躍できるよう支援する計画です。教育、福祉、保健、医療、雇用などの様々な分野での施策を総合的に推進し、特に、若者の自立支援や社会参加の促進を推進します。策定は、努力義務となっています。





3 根拠法令の概要

(1) こども基本法について

こども基本法は、社会全体でこども施策を総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送れる社会の実現を目指しています。この法律では、こども施策の基本理念やこども大綱の策定、こどもの意見の反映などが定められています。

① こども大綱

「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、こどもや若者の最善の利益を最優先に考える中長期的な基本方針を定めたものが「こども大綱」です。今後5年程度を見据えた幅広いこども施策に関する方針や重要事項が一元的に定められ、こども施策を総合的に推進するための指針となります。

～ こどもまんなか社会とは ～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」。

【基本的方針】

- ア こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの中長期的な最善の利益を図ること
- イ こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- ウ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- エ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- オ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- カ 施策の総合性を確保すること





② こどもの居場所づくりに関する指針

「地域コミュニティの希薄化」や「複雑かつ複合化した生活課題」、そして「価値観の多様化」など、こどもたちを取り巻く環境や課題が日々変化しています。そのため、こどもたちに「自分の居場所」を提供することが、ウェルビーイングの観点からも重要です。各地域での「居場所づくり」に関する取組をさらに推進するために、国は子どもの権利に基づいた居場所づくりの考え方を示しています。

～子どもの権利条約とは～

子どもの権利条約は、18歳未満のすべてのこどもを対象に、世界の国々の責任として、子どもの権利をしっかりと守るために、1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約は、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にあるこどもたちには、保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約には、大きく分けて次の4つの原則があります。

これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

(1) 差別の禁止(差別がないこと)

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、貧困、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

(2) こどもの最善の利益(こどもにとって最もよいこと)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

(3) 生命、生存、発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けられることが保障されます。

(4) こどもの意見の尊重(こどもが意味のある参加ができること)

こどもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。



(2) 子ども・子育て支援法について

「子ども・子育て支援法」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量や質の向上を目指して制定されました。令和元年5月には、3歳から5歳児について原則として全ての世帯で、0歳から2歳児については住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に、認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正が行われ、同年10月から施行されています。また、令和6年10月の改正では、ライフステージを通じた子育ての経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯への支援拡充、共働き・共育ての推進が図られるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化が定められています。

(3) 次世代育成支援対策推進法について

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育つ環境を整備するために制定されました。この法律では、地方公共団体および事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定が義務づけられており(現在は任意計画に変更)、集中的・計画的な取組が推進されています。また、国はこの法に基づき、地方公共団体および事業主が行動計画を策定する際の指針を示しています。

(4) 子どもの貧困の解消に向けた対策に関する法律について

「子どもの貧困の解消に向けた対策に関する法律」は、平成26年1月に施行され、令和元年6月に改正されました。改正では、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策、貧困解消に向けた児童の権利条約の精神に基づく推進、子どもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮が明記されました。また、市町村による子どもの貧困対策推進計画の策定が努力義務とされました。さらに、平成26年8月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」は、5年ごとに見直され、令和元年11月には新たな指標が設けされました。

(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法について

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」は、母子家庭、父子家庭、及び寡婦の福祉を増進するための法律です。この法律の目的は、これから家庭の生活の安定と向上を図るために必要な措置を講じることです。具体的には、福祉資金の貸し付けや就業支援、日常生活支援、福祉施設の措置などが含まれます。国及び地方公共団体は、これらの家庭の福祉を増進する責務を負い、関係機関と協力して支援を行うことが求められています。

(6) 子ども・若者育成支援推進法について

「子ども・若者育成支援推進法」は、子どもや若者の健やかな成長を支援し、社会生活を円滑に営むための施策を推進することを目的として制定されました。この法律の基本理念には、子ども・若者が健やかに成長し、自立した個人として社会に貢献できるようにすることや、彼らの意見を尊重し、最善の利益を考慮することが含まれています。





4 子ども・子育て支援制度の概要

(1)施設型給付と地域型保育給付

施設型給付は、認定こども園、幼稚園、保育所などの施設に対して行われる財政支援です。これにより、施設が提供する教育・保育サービスの費用を補助し、保護者の負担を軽減します。この給付は、子ども・子育て支援制度の一環として、市町村が認可した施設に対して行われます。一方、地域型保育給付は、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育など、地域に根差した保育サービスに対する支援です。これらのサービスは、特に0歳から2歳児を対象としており、地域のニーズに応じた柔軟な保育環境の提供を目指しています。

(2)支給認定制度

支給認定制度は、子ども・子育て支援制度の一環として、保育や教育の必要性に応じて認定を行う仕組みです。この制度では、保護者の就労状況や家庭の事情に基づき、こどもが利用できる保育サービスの種類と時間を決定します。認定は、満3歳以上で、教育標準時間(主に幼稚園)を利用することも(1号認定)、満3歳以上で、保育を必要とするこども(保育所や認定こども園)(2号認定)、満3歳未満で、保育を必要とするこども(保育所や地域型保育)(3号認定)の3つの区分に分かれます。この3つの認定に基づき、市町村が保育料を決定します。また、認定を受けることで、適切な保育サービスを利用できるようになります。

(3)地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援の取組です。この事業は、子育て中の親と子や妊婦などが、必要な支援を円滑に利用できるようにすることを目的としています。公共施設や保育所、児童館などで、親子の交流や育児相談、情報提供を行う「地域子育て支援拠点事業」、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供や相談、助言を行い、関係機関との連絡調整を実施する「利用者支援事業」、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」等から成り、地域の子育て力を向上させ、子育ての不安や負担を軽減することを目指しています。



5 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

■計画期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども・子育て支援事業計画	2期計画					
次世代育成支援行動計画	2期計画					
子どもの貧困対策推進計画	2期計画					
ひとり親家庭等自立促進計画	未策定					
子ども・若者育成支援計画	未策定					

美咲町こども計画

令和7年度～令和11年度

(5年間)

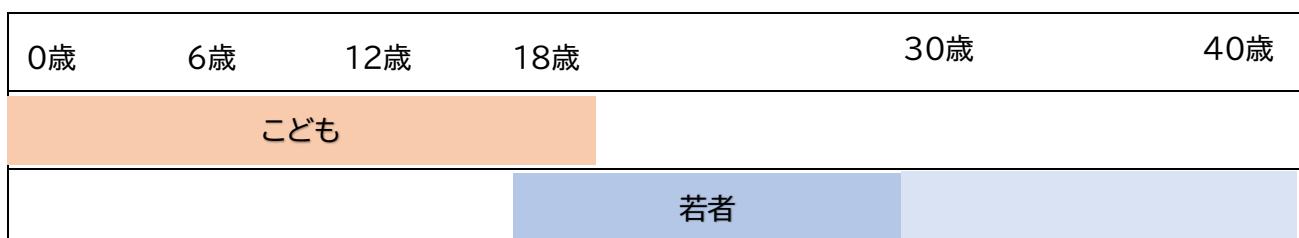




6 計画の対象

本計画は、こども、若者および子育て当事者を支援の対象とします。「こども」とは、こども基本法に定義されている心身の発達の過程にある者を言い「若者」とは、おおむね 39 歳までの者をいいます。

本計画における、「こども」表記については、こども基本法の基本理念においてすべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で区切ることがないよう「こども」表記がされているため、本計画においては、特別な場合²を除き、ひらがな標記の「こども」を用いることとします。



※こども・若者の対象範囲のイメージ

² 例えば、法律に定めのある場合や固有名詞を用いる場合等。



7 計画の策定体制

(1)美咲町子ども・子育て会議による審議

本会議は、子ども・子育て支援法第 72 条第1項及び美咲町子ども・子育て会議条例第1条の規定に基づき、町長の付属機関として平成 25年7月に設置しました。美咲町子ども・子育て支援事業計画に関する審議機関である本会議は、町内教育関係者や児童の保護者、地域の子育て支援者等からなる委員で構成され、本計画の内容等に関する活発なご審議や多くの貴重なご意見をいただきました。

(2)こども笑顔推進本部会議による審議

本会議は、美咲町子ども・子育て支援事業計画の調整を行う会議です。本部長を町長、副本部長を副町長、教育長、全所属長をもって構成し、計画の推進とともに、こども施策のための情報共有を行いました。

(3)子育て支援検討会議による審議

町内の検討体制として、担当課の実施する取組を管理及び支援する会議で、担当課から提案されたこども・子育て支援施策の推進に係る取組方針の検討・審査を行いました。

(4)美咲町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画の策定に当たり、子育て支援サービスの現在の利用状況や今後の利用希望、ご意見等を把握し、教育・保育・子育て支援の充実を図るために本調査を実施しました。

■調査の概要

調査方法 各施設で調査票を配布・回収(一部郵送)

調査期間 令和6年1月9日から令和6年1月 22 日

実施方法 全数調査(兄弟姉妹等は除く)

対象	配布数	回収数	無回答	有効回収数	有効回収率
小学校入学前の児童保護者	309	203	1	202	65.37%
小学校保護者	291	231	2	229	78.69%
合計	600	434	3	431	71.83%



(5)こども意識調査

本計画の策定に当たり、子どもの現状・ニーズ把握のため本調査を実施しました。

■調査の概要

調査方法 各施設で Web 回答

調査期間 令和6年9月5日から令和6年9月 22 日

実施方法 全数調査

対象	対象者数	回答数	無回答	有効回収数	有効回収率
小学生年代	184	177	0	177	96.2%
中学生年代	209	209	0	209	100%

(6)児童福祉施設職員等意識調査

本計画の策定に当たり、保育士・児童厚生員の現状・ニーズ把握のため本調査を実施しました。

■調査の概要

調査方法 各施設で Web 回答

調査期間 令和6年9月5日から令和6年9月 22 日

実施方法 全数調査

対象	対象者数	回答数	無回答	有効回収数	有効回収率
保育士・ 児童厚生員	91	88	0	88	95.6%



(7)【県共同実施】岡山県意識調査(美咲町分)

①調査名称	結婚、出産、子育てに関する県民意識調査	子育てに関する県民意識調査(子どものいる世帯調査)	結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査
②対象	2023年8月時点で20歳から49歳までの岡山県内在住者・市町村の住民基本台帳から無作為に抽出	0歳から小学校3年生までの子どもと同居する子育て世帯の親等 市町村ごとに保育園、小学校等の立地バランスを考慮して保育園、学校等を抽出	県立高等学校(全日制課程・定時制課程)の2年生及び3年生(中等教育学校の5年生及び6年生を含む)の全生徒
③調査期間	2023年9月30日～2023年10月24日	2023年10月20日～2023年11月13日	2023年11月6日～2023年11月27日
④対象数	56,837人	17,479世帯	18,463人
(うち美咲町の発送数)	2,083人	616人	149人
⑤調査方法	・郵便回収、オンライン回答 ・郵便送付	・保育園・幼稚園・学校等による直接配付 ・郵便回収、オンライン回答	・高校を通じた調査依頼書(調査サイトへのリンクを掲載)の高校生への配付 ・オンライン回答
⑥回収・回答結果	回収数 14,333人 回収率 25.2%	回収数 6,425世帯 回収率 36.8%	回答数 9,706人 回答率 52.6%
(うち美咲町の回収数・回答率)	431人 20.7%	146人 23.7%	82人 55.0%



8 その他

- ・これより示している百分率や合計値について、端数処理等により100にならない場合があります。
- ・保育所については、児童福祉法で定められた0歳から小学校就学前の子が通う通所施設をいいますが、本町では保育園と表記しているため、法令や基準に特に定める場合を除いて、保育園として表記しています。
- ・SDGsは、平成27年9月に国連で採択された、令和12年までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す17の国際目標と169のターゲット(具体的な目標)が設定されていますが、これは、国連に加盟するすべての国が、平成28年から令和12年までの15年間にわたって、達成に向け取り組むべき共通目標とされています。

SDGs採択から数年を経て、日本国内でもSDGsに関する認知度は大きく高まり、公的機関や民間企業でもSDGsが浸透してきました。国は平成28年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画などへの最大限の反映を奨励しています。

こども計画に掲載する取組は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現が不可欠な取り組みであり、それは誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりをもつ「地域共生社会」の実現につながります。

この計画推進の視点のひとつとして「SDGsを踏まえた取り組み」を掲げ、計画中の施策においてSDGsを念頭に取り組んでいきます。



ロゴ:国連広報センター作成



第2章 美咲町の子ども・子育てに関する現状

1 子ども・子育てに関する統計データ

(1) 人口動態

本町の人口は年2%程度の割合で減少しています。特に、少子・高齢化の影響で、死亡者数が増加するとともに、出生数が減少しており、総じて自然減少³が続いている状況です。

【人口】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口(人)	13,928	13,668	13,417	13,094	12,728
世帯数(世帯)	6,094	6,078	6,046	5,978	5,890
世帯人員(人/世帯)	2.29	2.25	2.22	2.19	2.16
人口増減率 ⁴ (%)	100	98.1	96.3	94.0	91.4
世帯数増減率(%)	100	99.7	99.2	98.1	96.7

※各年度3月31日時点

【人口動態⁵】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数 ⁶ (人)	84	64	80	56	52
死亡者数(人)	256	265	302	278	307
自然動態 ⁷ (人)	△ 172	△ 201	△ 222	△ 222	△ 255
転入(人)	289	283	329	320	300
転出(人)	348	412	351	380	411
社会動態 ⁸ (人)	△ 59	△ 129	△ 22	△ 60	△ 111
人口動態(人)	△ 231	△ 330	△ 244	△ 282	△ 366

³ 出生と死亡の差がマイナスであること。

⁴ 増減率は、令和元年度を100とした場合の各年の割合を示しています。

⁵ 社会動態と自然動態を合わせた人口の動きのこと。

⁶ 総務省が行う、住民基本台帳人口移動報告から引用。

⁷ 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。

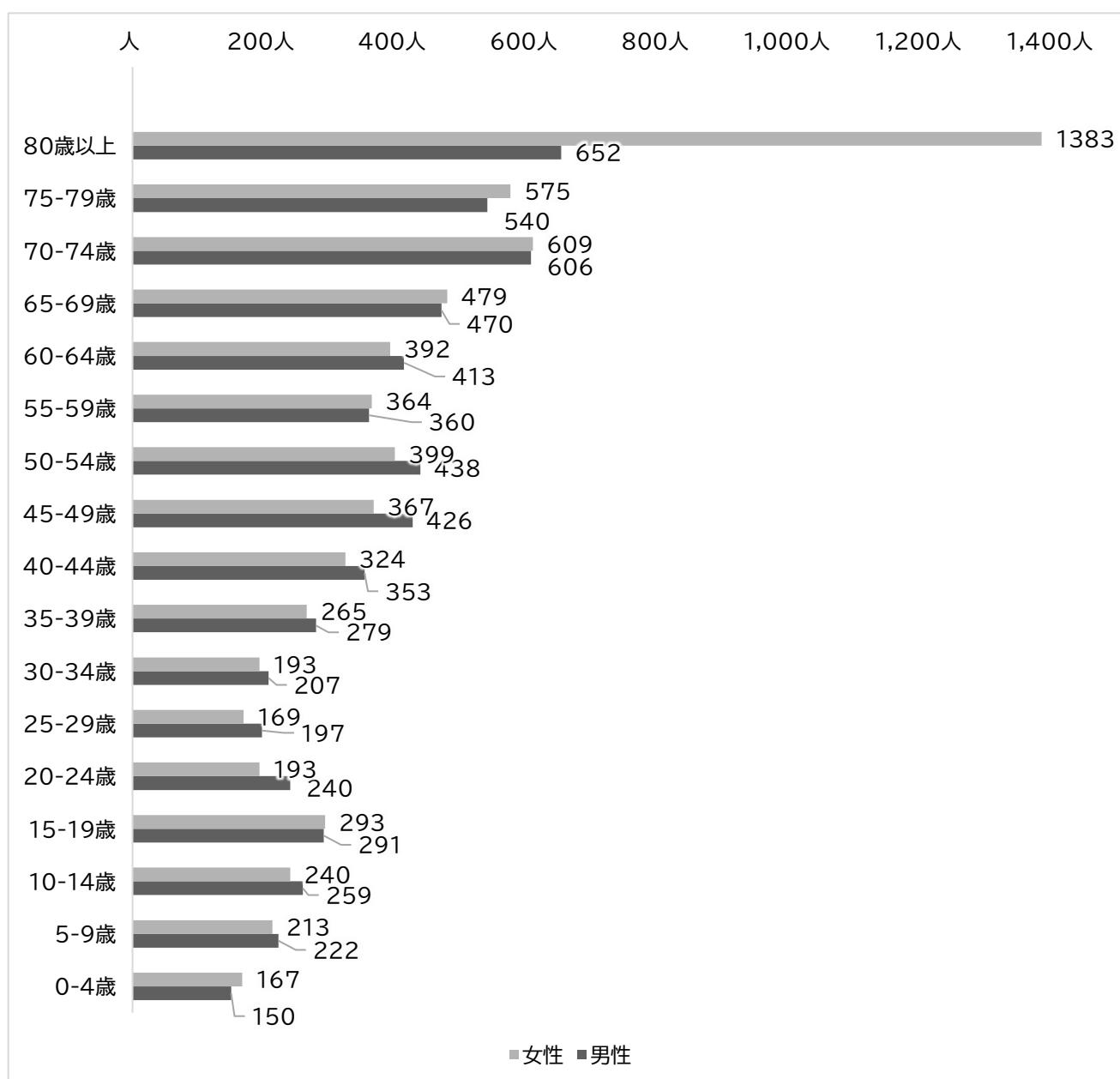
⁸ 一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動きのこと。



【年齢別人口】

男女別年齢人口

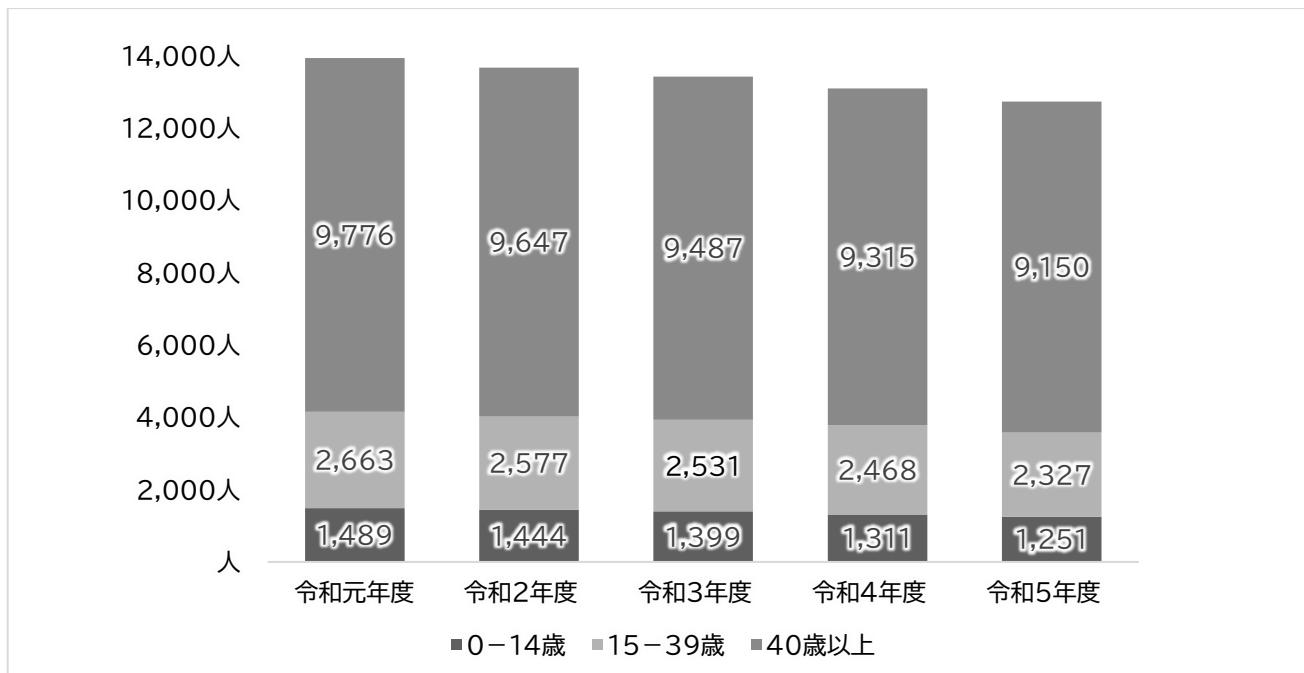
	0-14 歳	15-39 歳	40 歳以上	合計
男性(人)	631	1,214	4,258	6,103
女性(人)	620	1,113	4,892	6,625
合計(人)	1,251	2,327	9,150	12,728
人口に占める割合(%)	9.8	18.2	71.8	100



※令和6年3月31日時点



年齢別人口の推移



※各年度 3月31日時点





(2)少子化の動向

美咲町では人口減少と高齢化が進行しており、特に出生数の減少が顕著となっています。推移を見てみると、過去5年で30人以上減少しており、こどもや若者の数の減少による将来の労働力不足から経済の維持が困難になることが危惧されています。特に令和2年度以降は、新型コロナウィルス感染症の拡大もあり、前年度に比べ母子保健手帳の交付数が大幅に減少しています。

【出生】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数 ⁹ (人)	83	64	79	56	52
女性の数 (15歳から49歳まで) ¹⁰ (人)	1,986	1,768	1,745	1,719	1,709
出生率	4.5	3.5	4.6	3.4	3.2
合計特殊出生率 ¹¹	2.10	1.66	2.23	1.62	1.63

【母子保健手帳交付数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数(件)	70	89	61	57	43

【未就学児の人口】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0-2歳(人)	246	239	222	213	190
3-5歳(人)	289	280	259	239	242
0-5歳(合計)(人)	535	519	481	452	432

※各年度3月31日時点

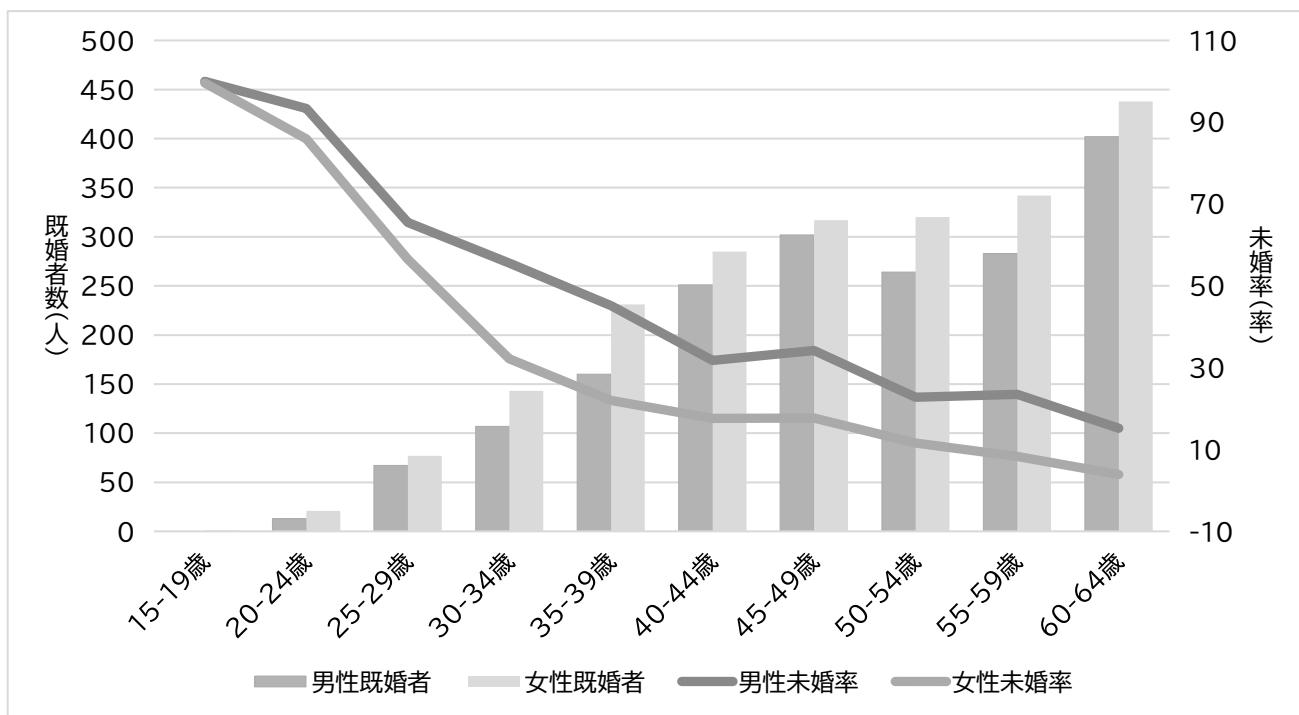
⁹ 厚生労働省が発表する人口動態調査(確定数)から引用。

¹⁰ 令和2年国勢調査(年齢・国籍不詳をあん分した日本人女性人口)を基に、県統計分析課が毎年1月頃に公表している毎月流動人口調査(年報)から社会動態による増減、厚労省が発表する人口動態調査から死者数を用いて算出したもの。

¹¹ 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

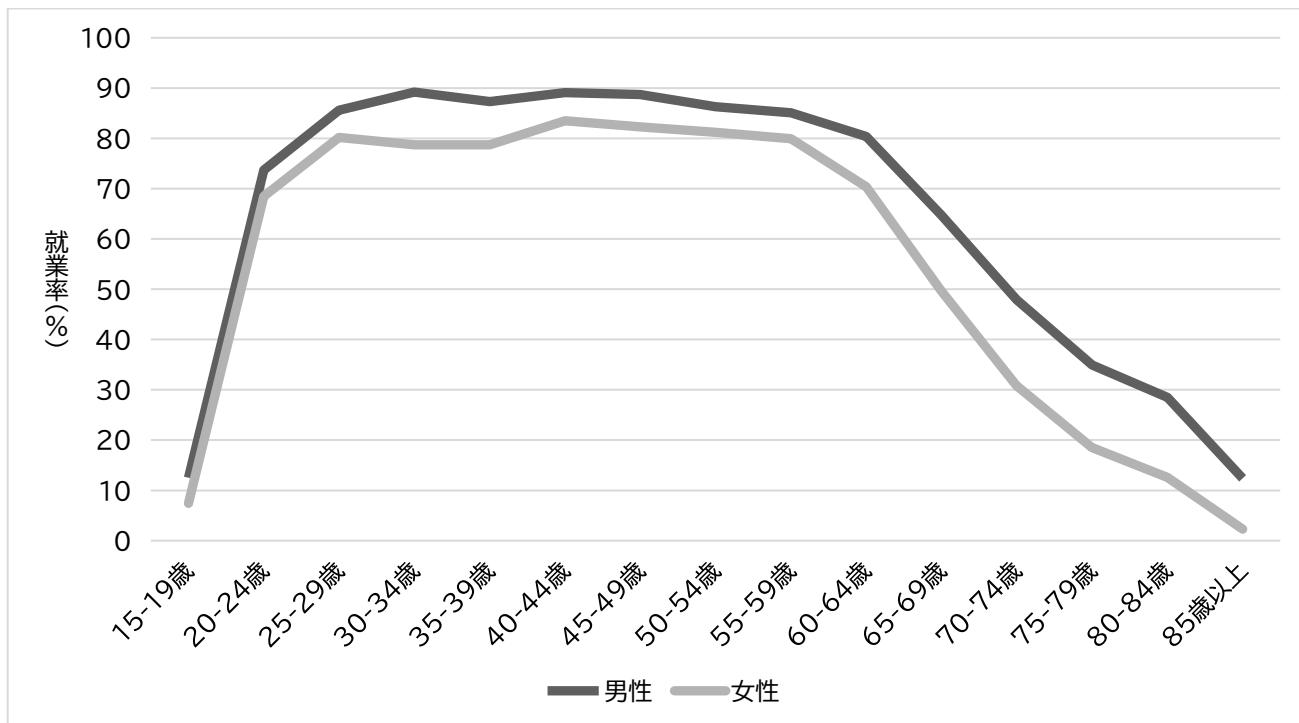


【年齢別未既婚者数と未婚率】



※「令和2年国勢調査」

【年齢別就業率】



※「令和2年国勢調査」





(3) こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

児童扶養手当¹²の受給者については、母子世帯が9割以上を占めており、男女間の受給状況に差異がみられる状況です。これは、児童扶養手当が一定の世帯所得以下であるときに受給できるという要件で運営されており、男女間の所得に差があるためと考えられます。令和3年度の全国ひとり親等調査によれば、父親の平均年収が496万円であるのに対し、母親の平均年収は236万円にとどまっており、特に母子世帯の経済的貧困率が高い状況にあるといえます。

また、ひきこもり状態¹³であるこども・若者は、人口比9.7%存在していると推計されています。ひきこもりや不登校の中には、こころの病気が隠れています。こころの病気の原因になったりすることもあり、不登校のこどもやひきこもり状態のこども・若者を中心とした家族の状態を把握し、家庭への訪問を行うアウトリーチ¹⁴型支援を行っていく必要があります。

【児童扶養手当】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア 母子世帯(世帯)	103	104	97	86	89
イ 父子世帯(世帯)	7	6	6	3	4
ウ 養育者(世帯)	2	0	0	0	0
アからウの合計(世帯)	112	110	103	89	93
受給世帯の占める割合【本町】(%)	1.8	1.8	1.7	1.4	1.5
受給世帯の占める割合【全国】 ¹⁵ (%)	—	—	1.6	1.5	—
アからウの子どもの数(人)	195	179	174	144	151

※各年度 3月31日現在

¹² 父母が婚姻を解消した児童や、父が死亡した児童などを監護している母又は養育者に支給される手当。

¹³ 平成22年の厚生労働省が発出したガイドラインによれば、様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしていてもよい)を指す現象概念のこと。

¹⁴ 生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

¹⁵ 令和5年度厚生統計要覧より引用。



【ひとり親家庭等医療費給付事業¹⁶】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親(人)	94	96	88	97	91
児童(人)	0	3	2	2	0

【就学援助¹⁷を受けた児童生徒の数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童生徒総数(人)	984	932	932	912	848
就学援助認定者数(人)	153	142	147	153	136
認定者の占める割合【本町】(%)	15.54	15.23	15.77	16.77	16.03
認定者の占める割合【全国】(%) ¹⁸	14.78	14.27	13.89	13.89	13.68

【生活保護世帯の子どもの数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保護世帯数(世帯)	72	65	63	61	59
ア 未就学児(人)	0	0	0	0	0
イ 小学生(人)	0	0	0	0	0
ウ 中学生(人)	1	0	0	2	1
エ 高校生(人)	3	1	1	3	2
アからエの合計(人)	4	1	1	5	3

※各年度 3月31日現在

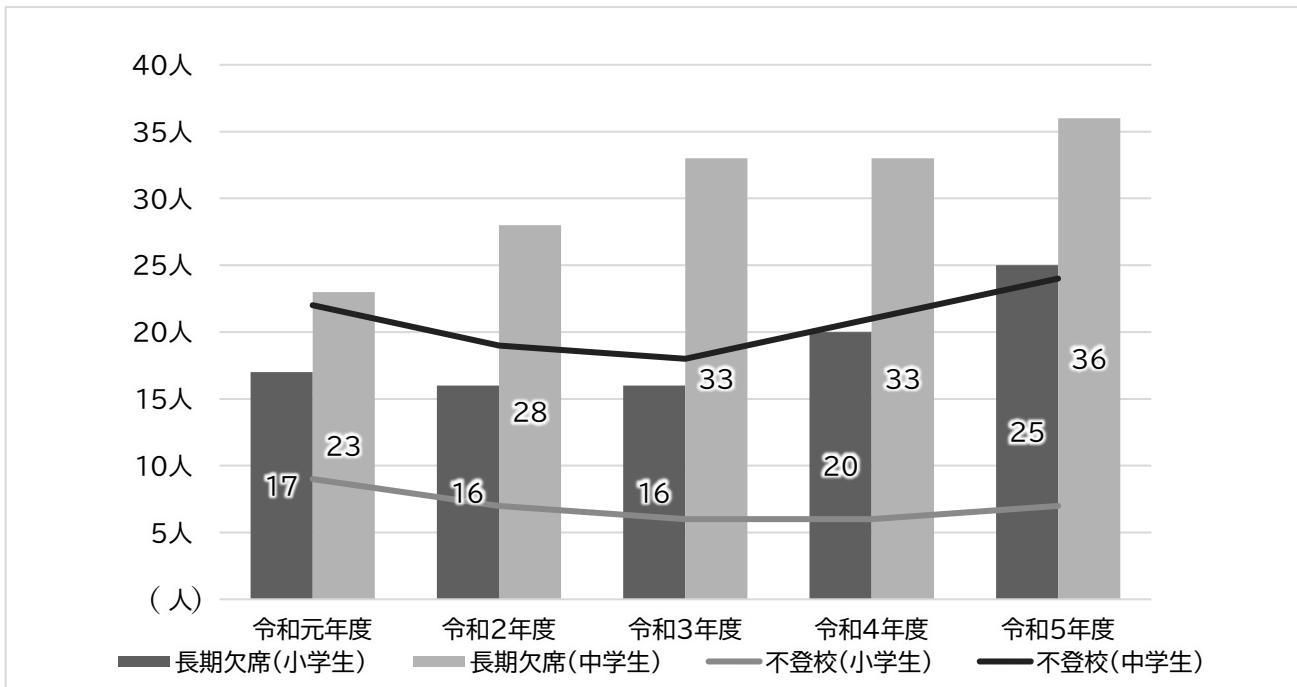
¹⁶ ひとり親家庭等の方の医療費(保険診療分)の自己負担額の一部を助成する制度で、原則1割負担で受診できます。児童のうち、18歳に到達する年度の3月31日までは、子ども医療費制度を優先して利用するため、算入していません。

¹⁷ 町内在住で町内の学校に在籍するこどもがいる家庭のうち、経済的援助が必要な世帯を対象に、学校給食費や学用品費等の一部を援助し、経済的負担を軽減する制度。

¹⁸ 就学援助実施状況等調査(学用品費等における就学援助率)の値から引用。



【長期欠席者数¹⁹と不登校数²⁰】



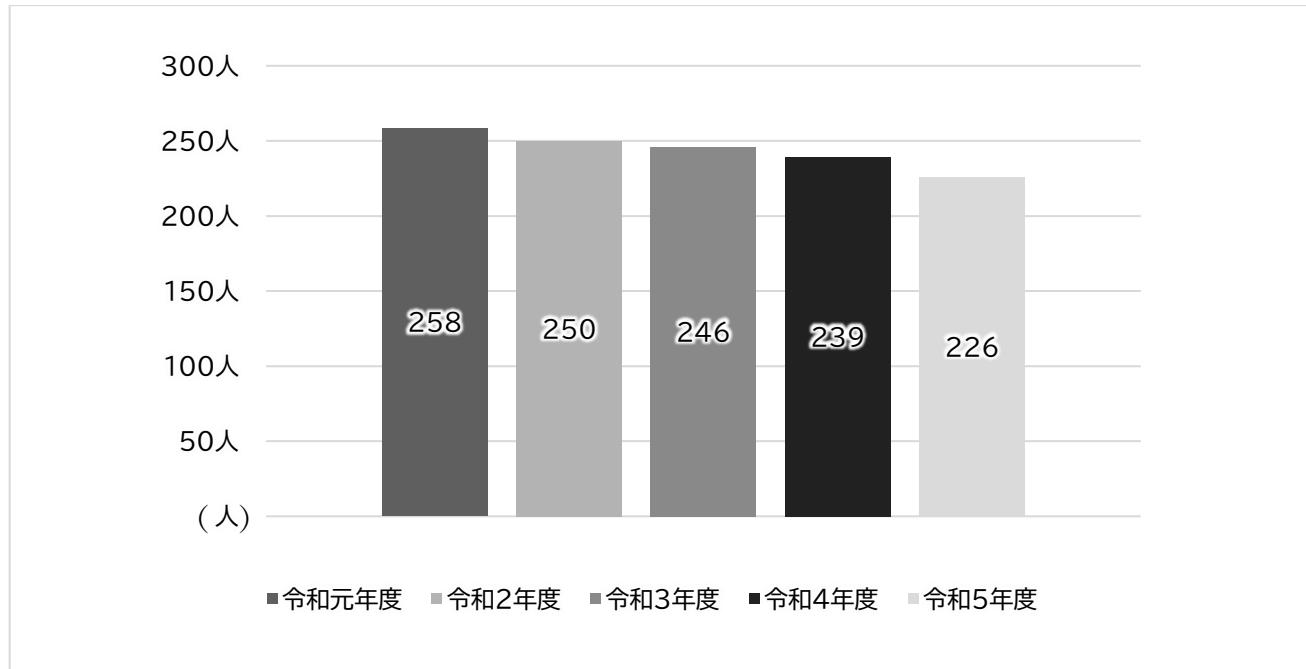
¹⁹ 出席停止、忌引きを除き、年に30日以上学校に来ていない児童生徒数。

²⁰ 心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。



【ひきこもり数】

ひきこもり状態²¹にある若者(15歳から39歳)の数は、「こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度 内閣府)」によれば、令和6年4月時点で美咲町全体に226人存在すると推定されます。



※各年度3月31日時点

²¹ こども・若者の意識と生活に関する調査中においては、「外出頻度が低い状態にある者」のことをいい、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」(5.2%)、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」(3.6%)、「自室からは出るが、家からは出ない」(0.7%)、「自室からほとんど出ない」(0.2%)を合計した、9.7%を人数にかけることで算出する。





(4)保育園・小中学校等の状況

共働きの増加に伴い、特に3歳未満児への保育ニーズが高まっています。延長保育²²や一時預かり事業²³、病児・病後児保育事業²⁴、放課後児童クラブや児童館など、仕事と育児を両立できる制度を整え、離職の防止や就労の継続を支援する必要があります。

【入園児童数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央かめっこ保育園(人)	192	198	185	179	180
旭保育園(人)	47	42	37	40	40
柵原西保育園(人)	90	95	81	78	66
柵原東保育園(人)	69	64	63	62	65

※町内在住園児数

【充足率】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央かめっこ保育園(%)	100	99	95	92	93
旭保育園(%)	50	44	37	43	43
柵原西保育園(%)	90	101	87	81	75
柵原東保育園(%)	97	98	92	91	94

※3月園児数/定員

²² 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業。

²³ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業。

²⁴ 地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業(病児対応型、病後児対応型)、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業(体調不良時対応型)のこと。美咲町には、病児保育施設がありませんが、県内の相互協定を結んでいる病児保育施設を利用できます。





【延長保育(時間外保育)実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施個所数(箇所)	4	4	4	4	4
延べ利用人数(人)	1,191	1,008	856	808	508

※町立保育園分

【一時預かり事業²⁵実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施個所数(箇所)	3	3	3	3	3
延べ利用人数(人)	623	300	518	234	499

※町立保育園分

【地域子育て支援拠点事業²⁶(地域子育て支援センター)実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施個所数(箇所)	3	3	3	3	3
延べ利用人数(人)	4,907	2,062	1,436	1,700	2,006

【病児・病後児保育事業実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数(人)	15	5	3	8	13

【放課後児童クラブ延べ利用者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
わかくさ児童クラブ (人)	3,840	5,076	5,332	4,554	5,961

²⁵ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

²⁶ 公共施設や保育所、児童館などで、親子の交流や育児相談、情報提供を行う事業。美咲町では、中央かめつこ保育園、旭保育園、柵原西保育園内にあります。



【児童館のべ利用者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央児童館(人)	14,826	7,702	10,311	9,902	8,925
旭児童館(人)	3,057	3,236	4,830	4,520	4,577
柵原児童館(人)	6,343	3,224	7,403	7,529	6,689

【学校児童生徒数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校(校)	5	5	5	5	4
教員数(人)	63	69	68	70	57
児童数(人)	626	588	594	599	494
教員一人当たりの児童数(人)	10	9	9	9	9
義務教育学校(校)	-	-	-	-	1
教員数(人)	-	-	-	-	29
児童生徒数(人)	-	-	-	-	103
教員一人あたりの児童生徒数(人)	-	-	-	-	4
中学校数(校)	3	3	3	3	2
教員数(人)	48	48	48	47	29
生徒数(人)	358	354	338	313	251
教員一人あたりの生徒数(人)	8	8	8	7	9



(5)健康診査等の状況

母子の健康状態や子どもの発育や栄養状況を確認する目的で健康診査を実施しています。子どもの発育、発達の特性を早期に把握することで、就学前に必要な支援につなげる狙いがあります。

【妊婦一般健康診査】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	1,358	1,470	1,394	1,295	939

【乳児健康診査】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	154	135	102	126	112

【1歳6か月児健康診査】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者(人)	74	88	67	68	67
受診者数(人)	66	76	58	61	61
受診率(%)	89.1	86.3	86.6	89.7	91

【3歳6か月児健康診査】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者(人)	102	79	71	88	75
受診者数(人)	96	69	64	81	65
受診率(%)	94.1	87.3	90.1	92	87



(6)相談・支援等の状況

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。妊娠・出産・子育てに関する相談がしやすい環境を整備することで、こどもや家庭の課題やニーズ、子どもの置かれた環境等の状況を的確にとらえ、こどもや家庭を適切な支援につなげることで、児童虐待を未然に防ぐことを目指しています。

【発達相談】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未就学児相談延べ件数(件)	42	34	32	65	29
作業療法士相談延べ件数(件)	26	21	15	25	7
言語聴覚士相談延べ件数(件)	6	8	16	12	19

※作業療法士・言語聴覚士による相談については、小中学生も含む。

【児童家庭相談件数²⁷の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数(件)	145	138	141	151	136

²⁷ 家庭や警察、学校等の関係機関から受けるこどもや家庭に関する相談受付件数のこと。



【児童虐待に関する相談件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待 ²⁸ (件)	17	9	3	2	5
ネグレクト ²⁹ (件)	12	14	14	15	5
性的虐待 ³⁰ (件)	0	0	0	1	0
心理的虐待 ³¹ (件)	19	16	11	6	3
その他 ³² (件)	65	76	100	92	55
合計(件)	113	115	128	116	68

²⁸ 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外傷とは打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓破裂、刺傷、たばこなどによる火傷などをいいます。

²⁹ 子どもを遺棄すること、健康状態を損なうほどの不適切な養育、あるいは子どもの危険について重大な不注意を犯すこと。栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校に登校させない等があります。

³⁰ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもにわいせつな行為をさせること。子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆などや性器や性交を見せることをいいます。

³¹ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。脅迫や子どもを無視したり、拒否的な態度を示すこと、子どもの心を傷つけることを繰り返し言ったり、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをすることをいいます。

³² 現在「虐待」として認定していないが、放置しておくと虐待のおそれがあると思われるもの。令和5年度に「虐待」として管理しているケースの見直しを行いました。



【障がい児等への支援状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援 ³³ (人/月)	10	13	14	14	19
医療型児童発達支援 ³⁴ (人/月)	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援 ³⁵ (回/月)	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス ³⁶ (人/月)	55	55	66	70	65
保育所等訪問支援 ³⁷ (回/月)	0	0	0	0	0
障がい児相談支援 ³⁸ (回/月)	24	28	18	19	23

※各年度4月

³³ 障がいのある未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供する通所サービス。

³⁴ 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児について、児童発達支援及び運動療法や物理療法などの治療を行うもの。

³⁵ 重度の障がい等により外出することが著しく困難な18歳未満の障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を提供するもの。

³⁶ 幼稚園及び大学を除く、学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図る通所サービス。

³⁷ 保育所等に通う障がいのある子どもについて、保育所等を訪問し、対象となる子ども以外の子どもとの集団生活への適応のために行う、「子ども本人に対する支援(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)」、「訪問先施設の職員に対する支援(子どもへの理解や特性を踏まえた支援方法や関わり方の助言など)」及び「家族に対する支援(子どもへの理解や特性を踏まえた関わり方の助言など)」のこと。

³⁸ 障害児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するもので、指定を受けた障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングや相談対応等を行います。

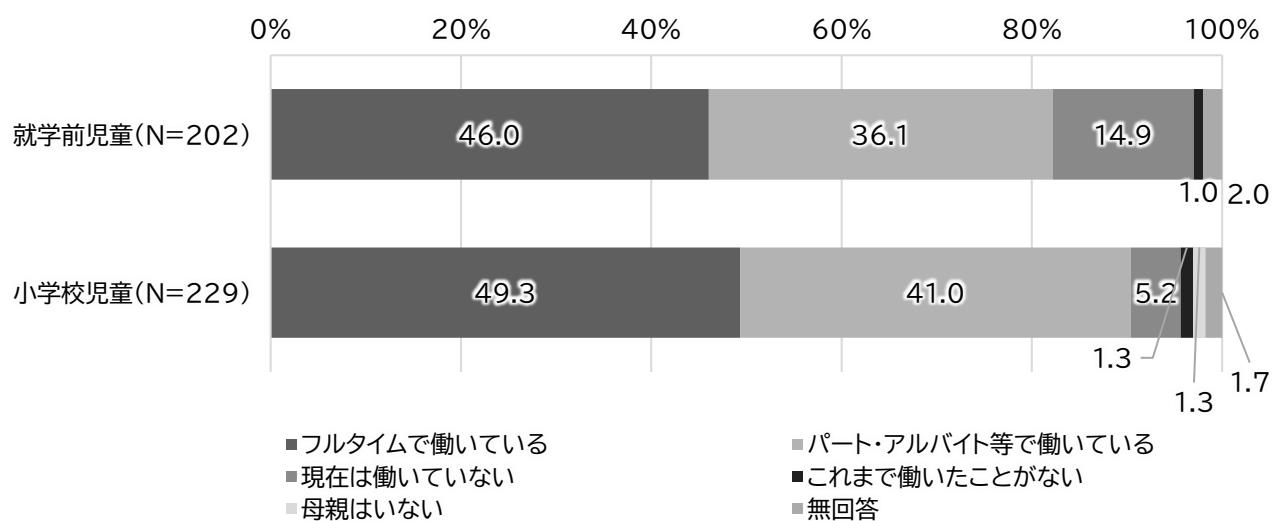


2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果

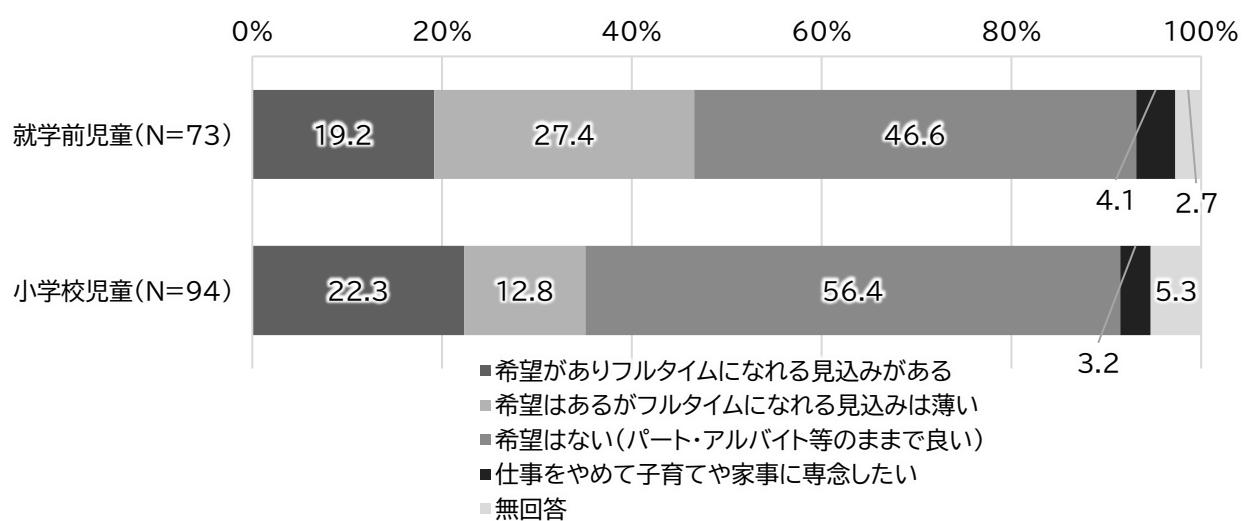
(1)保護者の就労状況について

父親の就労状況については、約9割がフルタイムで就労しています。母親の就労状況については、約半数がフルタイムで、就学前児童の3割以上、小学校児童の4割以上がパート・アルバイト等となっています。現在パート・アルバイト等で働いている母親のうち、約4割がフルタイムへの変換希望を持っています。

母親の就労状況



母親のフルタイムへの変換希望



※回答者は、現在パート・アルバイト等で就労している人のみ



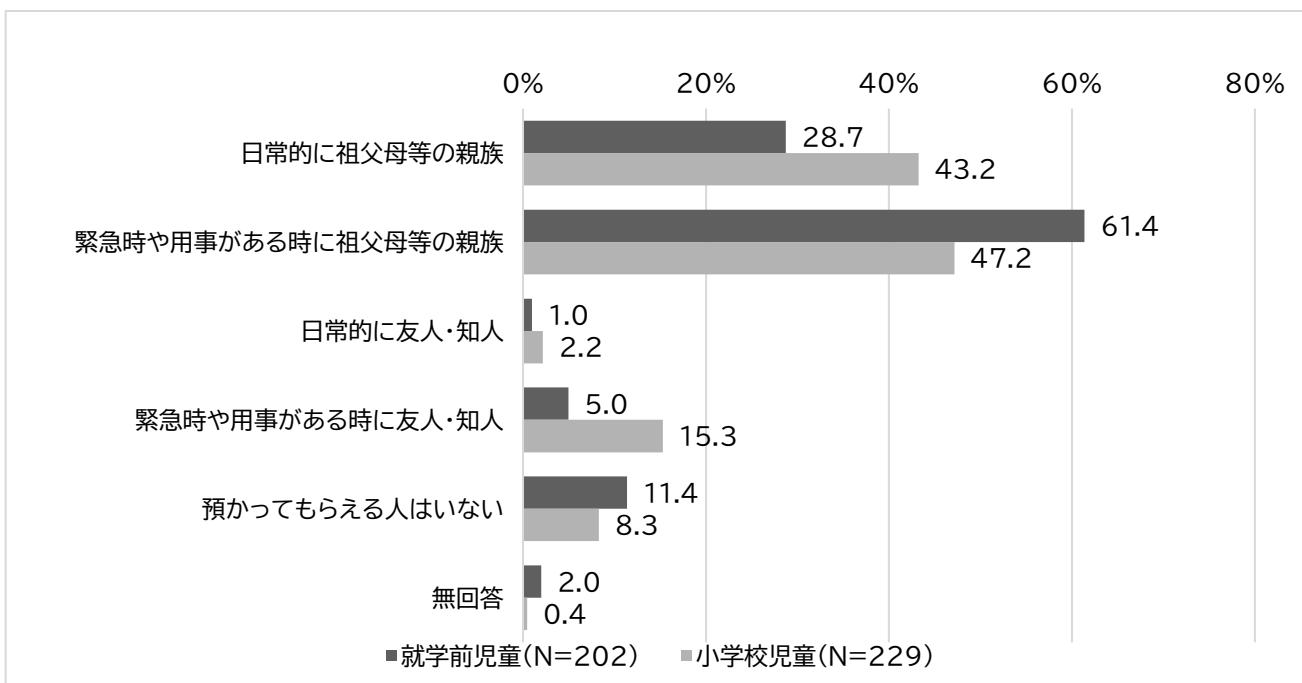
- ・前回調査と比較すると、就学前児童の母親ではフルタイムで就労している割合が増加しています。小学生児童の母親ではフルタイムはほぼ横ばいですが、パートタイムで就労している割合が6ポイント増加しており、現在働いていない割合は就学前児童の母親で減少しています。
- ・現在パート・アルバイト等で就労している就学前児童の母親の 46.6%以上がフルタイムへの転換を希望(前回調査では 36.8%)しています
- ・未就労の母親の50%以上が1年以内にパート・アルバイト等で働きたいと希望している一方で、働く予定がないと回答した人が 30%以上あり、前回調査より 18 ポイント上昇しています。



就労する母親の割合は確実に増加していますが、子どもの成長に伴い、働き方の変化はみられます。保護者が働くことを前提とした、子育て支援策の見直しや充実が求められます。

(2)親族等からの支援について

就学前児童の6割以上、小学校児童の約5割が「緊急時や用事がある時に祖父母等の親族」、就学前児童の約3割、小学校児童の4割以上が「日常的に祖父母等の親族」からの支援を受けています。就学前児童、小学校児童ともに母親の就労状況が“未就労”的な場合、「預かってもらえる人はいない」は高くなっています。



- ・前回調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」割合が就学前児童、小学生児童とともに大幅に減少していますが、「緊急時や用事がある時に預かってもらえる」割合の変化はほとんど見られません。





親族等からの支援は一定程度受けられているものの、祖父母等も仕事を続ける人が増えたこと、個々の活動を優先させる場面が増えたことにより、日常的な支援が難しくなっている状況があると推測されます。

祖父母以外でも、地域の方からの支援が可能となる取り組みが求められます。

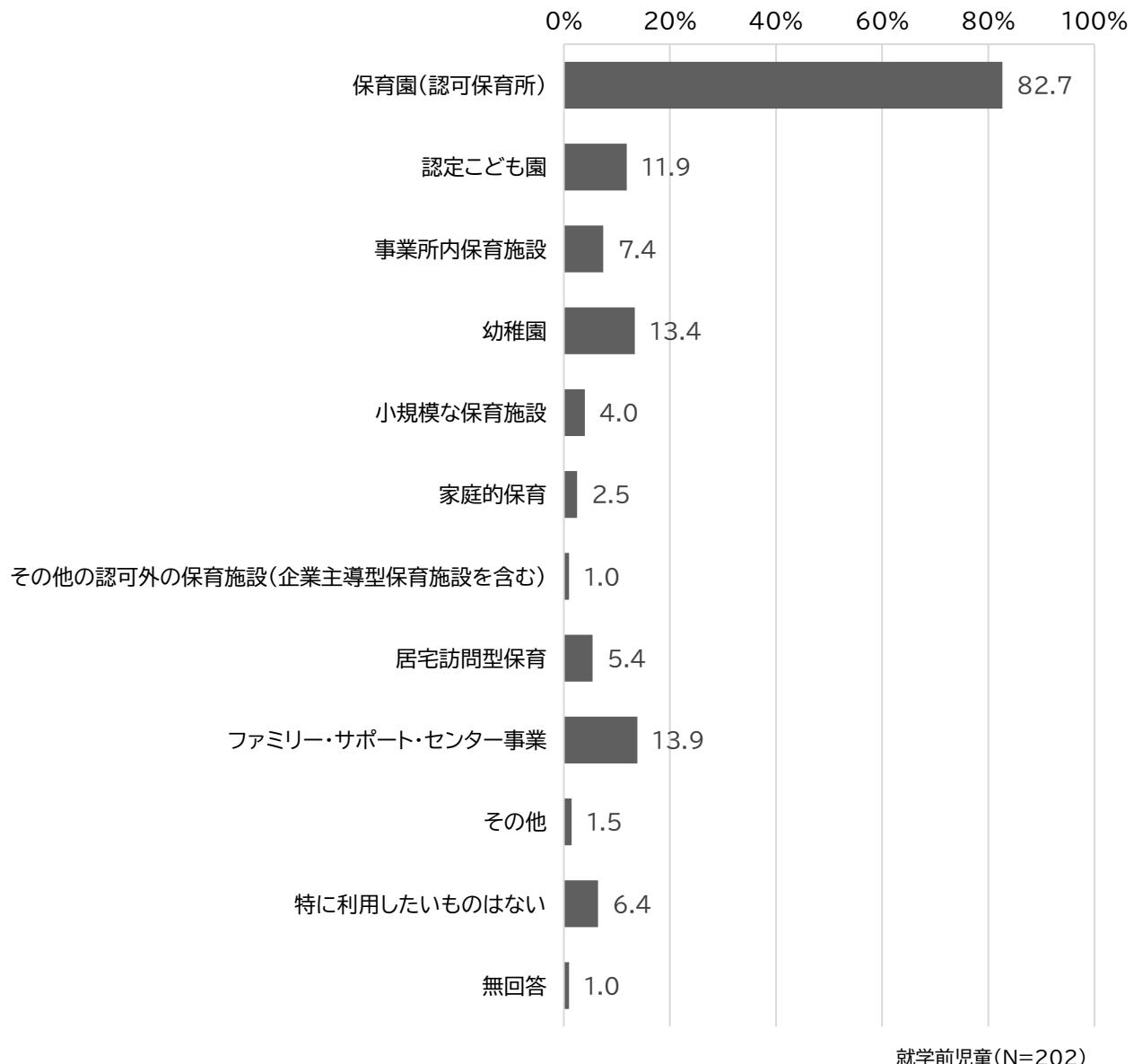
(3)就学前児童の子育て支援サービスの利用意向

平日定期的に子育て支援サービスを利用している人は 163 人で、利用希望のある人全体の 80.6%に当たります。このうち、99%が保育園を利用しています。子育て支援施設の利用希望については、82.7%が保育園を希望しています。一方で、町内にはない「認定こども園」や「幼稚園」を希望する人もいます。

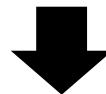
ファミリー・サポート・センター³⁹については、前回から 7.4 ポイント上昇し、13.9%が利用を希望しています。

³⁹ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う機関。





- ・令和元年10月から保育料の無償化制度がスタートしたことに伴い、保育園の利用が増加しました。(前回調査より 9.4 ポイント增加)
- ・子育てしやすい社会のために必要と思う支援策としては、「働きながら子育てできる環境づくり」「安全・安心な子どもの遊び場の充実」などが求められています。



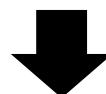


保護者が働きながら子育てできる環境づくりが引き続き求められています。ニーズに柔軟に対応するためには教育や保育を提供するための人材確保、技術・技能を含む質の向上も必要です。

(4)多様な保育サービスの利用について

就学前児童の保護者については、以下のとおりです。

- ・土曜保育の利用希望について、42.1%が月に1回以上利用したいと回答しています。
- ・日曜保育の利用希望について、15.8%が月に1回以上利用したいと回答しています。
- ・子どもの病気やけが理由で保育園等を利用できなかった保護者の割合は 86.5%で、病児保育を 62.4%が利用したいと回答しています。
- ・一時預かりの利用希望について、77.7%が利用したいと回答しています。
- ・地域子育て支援センターの利用は 18.8%の方が利用しています(前回調査時 15.9%)。
- ・各制度について利用していない方が多いため、サービスの周知が必要です。



一時預かり事業については、77.7%の方に利用意向があるため、より分かりやすく事業の内容を周知し、利用促進につなげる取組が必要です。

地域子育て支援センターの利用が伸びていないため、センターの情報を発信し、利用促進につなげる取組が必要です。

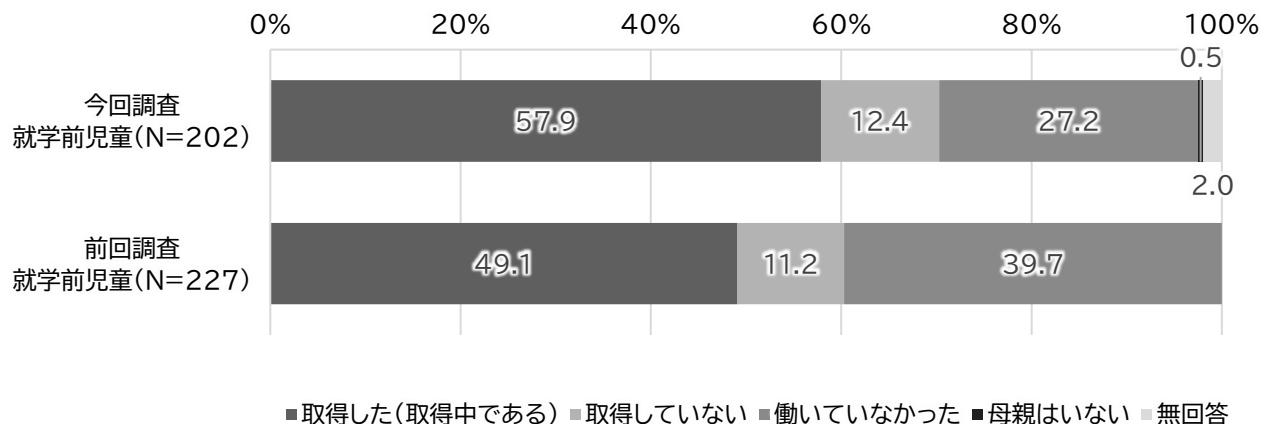
病児・病後児保育事業について、広く情報提供をしていくことが必要です。

(5)育児休業の取得状況

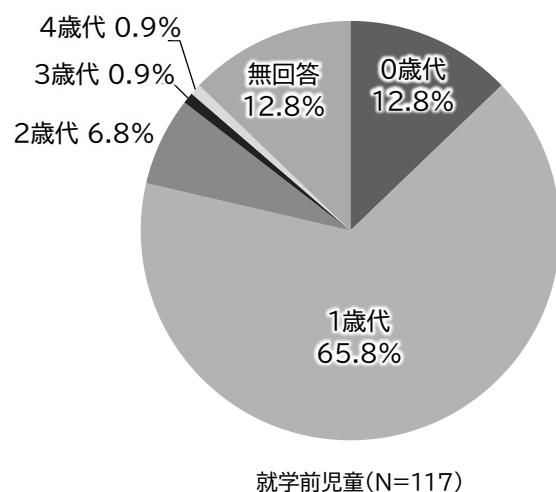
父親の83.2%、母親の 12.4%が取得していませんが、前回調査と比較すると、「取得した」の割合はいずれも上昇しており、とくに父親の取得状況が前回から 6.3 ポイント上昇し、7.4%が取得しています。取得の期間は、父親に比べて母親が長い傾向にあります。



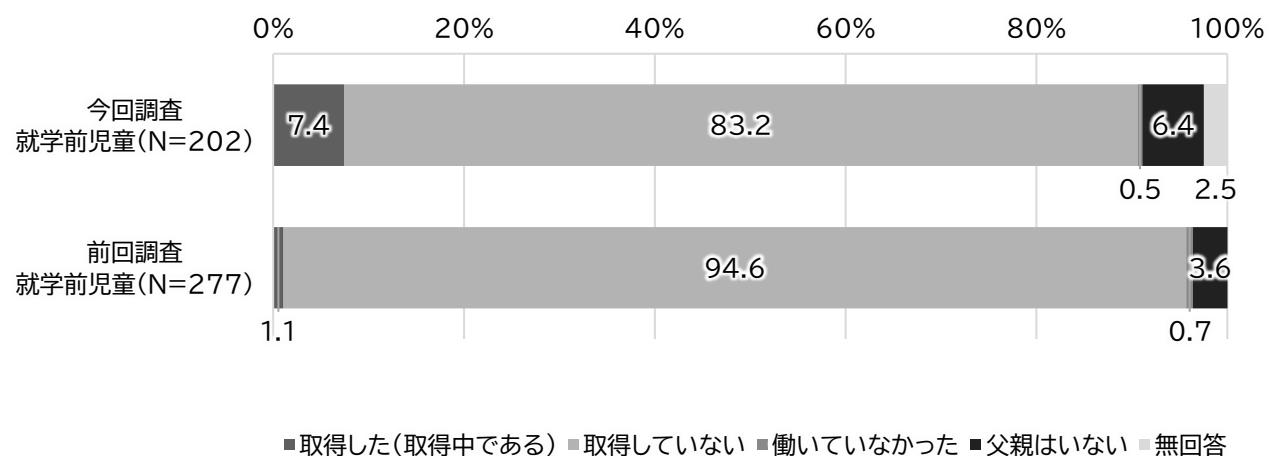
制度の取得状況(母親)



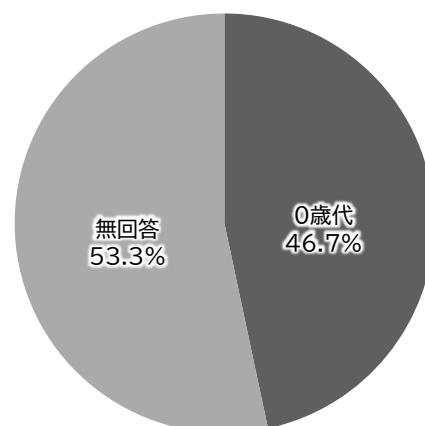
子どもが何歳になるまで取得したか(母親)



制度の取得状況(父親)



子どもが何歳になるまで取得したか(父親)



就学前児童(N=15)



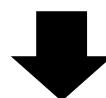
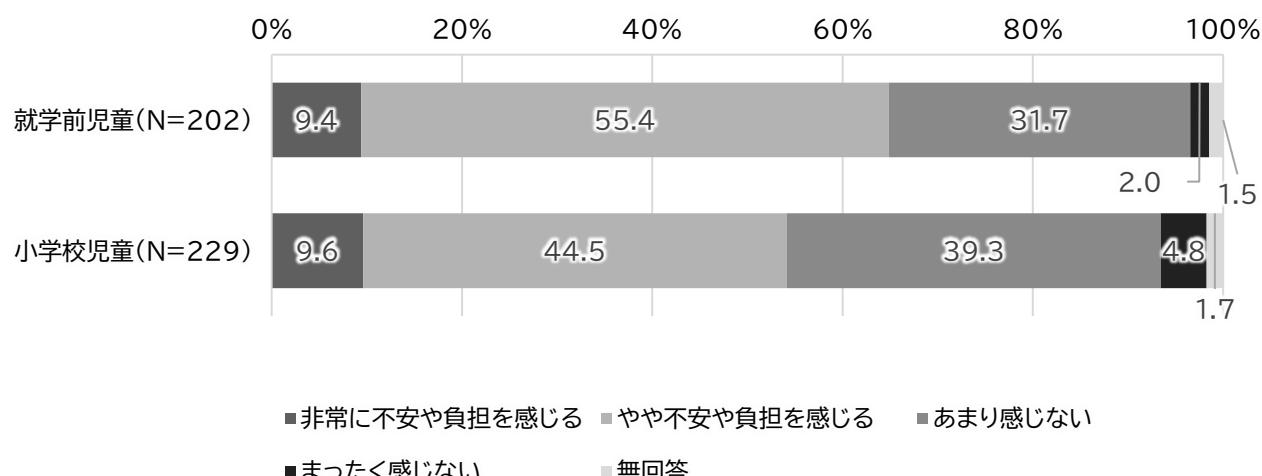
男性の育児休業取得率は、前回結果と比較すると大幅に上昇していますが、今回結果も男女間での大きな違いが感じられる状況です。また、育児休業の取得期間について、男性は育児休業を取得したと回答している場合であっても、1年に満たない期間の取得であることが想定されます。

育児休業の取得は、男女に認められた権利です。育児休業を取得することで、仕事と育児の両立を図り、キャリアアップなどの制限を受けずに家族との時間を持つことができます。また、パートナーと育児の大変さを分かち合う関係性を築く機会でもあります。育児休業の取得を促すことは、多様性の推進にもつながり、企業や地域社会にとってもメリットが大きいという認識を社会全体で共有していく必要があります。

(6)子育てに関して不安や負担を感じることの有無

「非常に不安や負担を感じる」「やや不安や負担を感じる」と答える人の割合は、就学前児童の保護者の 64.8%、小学校児童の保護者の 54.1%を超えていて、児童の年齢が上がるほど、「(負担)あまり感じない」の割合が多くなっています。

クロス集計によれば、配偶者の関わりに不満を感じている人ほど、子育てに関して不安や負担を感じていると答えています。





保護者の負担は、経済的な負担と非経済的な負担に分けられます。経済的な負担には、育児や教育に起因する「費用の発生」や出産や育児を行うために仕事を休む・辞めるなどの「所得の減少」などがあります。また、非経済的な負担としては、仕事や家事の時間を持てない、自分や夫婦の時間を持てないといった「時間的な負担」、子育てに求められる労力に起因する「身体的負担」、周囲の理解不足や孤独感や育児に関する知識不足による「精神的負担」などがあります。

就学前児童の保護者は子どもが食事や排せつ、入浴などをひとりで行う事が難しいため、時間の制約が大きくなります。一方、小学校児童の保護者においては、子どもの日常生活動作が自立し、目を離せない時間は減少するものの、発達や友達同士の付き合い、生活習慣など、新たな不安要素が出現します。

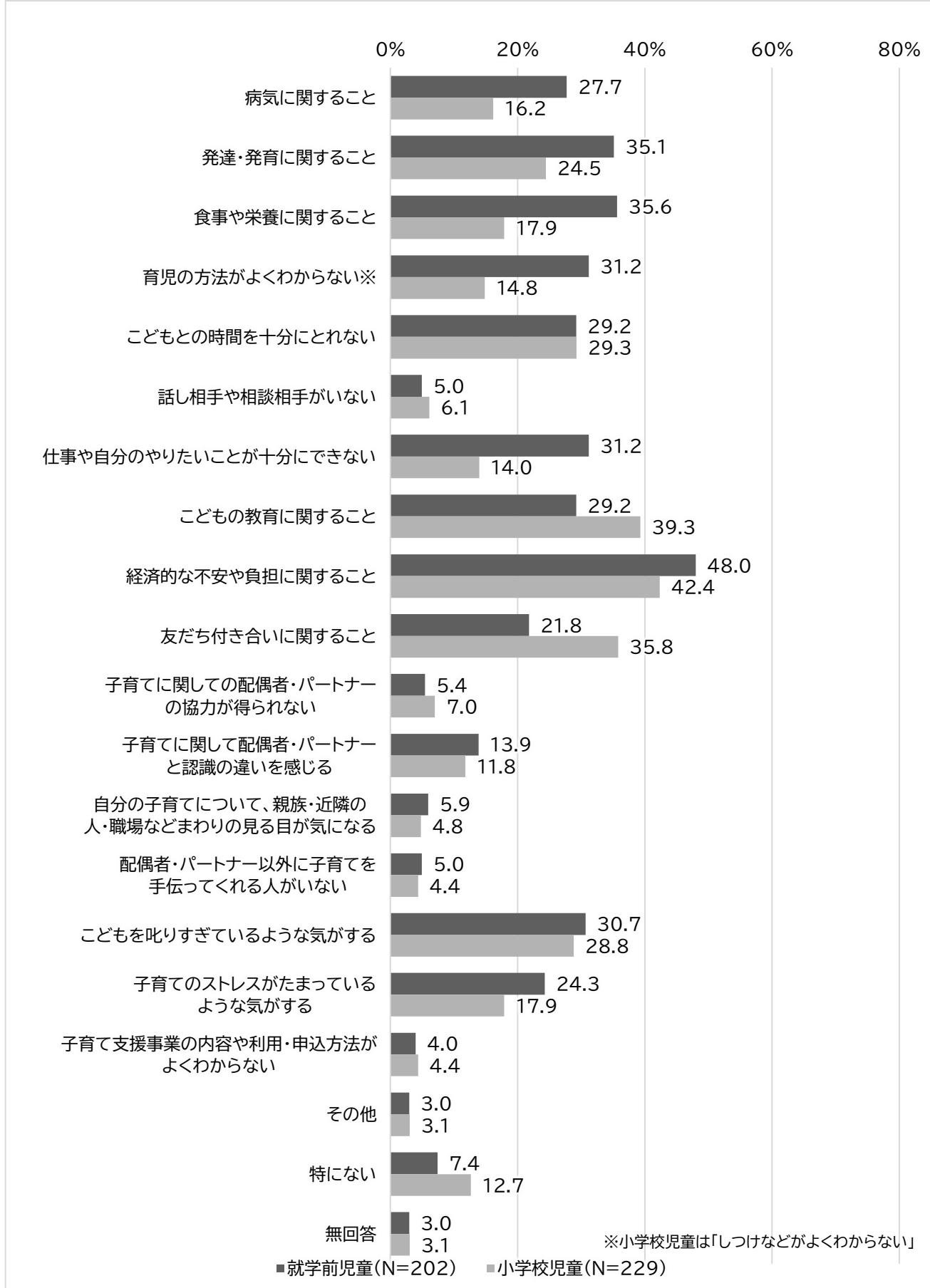
このように、児童の年齢によって保護者が感じる非経済的な負担感の種類には差が見られます。精神的負担については、児童の成長とともに保護者自身が子育ての経験から学習することで負担感の減少につながります。子育ての知恵を学べる場があると保護者の子育ての負担感の緩和につながると考えられており、特に未就学児の保護者においては、地域子育て支援センターや親子クラブを通じた情報収集やほかの保護者や保育園の先生等との関係性を築いていくことが重要だと考えます。

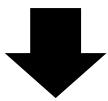
(7) 子育てに関して悩んでいること、気になっていること

就学前児童、小学校児童の保護者とともに、「経済的な不安や負担に関する」とが4割以上と最も高く、就学前児童の保護者では、次いで「食事や栄養に関する」「発達・発育に関する」「育児の方法がよくわからない」「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」「子どもを叱りすぎているような気がする」が続いています。

小学校児童の保護者では、次いで「子どもの教育に関する」「友だち付き合いに関する」「子どもとの時間を十分にとれない」「子どもを叱りすぎているような気がする」「発達・発育に関する」が続いています。







前回調査と比較して、不安や負担を感じる割合は増加しています。悩んでいることでは「経済的な不安や負担」が最も高くなっています。子どもの成長に伴い、悩んでいることの上位項目は分かれますが、「子どもとの時間を十分に取れない」や「子どもを叱りすぎているような気がする」が子どもの年齢にかかわらず高いことから、保護者が自身の関わりに不安を持ちながら子育てを行っていることがわかります。

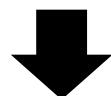
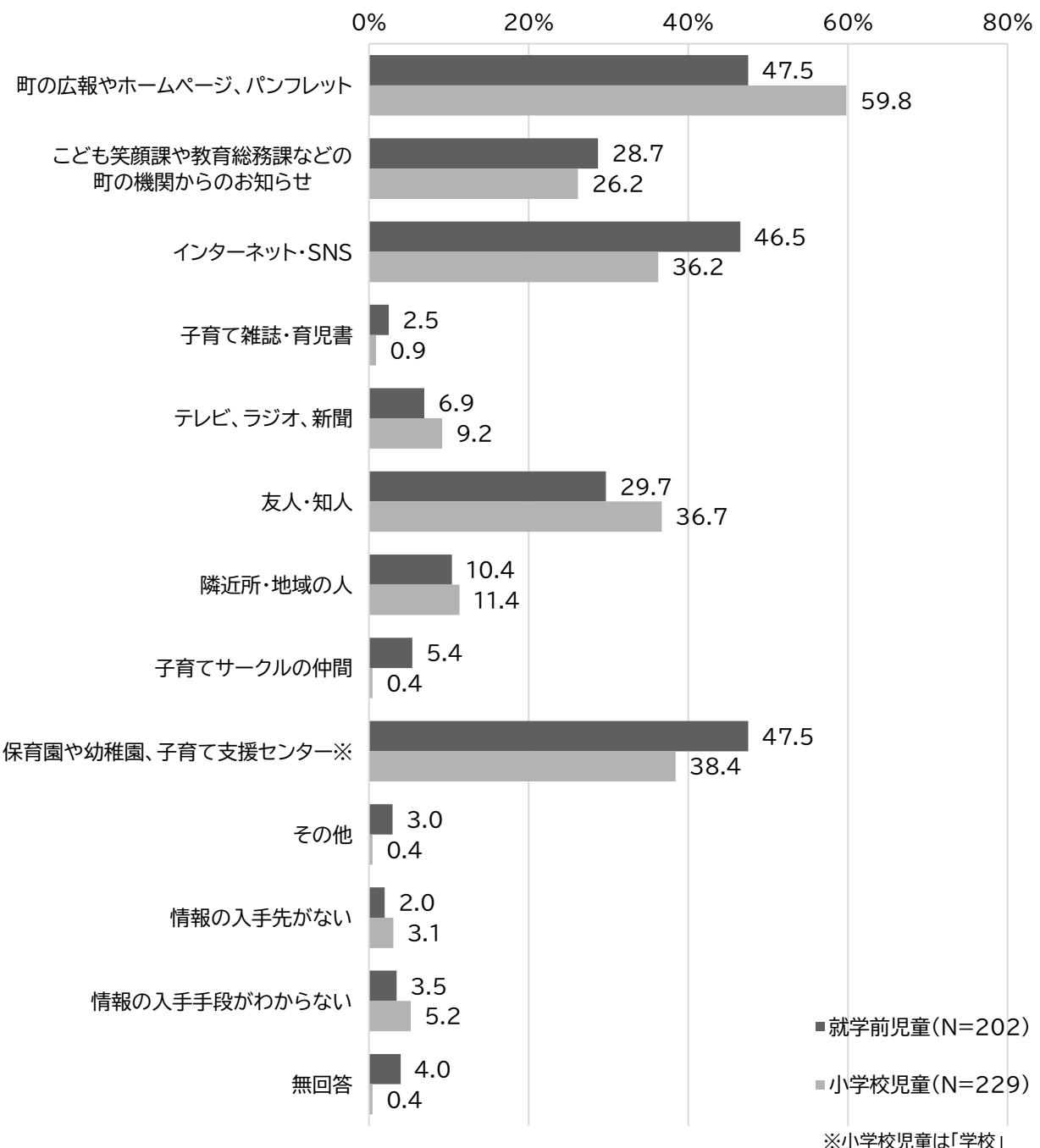
子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立するようなことがないよう、相談機能の充実や地域住民の子育て協力など、支援体制の拡充を図る必要があります。

(8) 子育て支援情報の入手

就学前児童では、「町の広報やホームページ、パンフレット」「保育園や幼稚園、地域子育て支援センター」が 47.5%と最も高く、次いで「インターネット・SNS」が 46.5%、「友人・知人」が 29.7%、「子ども笑顔課や教育総務課などの町の機関からのお知らせ」が 28.7%で続いています。

小学校児童では、「町の広報やホームページ、パンフレット」が 59.8%と最も高く、次いで「学校」が 38.4%、「友人・知人」が 36.7%、「インターネット・SNS」が 36.2%、「子ども笑顔課や教育総務課などの町の機関からのお知らせ」が 26.2%で続いています。クロス集計によると、母親の就労状況が“未就労”的の場合、「情報の入手手段がわからない」が 20.0%となっています。





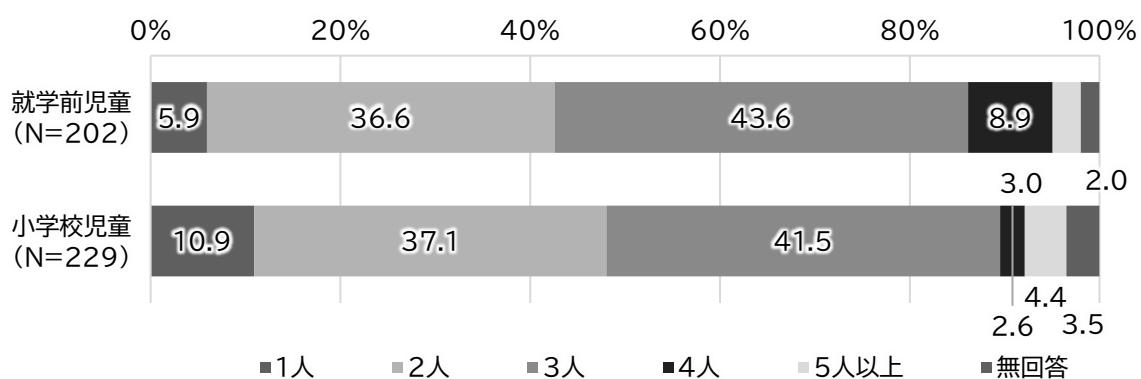
子育て世代の方はスマートフォンやタブレットなど、デジタル媒体を使用して情報入手を行うことにハードルが低く、町のホームページやインターネット、SNSなどを活用した情報収集をされています。一方で保育園の先生や友人、知人などの身近な人から対面での情報入手も希望する傾向があることが読み取れます。

それぞれの強みを生かすことができるよう、HP等の情報の整理やタイムリーな発信を行うこと、保育士や保健師等、対面で接する職員が簡単に情報を伝えることが出来るよう、職員への研修や分かりやすいパンフレットの作成などの取組が必要です。

(9)希望することものの数と実際のことものの数

希望することものの数は、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに4割以上が「3人」と回答、次いで、4割弱が「2人」と回答しています。

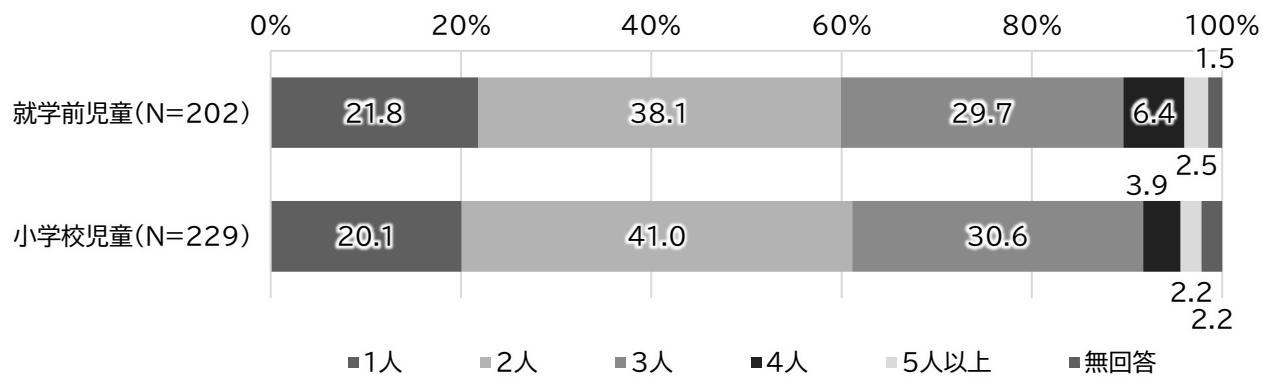
希望することものの数



実際のことものの数は、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに約4割が「2人」約3割が「3人」約2割が「1人」と回答しています。



実際の子どもの数

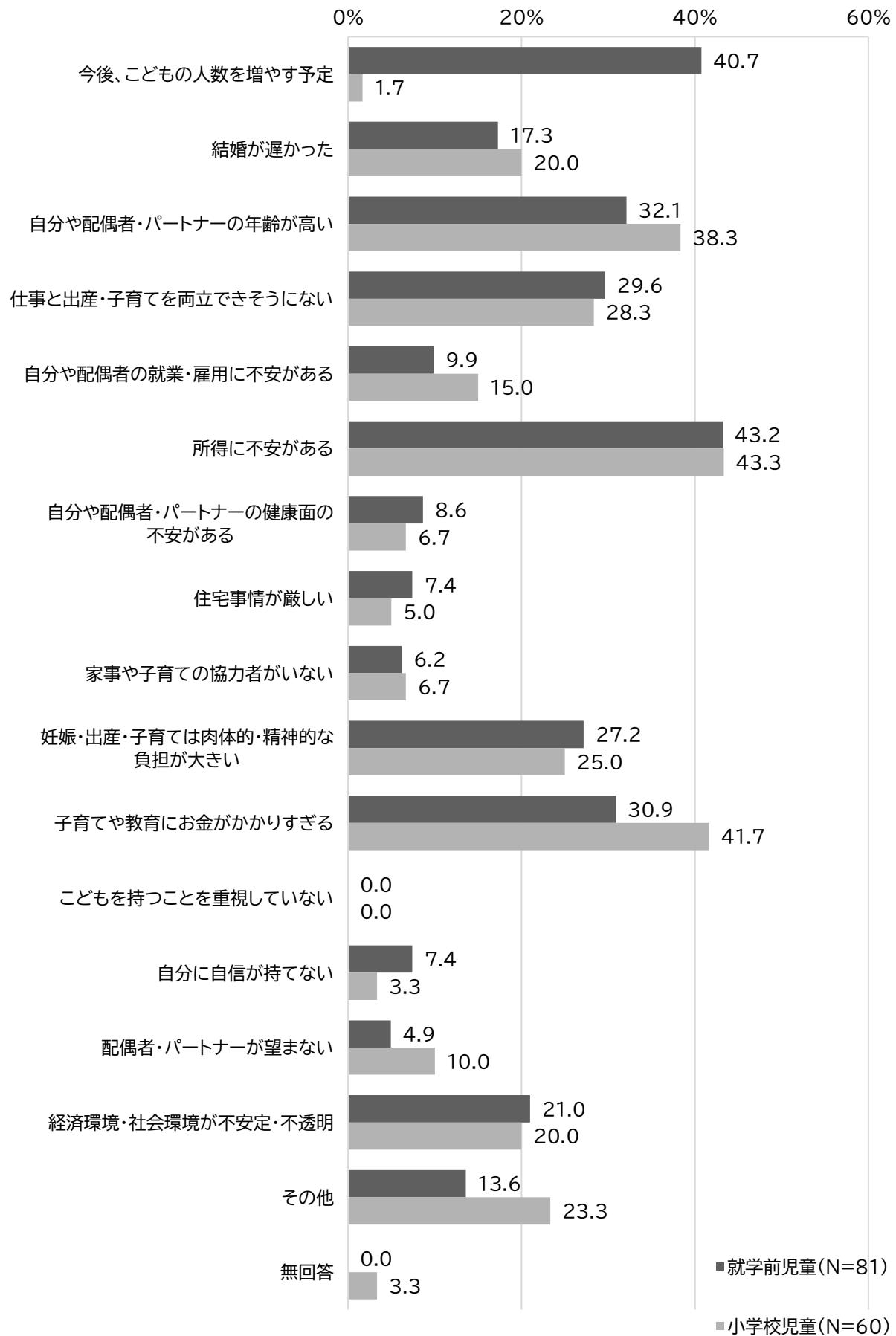


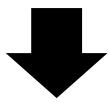
実際の子どもの数が希望することの数よりも少ない理由については、就学前児童では、「所得に不安がある」が 43.2%と最も高く、次いで「今後、子どもの数を増やす予定」が 40.7%、「自分や配偶者・パートナーの年齢が高い」が 32.1%、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が 30.9%、「仕事と出産・子育てを両立できそうにない」が 29.6%、「妊娠・出産・子育ては肉体的・精神的な負担が大きい」が 27.2%で続いています。

小学校児童では、「所得に不安がある」が 43.3%と最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が 41.7%、「自分や配偶者・パートナーの年齢が高い」が 38.3%、「仕事と出産・子育てを両立できそうにない」が 28.3%、「妊娠・出産・子育ては肉体的・精神的な負担が大きい」が 25.0%で続いています。



実際の子どもの数が希望する子どもの数よりも少ない理由





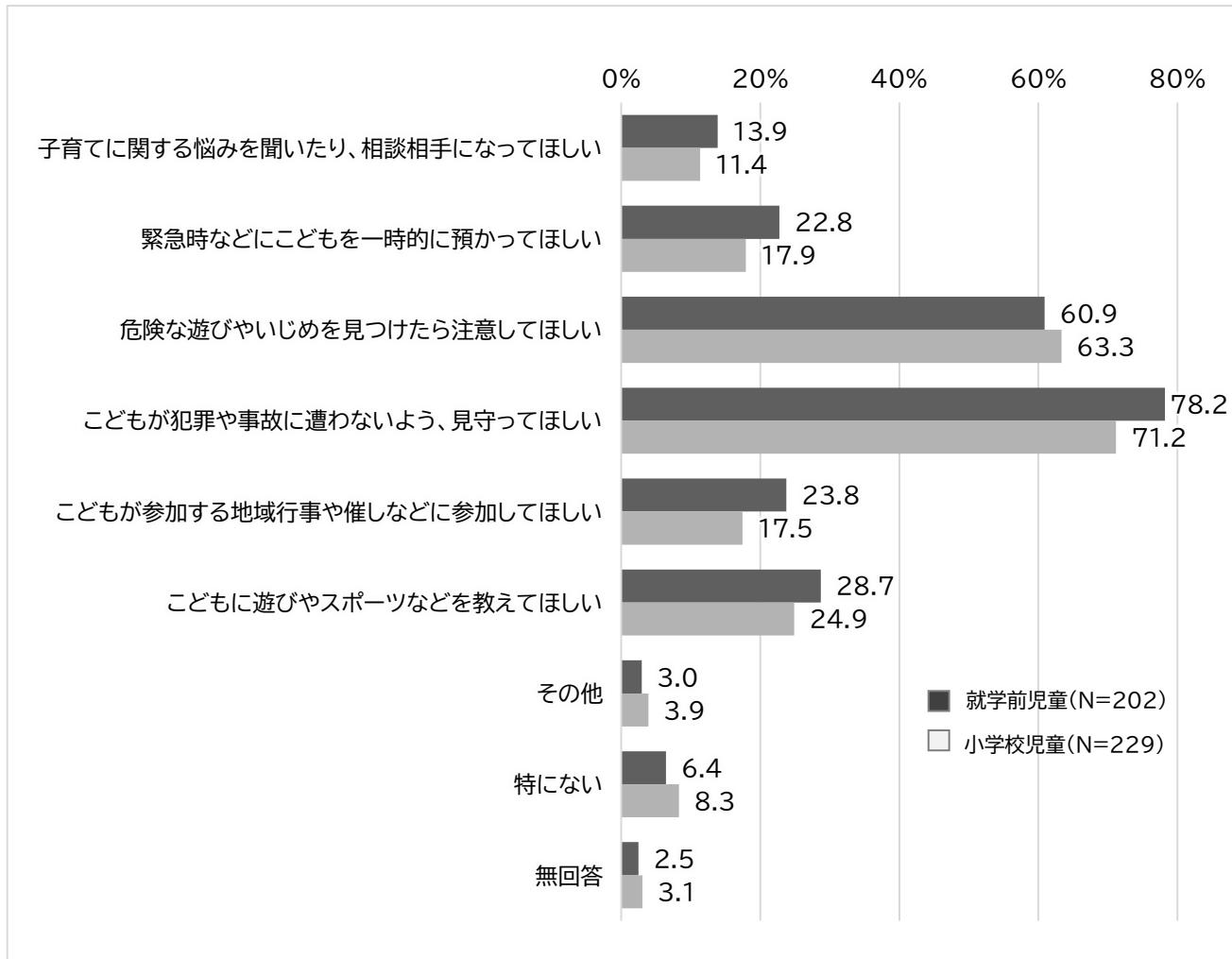
実際の子どもの数が希望することの数よりも少ない理由は、就学前児童、小学校児童とともに、「所得に不安がある」「子育てや教育にお金がかかりすぎる」など経済的要因が上位にあります。経済的不安の解消は小規模公共団体単体で担うことは難しく、県や国への働きかけを今後も継続して行っていく必要があります。

(10) 子育て支援として、地域の身近な人に望むこと

就学前児童では、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が 78.2%と最も高く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が 60.9%、「子どもに遊びやスポーツなどを教えてほしい」が 28.7%、「子どもが参加する地域行事や催しなどに参加してほしい」が 23.8%、「緊急時などに子どもを一時的に預かってほしい」が 22.8%で続いています。

小学校児童では、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が 71.2%と最も高く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が 63.3%、「子どもに遊びやスポーツなどを教えてほしい」が 24.9%、「緊急時などに子どもを一時的に預かってほしい」が 17.9%、「子どもが参加する地域行事や催しなどに参加してほしい」が 17.5%で続いています。



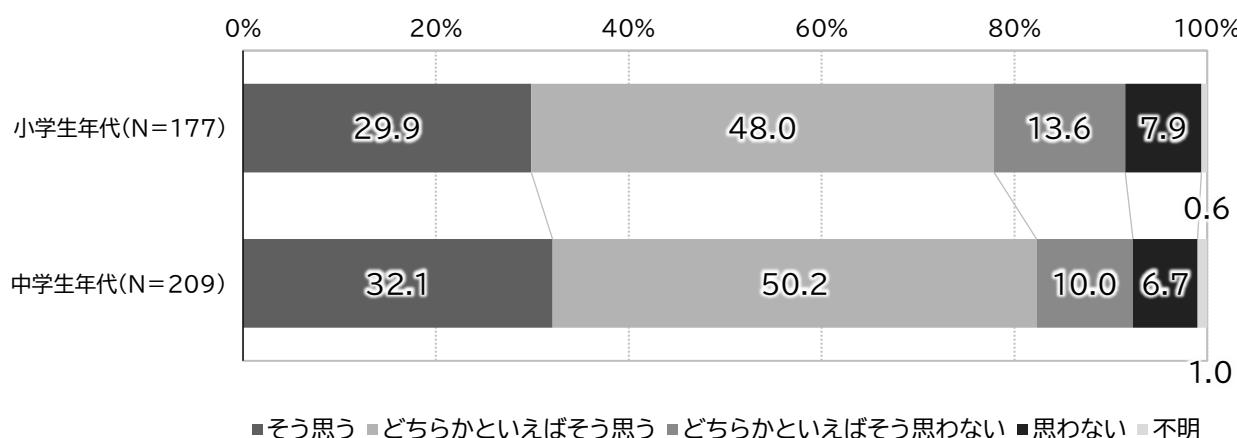


生活習慣の多様化や核家族化から人間関係が希薄化し、またプライバシー保護の考え方から地域コミュニティを形成しづらくなっています。しかし、地域の方に子どもの見守りを望む声は多く、この思いを地域の方に届けていく必要があります。

3 こども意識調査の結果

(1) 私にはよいところがあると思う子どもの割合

小学生年代、中学生年代ともに「どちらかといえばそう思う」が最も多くなっています。次いで「そう思う」が多く、これらを合わせて、約8割を占めています。こども大綱の数値目標として設定されている「『今の自分が好きだ』と思う子ども・若者の割合(自己肯定感の高さ)」は、現状が60.0%、目標が70.0%であるのに対し、今回の調査で「私にはよいところがある」と思う小中学生の割合は、これらを上回っています。



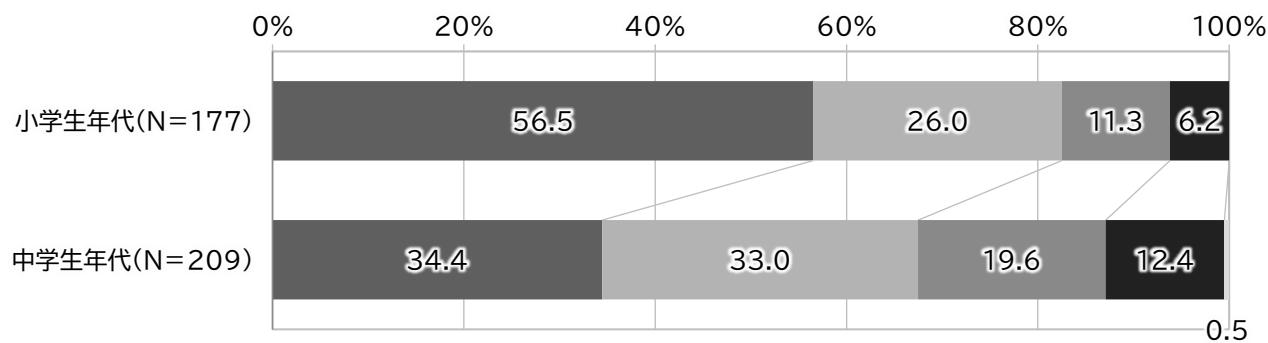
自己肯定感はこどもが成長する過程で経験したことに大きな影響を受けます。

子どものうちから「自分は大切な存在だ」「自分は自分の今までいいんだ」など、自分を認めてもらえる経験が多ければ多いほど、自己肯定感は高くなります。

家庭、地域、学校などで「こども達を認める」「こどもの権利を尊重する」といった意識を持ち、それをこども達にも伝えていく必要があります。

(2) 夢を持っている子どもの割合

小学生年代、中学生年代ともに「そう思う」が最も多くなっています。次いで「どちらかといえばそう思う」が多く、これらを合わせて、小学生年代は約8割、中学生年代は約7割を占めています。



■そう思う ■どちらかといえばそう思う ■どちらかといえばそう思わない ■思わない ■不明

「私は夢を持っている」という設問に対しても、小学生年代では「そう思う」が約57%ですが、中学生年代では約 34%と小学生年代を大きく下回っています。こども大綱の数値目標として設定されている「『自分の将来について明るい希望がある』と思うこども・若者の割合」は、現状が 66.4%、目標が 80.0%であるのに対し、今回の調査で「私は夢をもっている」と思う小学生年代の割合はこれらを上回っていますが、中学生年代の割合は現状と同程度であり、目標をやや下回っています。

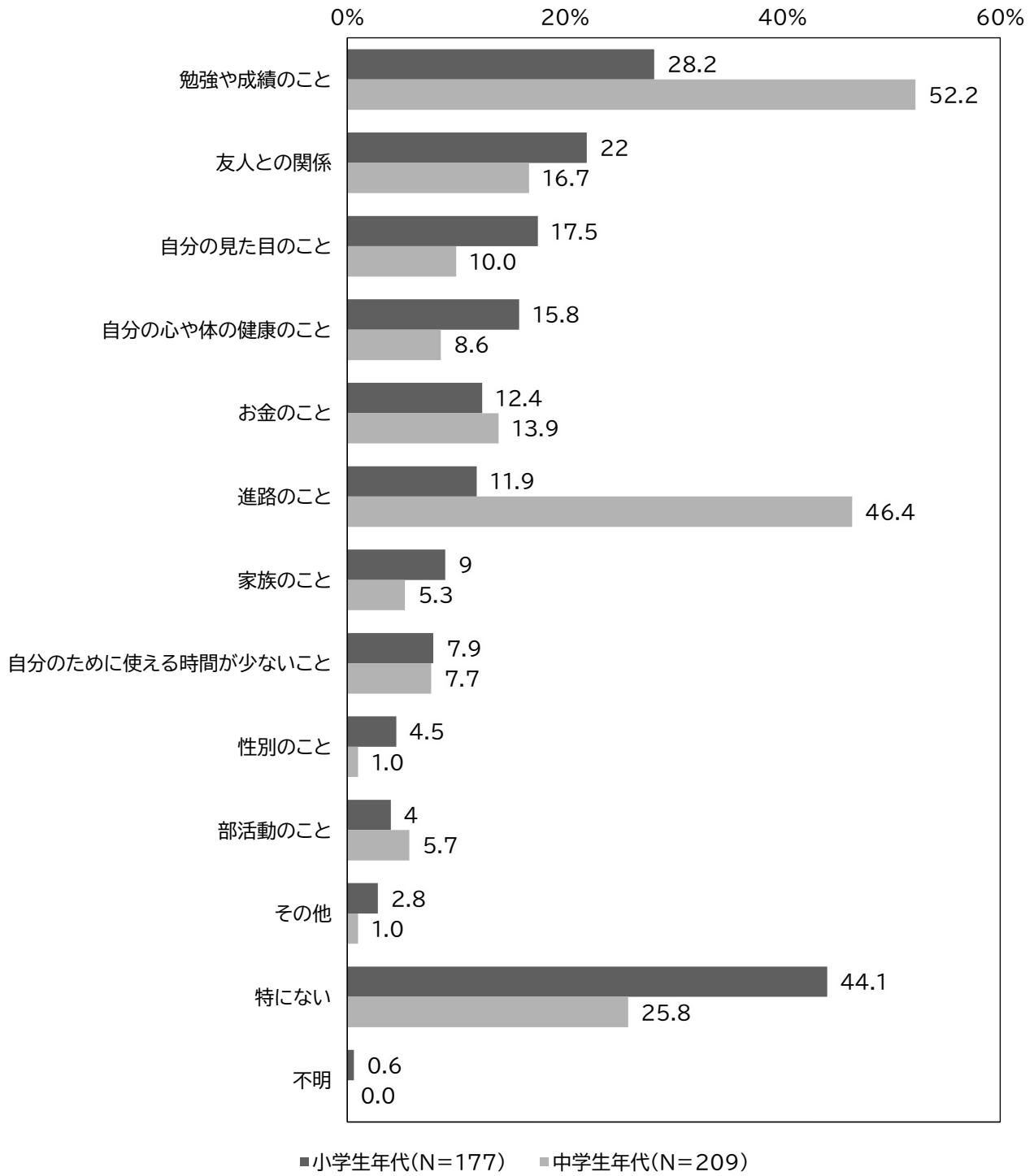


中学生年代では小学生のように夢を見るだけではなく、進学等の現実的な選択をする段階に入ってくるため、将来像を持つのが難しい状況であることが本町でもうかがえます。こども達が納得のいく進路選択ができるよう学校を中心としたキャリア教育と家庭での自主性の尊重など、継続的な取組が必要と考えます。

(3) 困りごとについて

小学生年代では「特がない」が最も多く、次いで「勉強や成績のこと」、「友人との関係」が比較的多い状況です。一方、中学生年代では「勉強や成績のこと」が最も多く、次いで「進路のこと」が多くなっています。「特がない」も約 26%と比較的多く、小学生年代の約 44%を大きく下回っています。







中学生年代では高校進学という現実的な選択が必要になるため、「勉強や成績のこと」「進路のこと」が増加しています。「悩みや困りごとを誰に相談しますか」の質問に対して小学生年代は97.1%、中学生年代は95.7%が「相談できる人がいる」と回答しています。この数値はこども大綱の数値目標として設定されている「『どこかに助けてくれる人がいる』と思うこども・若者の割合」と現状・目標とも97.1%で同程度となっています。

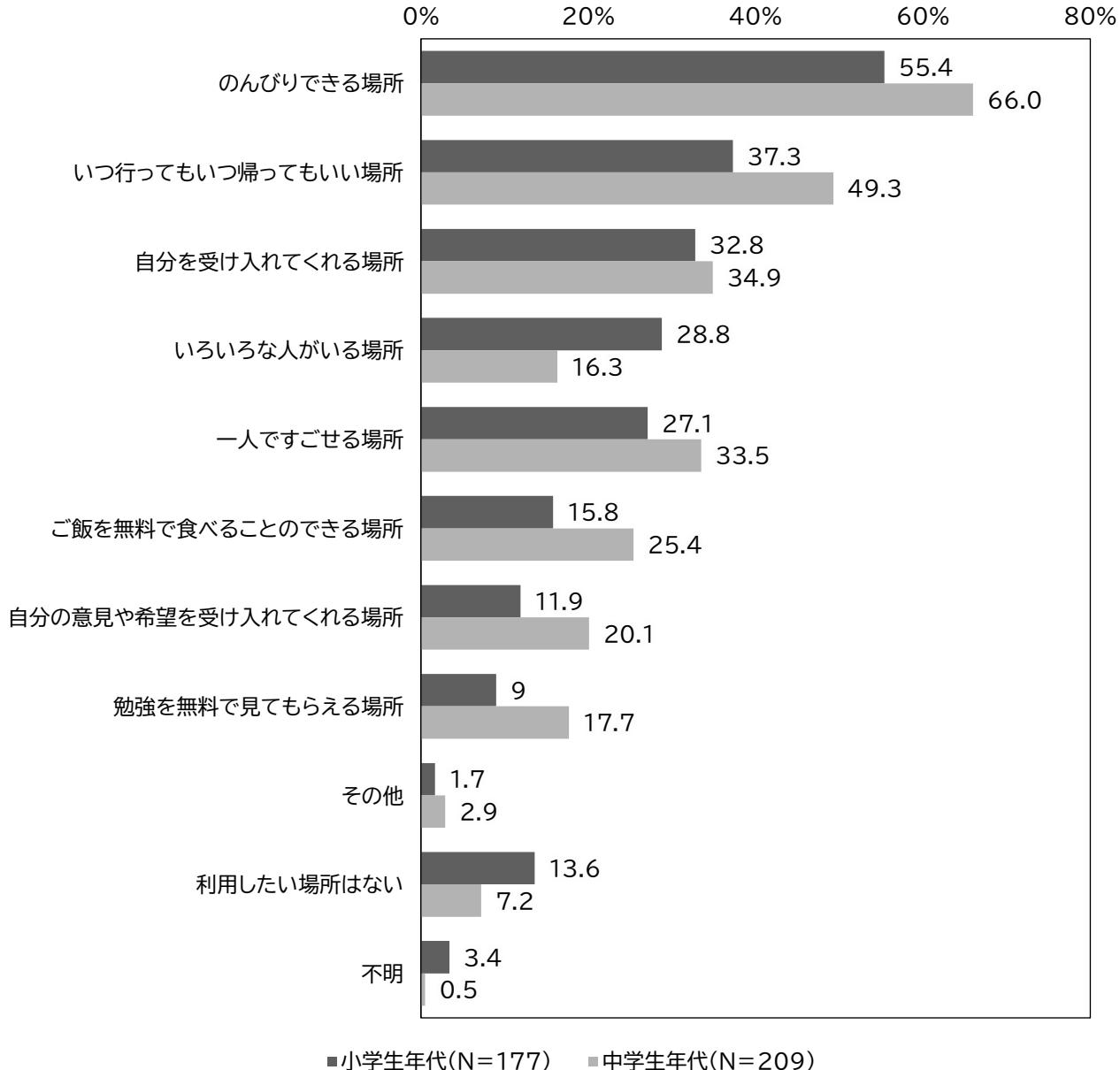
こども達が悩みや困りごとを一人で抱え込まず、誰かに相談できる環境を一層整え、その場を周知していく必要があります。

(4)居場所にもとめること

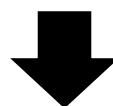
小学生年代、中学生年代ともに「のんびりできる場所」が最も多く、次いで「いつ行ってもいつ帰ってもいい場所」「自分を受け入れてくれる場所」が多い状況です。

また、「いろいろな人がいる場所」と「一人ですごせる場所」について、小学生年代ではほとんど差がない一方、中学生年代では「一人ですごせる場所」が多くなっています。





■小学生年代(N=177) ■中学生年代(N=209)



学校や家庭以外に、「のんびりできる場所」や「いつ行ってもいつ帰ってもいい場所」「自分を受け入れてくれる場所」が上位にあがっていることから、こども達が心的安全性の確保がなされるとともに、制限の少なさを希望していることがわかります。

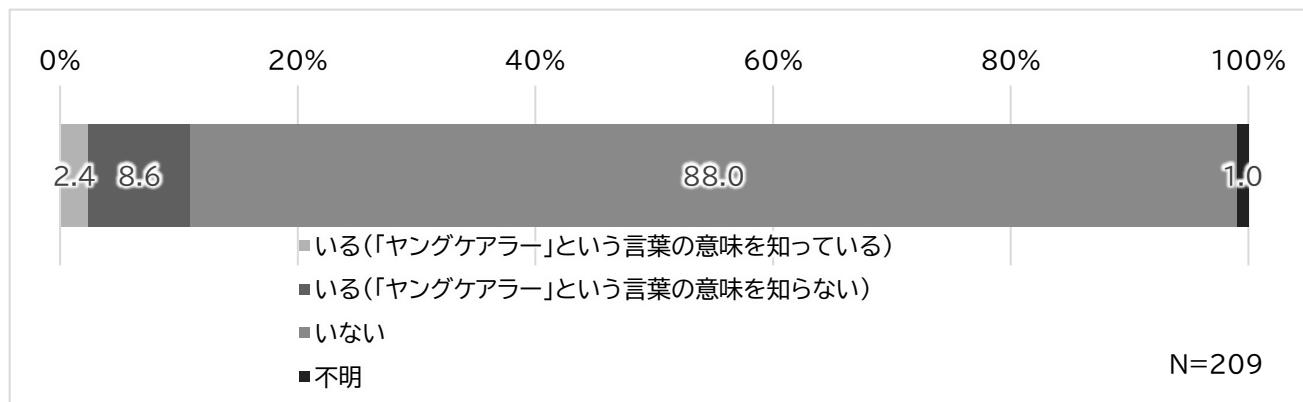
こども達の視点に立ち、こども達の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが必要です。



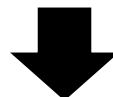
(5) ヤングケアラー⁴⁰について(中学生年代のみ)

全体の1割の中学生が「本来大人が行うべき、家事や家族のお世話、介護等をしている」と回答しています。うち、2.4%が「ヤングケアラーの言葉の意味を知っている」と回答しています。

家族のうちあなたがお世話をしている人がいますか



美咲町が行った「令和4年度 学生の生活実態に関する意識調査報告書⁴¹」では、3.7%の学生が自身を「ヤングケアラー」と答えてています。



こども大綱の指標では、全国の中学生の1.8%が自身をヤングケアラーに当てはまるご回答しています(令和2年度調査)。本町では、小学校5年生以上を対象に調査を行った結果、3.7%が自身をヤングケアラーとして認識しており、全国平均と比較するとやや高い状況です。ヤングケアラーとして困難な状況下にあるこども達とその家族の把握、支援を関係各課や関係機関と連携し、今後も継続してしていく必要があります。

⁴⁰ 本来大人が担うような家事や家族のケア(介護や世話)を過度に行うこども・若者のことで、こどもらしく生きることが困難になっており、友人関係や学校生活、進学、就職活動などにも影響があるとされています。

⁴¹ 町内在住の小学生5年生から高校3年生までの437名を対象に行った調査。

4 児童福祉施設職員等意識調査の結果

(1) こどもとの接し方における課題

保育士、児童厚生員、放課後児童支援員がこどもと接する上で課題と感じていることは、「ゆとりをもつこと」が最も多く、次いで「一人一人に丁寧に関わること」「安全への配慮」「個性の把握・尊重」「こども同士のトラブルの仲裁や解決」が多い状況となっています。

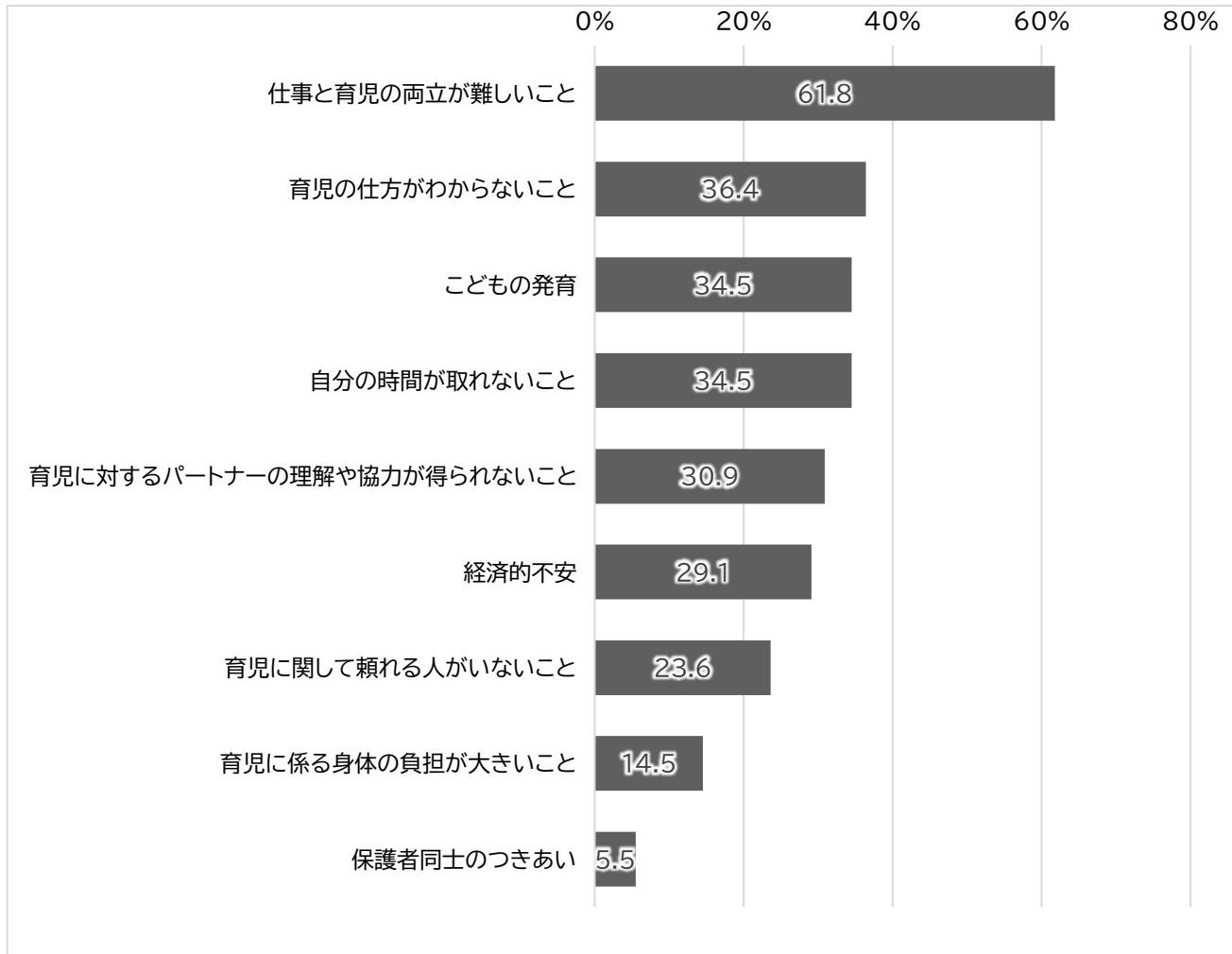


「ゆとりをもつこと」「一人一人に丁寧に関わること」「安全性の配慮」などが課題として上位に挙がっており、保育現場の慢性的な人材不足や安全面に対して要求される水準の高さとそれを達成することの困難さが影響していると思われます。困難だと思いつつも、こども達に丁寧に関わりたいと思う保育士としての使命感とのはざまで苦慮している状況があり、人材確保に向けた継続的な取組やDXを活用した職場環境の充実・改善を引き続き検討していく必要があります。

(2) 保護者の負担感

保育士、児童厚生員、放課後児童支援員の立場から、保護者がこどもを育てるうえでどこに負担感を感じているかについて尋ねたところ、「仕事と育児の両立が難しいこと」が最も多く、次いで「育児の仕方がわからないこと」「子どもの発育」「自分の時間が取れないこと」が比較的多くなっています。



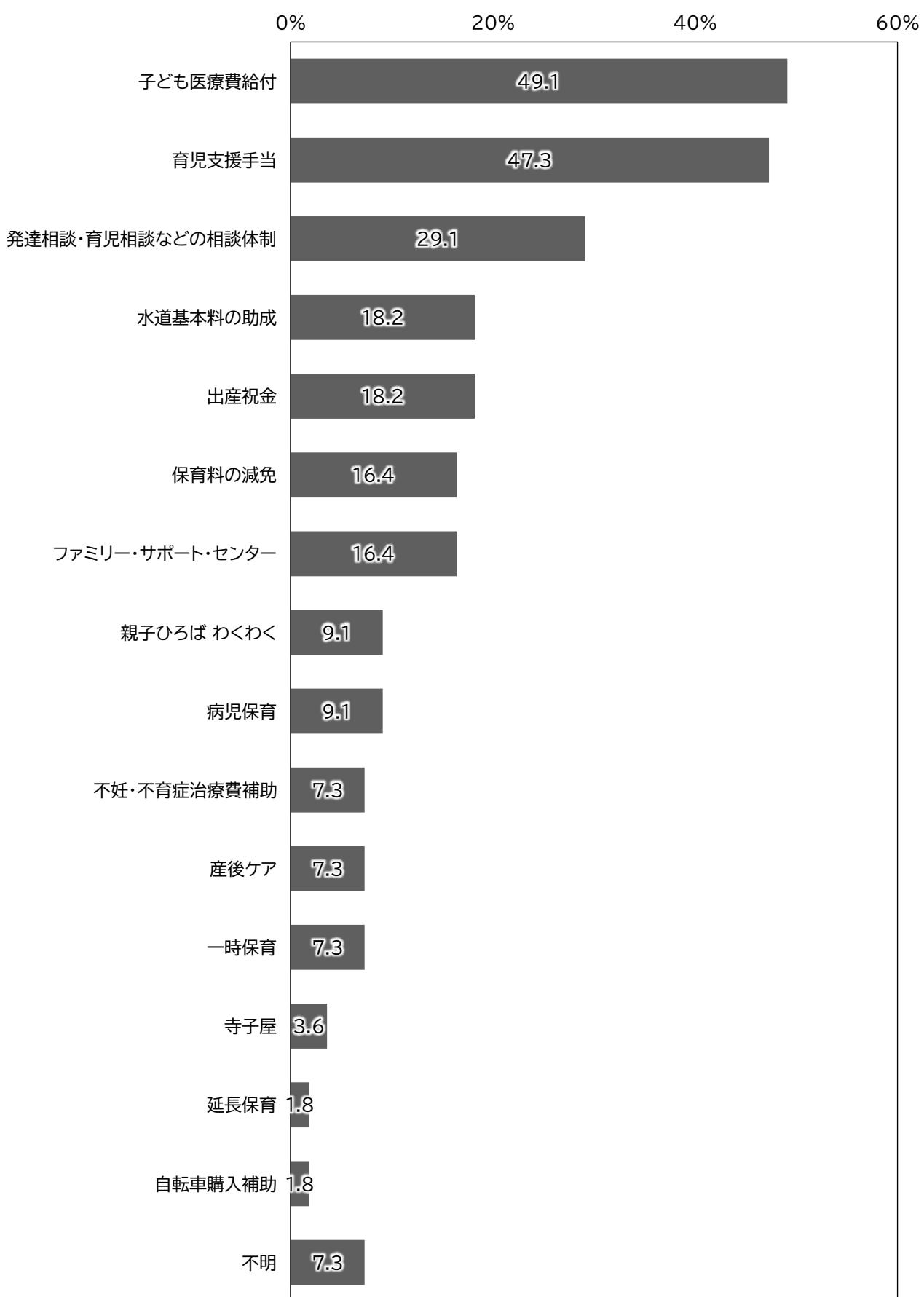


「仕事と育児の両立が難しいこと」が6割を超えていることからは、共働き世帯が増加し、女性が出産後も仕事を続け、育児をパートナーとの間で分担していくことが一般的になる一方で、保護者が仕事と育児の両立を行わなければならないことに対する困難さを抱えていることがうかがえます。また、仕事や育児に係る時間を確保することで、「自分の時間が取れないこと」も保護者の悩みにつながっています。

児童福祉施設職員等から見ても、保護者は育児に余裕がなく、不安を持ちながら子育てをしている状況にあることがわかります。

(3)魅力的な子育て施策

美咲町の子育て支援施策を尋ねたところ、「子ども医療費給付」「育児支援手当」が多くなっています。また、「発達相談・育児相談などの相談体制」も比較的多い状況です。





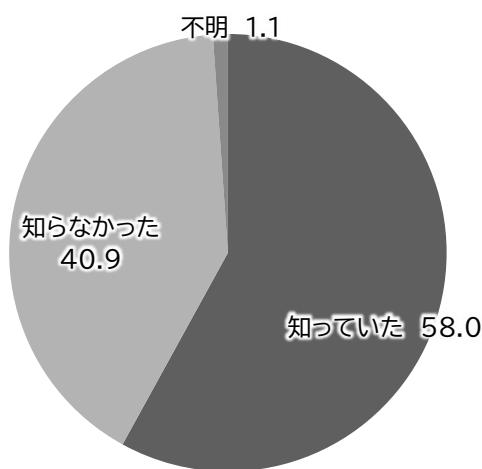
「子ども医療費給付」は、現在県内すべての市町村が行っており、美咲町だけが突出した取り組みを行っているわけではありませんが、魅力的な子育て支援施策としての認識は高くなっています。美咲町が先進的な取組を行ってきた成果だと思われます。

一方で、「水道基本料の助成」や「保育料の減免」などの独自施策や「ファミリー・サポート・センター」「病児保育」などの圏域事業は魅力的な子育て施策だと認識されていないことから、児童福祉施設職員等に対して制度についての理解が深まるよう工夫していく必要があります。

「発達相談・育児相談などの相談体制」が充実していることは保護者の方の相談先になっている児童福祉施設職員等にも認められており、保護者の方にも同様の認識を持っていただけたう、周知を徹底します。

(4) 圏域事業⁴²の利用についての認識

「親子ひろば わくわく⁴³」「一時預かりルーム にこにこ⁴⁴」「病児保育」「ファミリー・サポート・センター」等の施設は町外にありますが、美咲町にお住まいのお子さんは利用できます。約6割の職員が認知していた一方で、知らないと答えた層も4割と比較的多く、年齢別にみると、30歳代以上では「知っていた」が過半数を占めますが、29歳以下は「知らなかった」が71.4%と多くなっています。

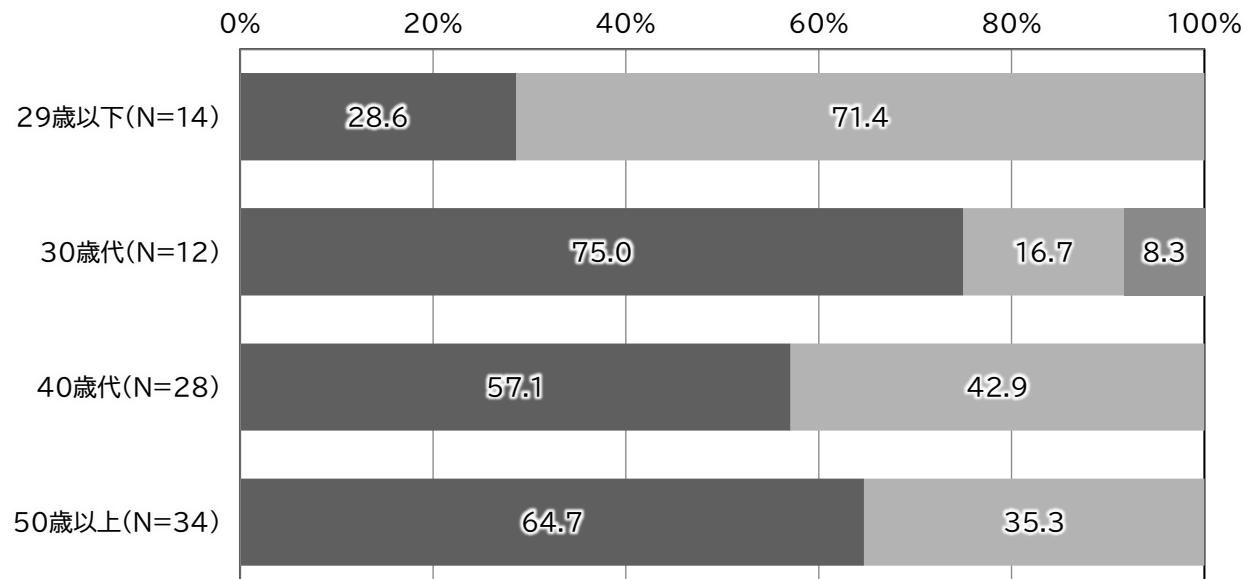


⁴² ここでは、「津山圏域定住自立圏」のこと。地方公共団体の枠を超えて、広域的な視点で、都市機能の集約・整備や定住に必要な生活機能を確保し、津山圏域から都市部への人口流出を抑えることを目的に、平成29年1月に津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町の1市5町が協定を結び誕生しました。

⁴³ 津山圏域定住自立圏で利用が可能な、小学校就学前のお子さんと保護者の方の遊びや交流、子育て相談、子育てに関する情報提供の場です。ヨーロッパの知育玩具や屋内アスレチックを利用できます。

⁴⁴ 津山圏域定住自立圏で利用が可能な、保護者の方が買い物や用事をする時やリフレッシュしたい時などに、一時的に小学校就学前のお子さんをお預かりする場です。





■知っていた ■知らなかつた ■不明



津山圏域定住自立圏事業で行っている子育て関連事業についての認知度は、約6割にとどまっています。保護者の方はインターネット等から情報を入手することを積極的におこなっている一方、身近な信頼のある人からの情報提供も望んでいます。

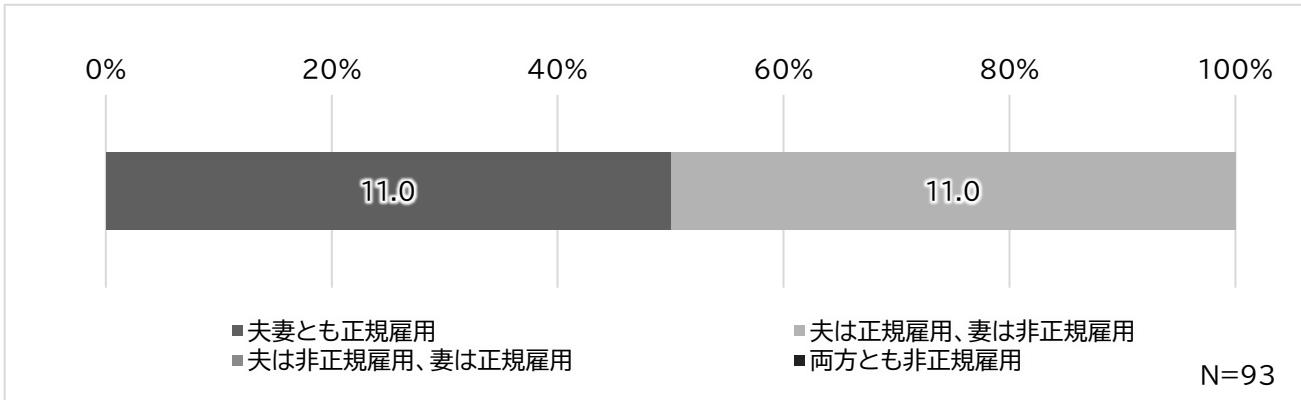
児童福祉施設職員等へ本町の子育て施策の研修を行い、情報共有を進め、子育てに悩む保護者の方に情報が伝わるよう取り組んでいく必要があります。



5 【県共同実施】岡山県意識調査(美咲町分)

(1)子育て世帯の雇用形態

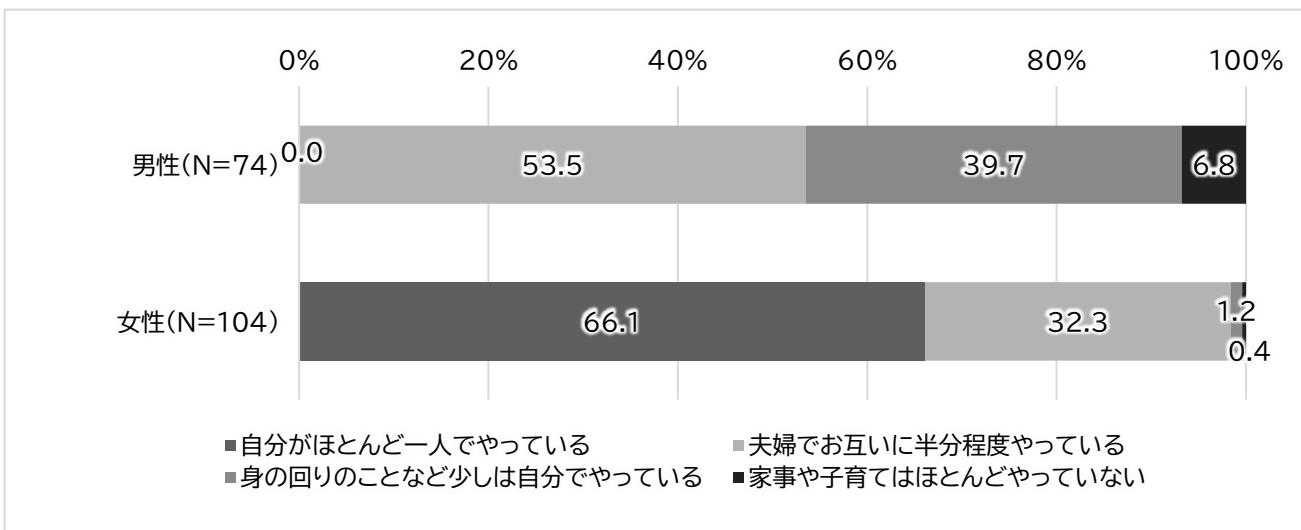
「夫婦とも正規雇用」「夫は正規雇用、妻は非正規雇用」が半数ずつとなっており、共働き世帯が多いことがわかります。



(2)夫婦の子育て・家事に対するかかわり方

自分の家事や子育てへの関わり方について、女性では、「ほとんど一人でやっている」が約 66% となっているのに対し、男性で「家事や子育てはほとんどやっていない」は約 7%、また、「夫婦でお互いに半分程度やっている」は男性が約54%、女性が約 32%と差があり、家事や子育ての負担が女性に偏っていることや家事や子育てへの関わり方に対する男女の認識の差が読み取れます。

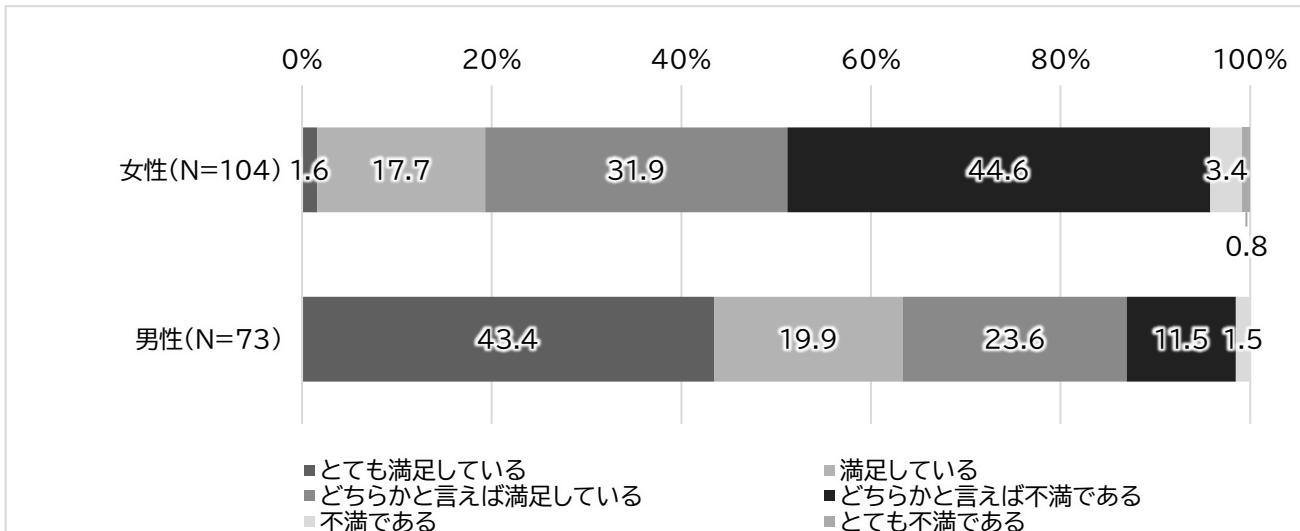
自分の家事や子育てへの関わり方



配偶者の家事や子育てへの関わり方について、男性は「とても満足している」が約 43%と最も多いのに対して、女性は約2%と極めて少ない状況です。また、「どちらかと言えば不満である」から「とても不満である」までの合計は、男性は約 37%、女性は約 49%となっており、男女による満足度には大きな差が見られます。



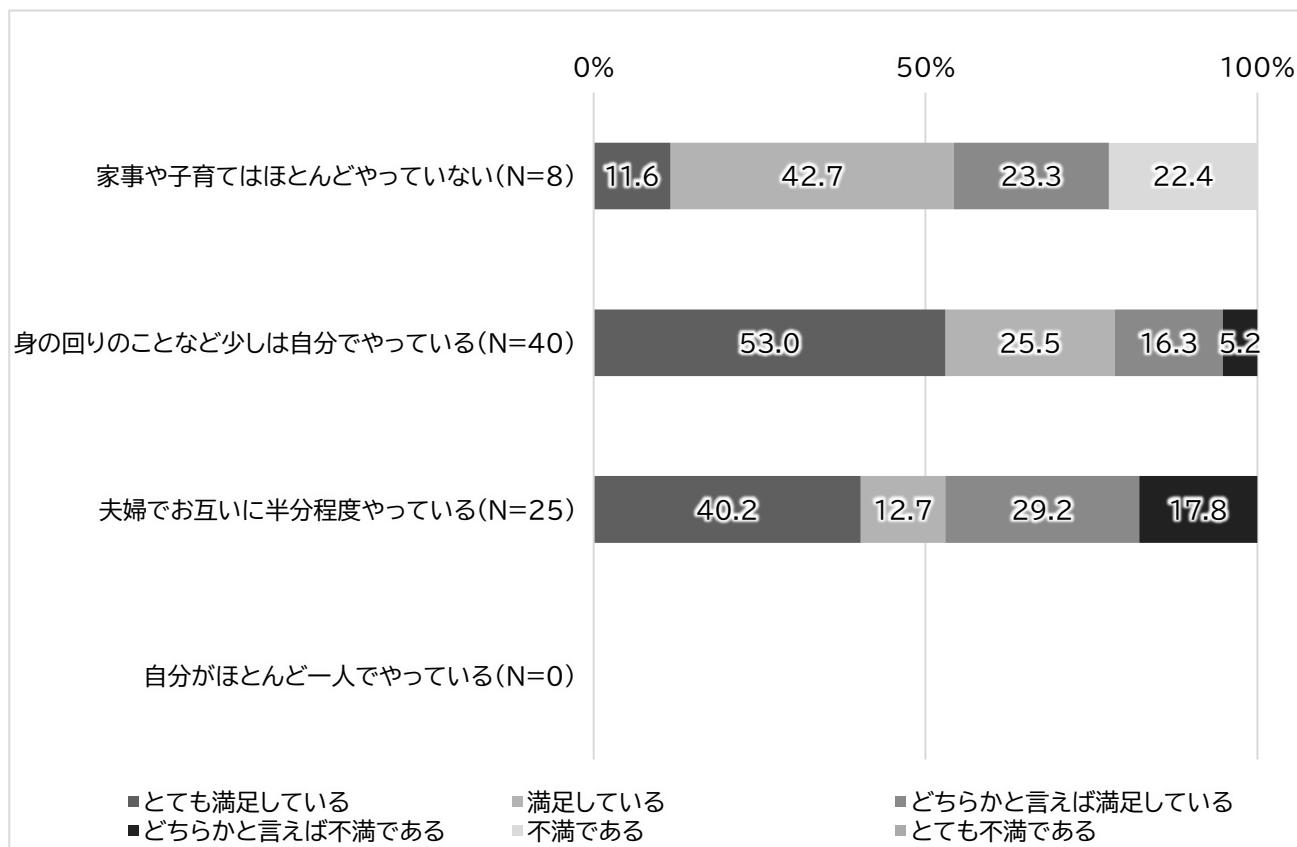
配偶者の家事や子育てへの関わり方



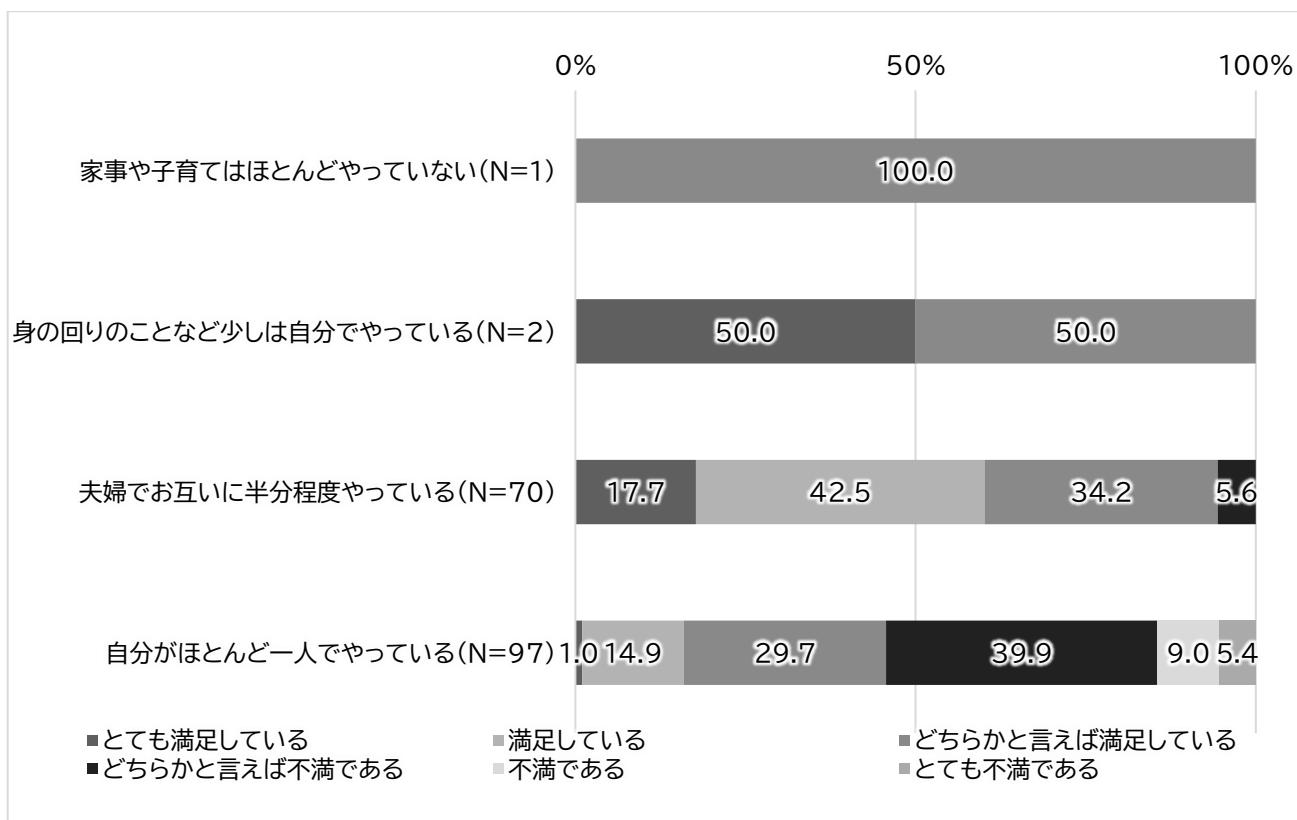
自分の家事や子育てへの関わり方別に、配偶者の家事や子育てへの関わり方についての満足度をみると、「(家事や子育てを)ほとんど(自分)一人でやっている」と回答した女性では、「(配偶者の家事や子育てへの関わり方について)とても満足している」は約1%、「満足している」が約 15%であるのに対し、「(家事や子育てを)夫婦でお互いに半分程度やっている」と回答した女性では、(配偶者の家事や子育てへの関わり方について)「とても満足している」は約 18%、「満足している」が約 43%となっており、家事や子育てへの関わり方の違いが、配偶者の関わり方への満足感の差につながっていることがわかります。



自身の家事や子育てへの関わりと配偶者への満足度について(男性)



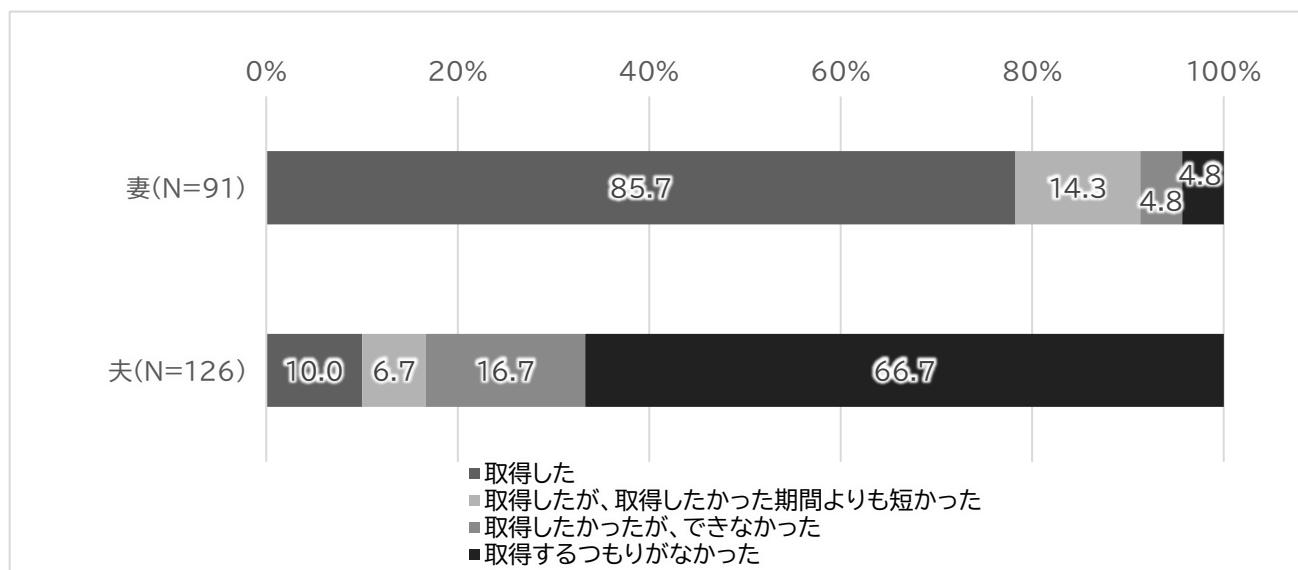
自身の家事や子育てへの関わりと配偶者への満足度について(女性)



(3)育児休業の取得

育児休業の取得率は、夫が約 10%、妻が約 86% であり、大きな差が生じています。

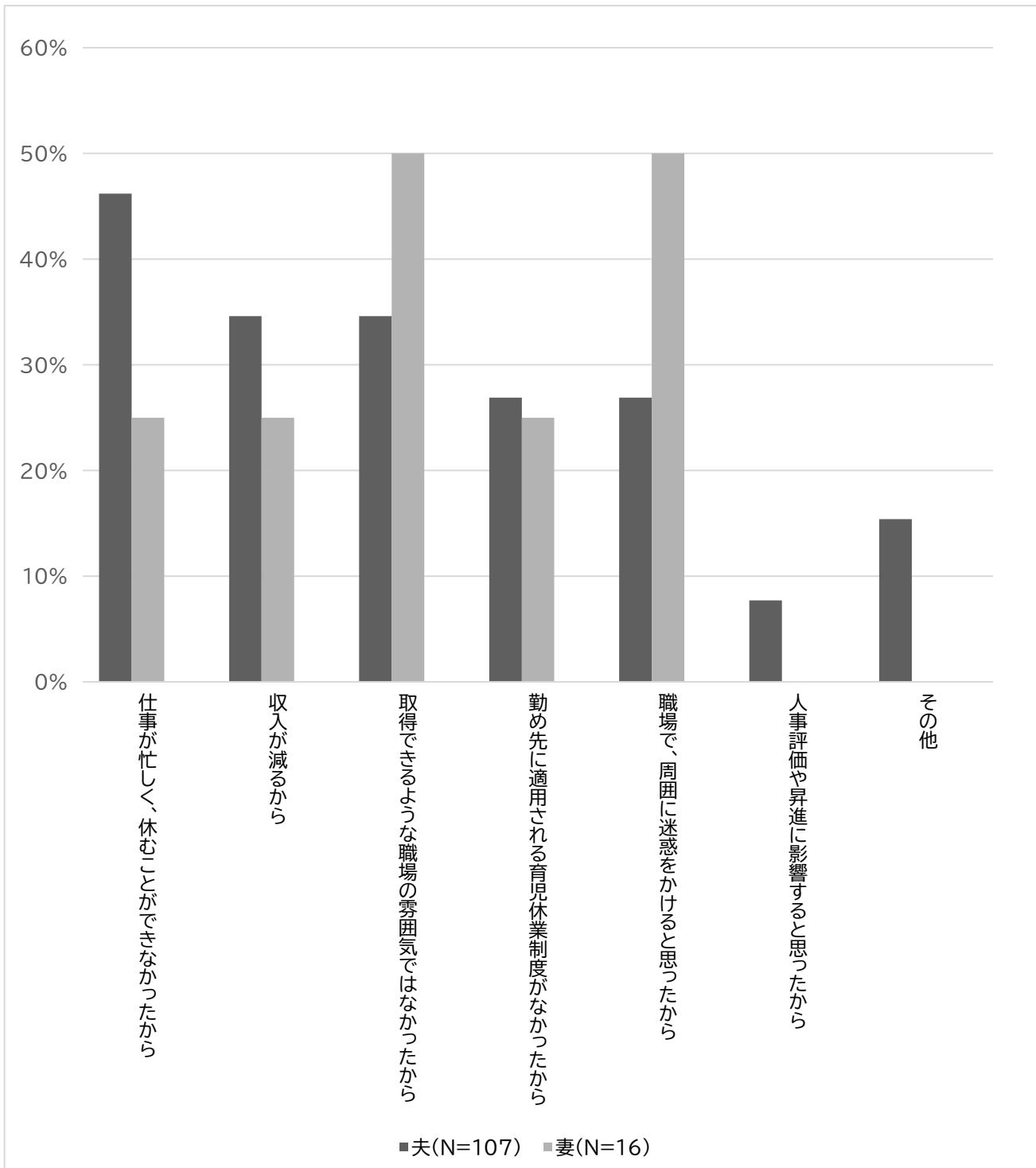
育児休業の取得状況



育児休業を「取得したが、取得したかった期間よりも短かった」「取得したかったが、できなかった」「取得するつもりがなかった」理由をみると、夫は「仕事が忙しく、休むことができなかったから」が約 46% で最も多く、次いで「収入が減るから」、「取得できるような職場の雰囲気ではなかったから」が約 35% と比較的多くなっています。一方で、妻は「取得できるような職場の雰囲気ではなかったから」「職場で、周囲に迷惑をかけると思ったから」が最も多くなっています。



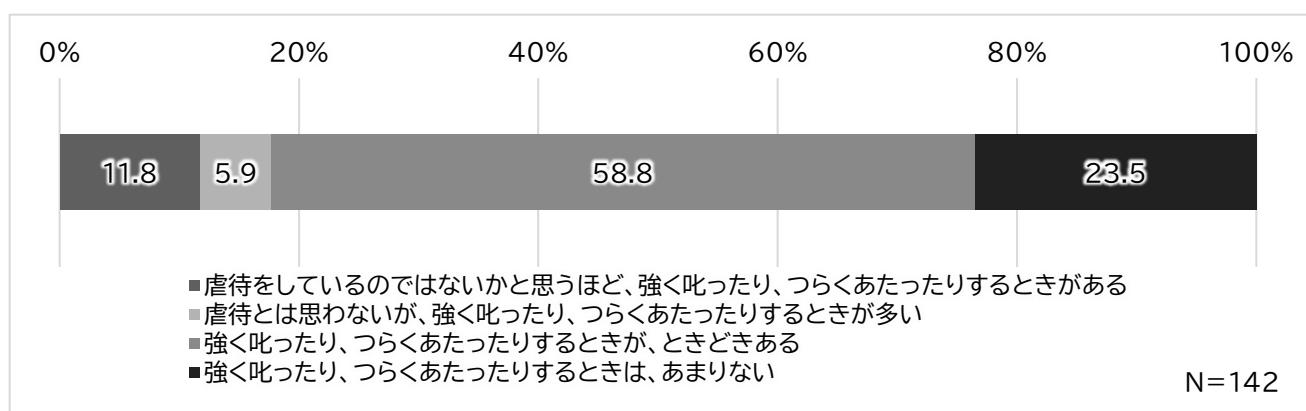
育児休業が希望より短かった、取得できなかつた、取得するつもりがなかつた理由



(4)子育ての負担感・不安感

「虐待をしているのではないかと思うほど、強く叱ったり、つらくあたったりするときがある」は約12%、「虐待とは思わないが、強く叱ったり、つらくあたったりするときが多い」が約 6%となっています。

こどもを強く叱ったり、つらく当たったりすることの有無





第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の主な取組状況と課題

1 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

第2期子ども・子育て支援事業計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。なお、網掛け部分については、中間見直しの際に計画値を修正しています。

(1) 幼児期の学校教育・保育

■1号認定⁴⁵:3歳以上

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2	2	2	9	8
	確保の内容	2	2	2	9	8
実績値	申込児童数	10	9	9	7	8
	利用定員数	10	9	9	7	8
待機児童数		0	0	0	0	0

※各年4月1日時点(単位:人)

⁴⁵ 幼稚園及び認定こども園において、教育標準時間認定を受けた3歳から5歳児の教育を行う事業。



■2号認定⁴⁶:3歳以上

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	266	264	262	225	215
	確保の内容	270	270	270	270	270
実績値	申込児童数	259	239	215	232	211
	利用定員数	259	239	215	232	211
待機児童数		0	0	0	0	0

※各年4月1日時点単位(人)

■3号認定⁴⁷:0歳

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	31	29	27	28	27
	確保の内容	32	32	32	32	32
実績値	申込児童数	43	32	30	20	25
	利用定員数	43	32	30	20	25
待機児童数		0	0	0	0	0

※各年4月1日時点(単位:人)

⁴⁶ 保育園及び認定こども園において、3歳から5歳児の保育を行う事業。

⁴⁷ 保育園及び認定こども園において、0歳から2歳児の保育を実施する事業。



■3号認定:1歳

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	59	61	58	57	57
	確保の内容	61	61	61	60	60
実績値	申込児童数	56	59	48	59	43
	利用定員数	56	59	48	59	43
待機児童数		0	0	0	0	0

※各年4月1日時点(単位:人)

■3号認定:2歳

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	59	61	58	58	58
	確保の内容	61	61	61	60	60
実績値	申込児童数	64	63	72	55	60
	利用定員数	64	63	72	55	60
待機児童数		0	0	0	0	0

※各年4月1日時点(単位:人)



(2) 地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援事業⁴⁸

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1

(単位:か所)

■ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	530	508	472	456	439
	確保の内容	3	3	3	3	3
	実績値	2,062	1,436	1,700	2,006	-

(量の見込み単位:月平均人、確保の内容単位:か所、実績値単位:延べ人)

■ 妊婦健康診査事業⁴⁹

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	81	79	77	75	73
	確保の内容	医療機関実施				
実績値		89	61	57	43	65

(単位:人)

⁴⁸ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供や相談、助言を行い、関係機関との連絡調整を実施する事業。美咲町では、「子育て世帯包括支援センター たんぽぽ」が担います。

⁴⁹ 妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。



■乳児家庭全戸訪問事業⁵⁰

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	82	80	78	58	56
	確保の内容	82	80	78	58	56
実績値		61	72	62	53	32

(単位:人)

■養育支援訪問事業⁵¹

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	80	80	80	80	80
	確保の内容	80	80	80	80	80
実績値		71	68	83	40	39

(単位:人)

■子育て短期支援事業⁵²(ショートステイ)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保の内容	3	3	3	3	3
実績値		0	0	0	1	0

(量の見込み単位:延べ人、確保の内容単位:か所、実績値単位:延べ人)

⁵⁰ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

⁵¹ 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

⁵² 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設や里親等への委託により必要な保護を行う事業です。



■子育て援助活動支援事業⁵³(ファミリー・サポート・センター)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	120	140	160	10	15
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		1	2	1	4	28

(量の見込み単位:延べ人、確保の内容単位:か所、実績値単位:延べ人)

■一時預かり事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	635	604	576	450	450
	確保の内容	635	604	576	450	450
実績値		300	518	234	499	450

※町立保育園分(単位:延べ人)

■延長保育(時間外保育)事業⁵⁴

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	111	106	100	98	94
	確保の内容	111	106	100	98	94
実績値		84	70	67	43	50

(単位:人)

⁵³ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。美咲町には、センターがなく、津山圏域定住自立圏共生ビジョンにより「津山ファミリー・サポート・センター」を利用しています。

⁵⁴ 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業です。



■病児・病後児保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	949	907	853	10	10
	確保の内容	480	430	385	10	10
実績値		3	3	8	13	8

(単位:延べ人)

■放課後児童健全育成事業⁵⁵(放課後児童クラブ)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	68	69	70	38	38
	確保の内容	35	35	70	40	40
実績値		31	36	31	38	59

(単位:人)

■実費徴収に係る補足給付を行う事業⁵⁶

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		2	3	4	5	0

※日用品・文房具等の購入に対する費用の補助について集計しています。(単位:人)

⁵⁵ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。美咲町では、「わかくさ児童クラブ」に委託しています。

⁵⁶ 低所得で生計維持が困難である者のこどもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等(以下「実費徴収額」という。)の一部を補助する事業。





2 第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況と課題

第2期子ども・子育て支援事業計画では、次の6つの目標を基本的な視点とし、地域全体でこどもを育むことを目指し、こどもたちの成長や家族のサポートを総合的に推進しました。

基本目標1 安心して子育てできるまちづくり

【取組状況】

施策の方向1 保育ニーズに応じた受け入れ体制の整備

多様化する保育ニーズや保護者の就労ニーズの高まり等を踏まえ、町立保育園は平日午後7時まで延長保育を実施するとともに、保育園において生後6か月からの乳児の受け入れを行いました。多様な保育ニーズに対応できるよう、保育士や保育補助者の研修に努めました。

施策の方向2 多様な保育サービスの提供

一時預かり事業の実施に加えて、地域子育て支援センター事業を実施し、多様な保育サービスの提供や相談環境の整備など、総合的な子育て家庭への育児支援を行うことができました。

施策の方向3 子育て支援のネットワークづくり

親子クラブなどのネットワーク化を図り、親同士の交流を促進し、子育ての孤立感を軽減しました。また、ファミリー・サポート・センター事業の積極的な推進を行い、共助の関係性の構築に努めました。

施策の方向4 仕事と子育ての両立支援

誰もが安心して働きながら子育てできるよう、仕事と子育ての両立や、男性の子育てへの参加促進などについて、家庭や地域、企業への理解をはたらきかけるとともに、仕事と子育ての両立を支える環境を整備しました。

【主な課題】

施策の方向1 保育ニーズに応じた受け入れ体制の整備

- ・保育士や調理員の人材確保やニーズに対応する施設や機材の整備、維持補修を行うとともに、就労形態や社会環境の変化に伴う保護者のニーズに対して、サービスの内容や量の把握、マッチングを行い、保育内容と保育体制の充実を図っていく必要があります。
- ・日々の保育を確実に行いつつ、保育士が研修に参加しやすい体制や、自ら学ぶ環境の整備に努め、保育人材が育つ環境の整備に努める必要があります。

施策の方向2 多様な保育サービスの提供

- ・一時預かりや地域子育て支援センター等を活用し、社会環境の変化に伴う保育や育児支援のニーズにマッチした事業展開が必要です。
- ・外国につながるこどもへの支援において、デジタル機器等の使用により、外国人家庭の子育て相談への対応を図るほか、妊娠期については、定期受診ができているかなど医療機関との情報共有が必要です。言葉や生活習慣の違いがある中で、地域で子育てをするための情報が十分でないことが課題となっています。





施策の方向3 子育て支援ネットワークづくり

・ファミリー・サポート・センター事業を利用した地域住民のサポートや子育て世代の共助の仕組みづくりや親子クラブでの保護者同士の交流や情報交換を通じた、子どもの健やかな成長と保護者の不安や孤独感の解消、リフレッシュが必要です。引き続き制度周知に努め、会員を増やし、制度を維持していくことが課題となっています。

施策の方向4 仕事と子育ての両立支援

・男女共同参画社会を実現するためには、「ワークライフバランスの実現」や「意識改革」、「男女の人権の尊重」等について、研修会等を通じた継続した啓発が不可欠です。その際、ターゲット層である子育て世代が参加しやすい曜日や時間設定を行う必要があります。

・就業機会の確保と環境整備については、ハローワークの求人情報について町のホームページへ掲載しても閲覧されません。また、求人情報については、ハローワークインターネットサービスで、自分に希望に沿った求人をリアルタイムで検索できることとなっており、情報発信方法を見直す必要が生じています。

基本目標2 こどもが健やかに育つまちづくり

【取組状況】

施策の方向5 妊娠期からの切れ目ない支援

令和2年度に子育て世代包括支援センター「たんぽぽ」を新設するなど、妊娠期の不安を軽減し、母子ともに安心して、出産、子育てできるよう、妊娠期からの切れ目ない支援体制を整備しました。

施策の方向6 食育の推進

食育を通じて、健康の維持、食材の選び方や調理方法などの生活に直結する知識の取得、食文化の継承、社会性の育成など、子どもたちが健やかに生きていくための基礎を築くため、家庭や保育園、学校、地域住民と行政が連携して食育を推進しました。

【主な課題】

施策の方向5 妊娠期からの切れ目ない支援

・妊娠期から継続して支援を必要とする家庭が、安心して出産や子育てができるよう養育環境を整え、相談できる関係性を築くために「切れ目なくつながる支援体制」のさらなる強化が必要です。また、制度への理解が深まるよう、制度周知を図っていく必要があります。

・育児支援が必要な親子が相談につながらず、地域から取り残されることがないよう、必要な情報を提供するとともに、子育て支援を行う地域関係機関との連携が必要です。

・電子母子手帳を活用した子育て等に関する情報提供が十分に行えておらず、タイムリーな情報提供もできていない状況です。ほかの媒体の活用も含め、情報提供の方法について検討する必要があります。

・発達に課題がある児童には、必要な時期に必要な支援につなげるために健康診査や訪問、面接の実施による生育状態の把握が必要です。また、産後うつや虐待予防、病気の早期発見の観点から、親子の健康状態や関係性についての早期把握、アプローチが必要です。

・核家族化等から、産後、育児に不安を抱く産後のケアが必要な産婦が増えています。引き続き、





産後ケアの充実を図る必要があります。

- ・乳幼児健康診査の未受診者には、検査・健康診査の必要性を伝え、医療機関と連携し、受診率を向上させていく必要があります。
- ・食育に関するアンケートの結果では、小中学生のうち、少数ではあるものの、毎日朝ご飯を食べていない、また孤食などの家庭があります。引き続き食に関する知識や食生活の習慣を身につけるための取組を推進する必要があります。
- ・不妊・不育治療が必要な方に対して、町の補助制度を広く周知するとともにニーズに応じた事業展開が必要です。

施策の方向6 食育の推進

- ・物価や人件費の高騰により給食に係る経費が上昇し、地元産の食材の提供が難しくなります。給食費の維持と給食の質や量の維持を合わせて行っていく必要があります。
- ・健康問題の解決のために町民のニーズを把握し、母子手帳アプリやSNSを活用した効果的な情報発信ができるよう、場面や方法を検討する必要があります。
- ・家庭のなかで、望ましい食生活が親から子どもに伝わるよう、働きかけていく必要があります。

基本目標3 配慮が必要な子どもにやさしいまちづくり

【取組状況】

施策の方向7 こどもの人権の尊重と虐待の防止

子育てに関わる人や関係機関が連携し、子どもの権利に対する理解を深める取組みを推進しました。児童虐待の発生予防や早期発見に向けて、関係機関との連携や啓発を強化しました。

施策の方向8 経済的支援の充実と子どもの貧困対策

子育て支援のための各種手当や制度の周知に努め、経済的負担感の軽減を図りました。さらに、国や県、特定非営利活動法人等と連携し、困難な生活環境にある子どもや家庭に対する支援を行いました。

施策の方向9 ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親家庭の自立を目指し、経済的な支援等を行うとともに、家庭の状況に応じて、悩みや不安を相談できる体制づくりに努めました。

施策の方向 10 障がいのある子どもへの支援

心理士や作業療法士、言語聴覚士などの専門職と、保健師、保育園や学校の関係者が連携し、子どもの特性や発達への理解を深めるとともに、子ども一人ひとりの状態に即した対応ができるよう、障がい児や発達に偏りがある子どもとその保護者への支援を行いました。

【主な課題】

施策の方向7 こどもの人権の尊重と虐待の防止

- ・複数の問題を抱えた家庭に対する、職員の専門性の習得や関係機関や地域と連携した、虐待の予防や早期発見が必要です。また、見守りが必要な家庭に対しては、引き続き現状の把握に努め、状況の変化に対して、きめ細やかに支援していく必要があります。





・児童虐待への対応については、児童福祉分野と母子保健分野、教育委員会部局が連携を図り対応する必要があります。

・里親制度⁵⁷を利用するには、児童相談所からの情報提供や丁寧な聞き取り、受け入れ家庭との調整が必要です。

施策の方向8 経済的支援の充実と子どもの貧困対策

・制度に対する正確な知識と美咲町独自の施策については財源の確保や施策と効果の検証方法の設定があげられます。

・就学援助について、事業の周知を図ることが必要です。

施策の方向9 ひとり親家庭等への自立支援

・ひとり親家庭への経済的支援や優先入園の周知、相談しやすい環境の整備が必要です。

施策の方向 10 障がいのある子どもへの支援

・支援を必要とする子どもの保護者が安心して相談できる保育環境が求められています。保育士等の加配とともに、発達への理解を深め、相談支援技術の向上や専門職間での情報共有を行うことで、子ども本人や保護者との信頼関係を構築し、発達特性に配慮した支援を行う必要があります。

・療育相談や障がいのある子どもを持つ保護者の情報交換を行える場所が必要です。

・今後も増加が見込まれる障がい児通所サービスに対するニーズに対応できるよう、障がい福祉サービスに対する制度の周知や、サービスの提供体制の充実を図ります。

・療育にあっては、放課後等デイサービス等への送迎が保護者の負担となっています。

基本目標4 学ぶ力を育むまちづくり

【取組状況】

施策の方向 11 就学前教育の充実

地域の関係機関と連携して絵本の読み聞かせを行うなど、子どもの豊かな心をはぐくむとともに、親子の交流を図る機会を提供しました。また、子どもが自ら学び、考える力を養う保育や英語指導員を導入し、先進的な英語教育を推進しました。

施策の方向 12 子どもの居場所づくり

中央運動公園の改修や柵原児童館の移転など、安全、安心に活動できることの居場所づくりを進めるとともに、多様化する保護者のニーズに対応できるよう、隣接する施設間の連携を促進しました。

施策の方向 13 学校教育の充実

子ども一人ひとりが持つ個性を十分に發揮できるよう、きめ細やかな教育の推進と基礎学力の向上を図りました。また ICT⁵⁸を導入し、楽しみながら効率的にできる授業運営を行いました。

⁵⁷ 何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持つ家庭環境の下での養育を提供する制度です。

⁵⁸ 情報通信技術。通信を使ってデジタル化された情報をやり取りする技術のこと。





【主な課題】

施策の方向 11 就学前教育の充実

- ・健康診査の流れの中でブックスタート⁵⁹、ブックスタートセカンド⁶⁰の説明に終わり、実際は読み聞かせをする等の時間をとることが難しくなっています。
- ・地域によっては地域子育て支援センターの参加者が少なく、親同士の交流を図る段階まで到達しない地域があります。
- ・地域の人材資源の発掘と活用が必要です。

施策の方向 12 こどもの居場所づくり

- ・放課後児童クラブや児童館に限らず、こどもの居場所の在り方については、財源や人材、多様なニーズへの対応などを考慮しながら検討していく必要があります。少子化が進行する中、こどもたちが安心して過ごせるだけでなく、地域が一丸となってこどもを支える仕組みを作っていく必要があります。
- ・児童館の運営については、利用者の立場に合った運営等を考える必要があります。
- ・児童館で児童の特性に応じた関わりができるよう、児童厚生員の情報共有や研修を通じた専門的な知識の習得、こどもの特性への理解が必要です。
- ・児童館を利用するこどもや保護者に対する情報提供や立ち寄りやすい雰囲気づくりを行っていく必要があります。
- ・児童館等のこどもの居場所が老朽化しており、施設面の充実や安全面について計画的な維持補修が必要です。
- ・学校に設けている別室に校内教育支援センター⁶¹支援員を配置して引きこもり防止に努める必要があります。

施策の方向 13 学校教育の充実

- ・ICT 教育に必要な機器の導入や更新、老朽化した学校施設等に対しての財源の確保が必要です。
- ・命を大切にする心や他人を思いやる心、善惡の判断など規範意識等の道徳性を身に付けるため、各校で道徳教育の推進を引き続き進めます。

基本目標5 地域でこどもを見守るまちづくり

【取組状況】

施策の方向 14 地域でこどもを見守る活動の促進

「こどもの笑顔は みんなの幸せ」を合言葉に地域全体で子育てをする気運づくりを進めました。親子クラブの活動やファミリー・サポート・センター事業を活用し、地域に住む人が子育てを支えられるような仕組みづくりを行いました。

⁵⁹ 乳児健診時に絵本をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して、ゆっくりと触れ合う時間を持つことを促す活動。

⁶⁰ 幼児健診時に絵本をプレゼントするもの。

⁶¹ 空き教室を活用して、不登校や集団生活に不適応傾向のある児童生徒等を支援する教室のこと。





施策の方向 15 多様な体験やふれあいの機会づくり

学校を核とした地域づくりに努め、こどもたちが地域の大人とともに地域のことを考え、郷土愛をはぐくむ関係を築きました。また、学校と地域との交流を促進するとともに、多様な体験活動等に参加できる機会の充実を図りました。

施策の方向 16 健全育成の推進

生涯学習講座等のこどもの心身の健康づくりや心豊かに成長する多様な活動を設定し、青少年の健全育成を図りました。また、子育てについての家庭教育や学習の機会づくりを支援しました。

【主な課題】

施策の方向 14 地域でこどもを見守る活動の促進

- ・コミュニティ・スクールでの熟議を地域へ繋げたり、地域の情報を学校と共有したりする情報の連携がさらに必要です。
- ・各学校区の「目指すこども像」を地域に共有した地域学校協働活動の展開が必要です。
- ・地域学校協働活動推進員の高齢化等により人材確保が必要です。また、推進員の複数人体制の検討も求められています。

施策の方向 15 多様な体験やふれあいの機会づくり

- ・公民館活動にあたっては、小規模多機能自治等の地域課題の解決に向けた講座の企画など地域との連携が必要です。こどもや若者が参加しやすい企画や時間帯の調整に課題があります。
- ・生涯学習講座を通じた、郷土文化の伝承に対し、親子での取組や地域と連携する工夫が必要です。
- ・こどもへの読み聞かせについて、登録団体がない図書館もあり、団体の育成と支援が大きな課題となっています。
- ・食事を通じて家族のだんらんの大切さや食事の楽しさを学ぶ食事に関する講習会を企画しましたが、保護者は多忙であり、親子での参加が難しい状況です。
- ・家庭料理や郷土料理の伝承に取り組んでいるボランティア団体の担い手不足が課題となっています。

施策の方向 16 健全育成の推進

- ・美咲町青少年育成活動連絡会の支部で活動の温度差があります。
- ・スポーツ少年団の地域移行や地域での活動組織の拡充のため、若年層の人材育成が課題となっています。
- ・学びのポイントラリー⁶²は健康ポイントと重複することがあるので統一するなど検討が必要です。
- ・親育ち応援プログラムについて、さらなる広報が必要です。

⁶² こどもが休日や長期休業中等に登録されたプログラムに参加することを通じて、地域の人と関わり、学ぶ機会を持つ活動。





基本目標6 こどもにやさしいまちづくり

【取組状況】

施策の方向 17 こどもの安全の確保

交通安全や防犯対策を進めるとともに、地域住民の自主活動を促進し、地域全体で子どもの安心、安全を守るまちづくりを推進しました。

施策の方向 18 子育てに配慮した生活環境の整備

子どもが安心して活動できる居場所づくりを推進し、子どもにとって安全で快適な生活が行えるよう、通学路の整備を行いました。また、新婚世帯向けの安価な居住環境を整備するなど、子育てを支援する制度運営に努めました。

施策の方向 19 不登校・児童生徒の居場所づくり

不登校やひきこもりの児童・生徒が安心して自己存在感や充実を感じられる場所の提供に努めました。

【主な課題】

施策の方向 17 こどもの安全の確保

・パトロール活動について、構成員の高齢化や担い手の確保、活動実施者の固定化が課題となっています。また子どもたちの見守りの告知放送での呼びかけについて、加美小学校以外では周知できていません。

・交通安全教室への参加を通じた、継続的な交通安全の周知を図る必要があります。

・町道の維持管理については、行政サイドだけでの対応が難しく、地域住民に協力を仰ぐ必要があります。

・交通安全施設⁶³については、道路幅員が狭いため施設を設置することで道路交通が困難となります。施設を設置したくない自治会と施設を設置したい保護者の間で意見が食い違うことが発生しているため、自治会内で意見の統一が必要になります。

施策の方向 18 子育てに配慮した生活環境の整備

・少子化対策に寄与するように、子育て世代に対するパッケージ施策を検討する必要があります。

・子育て世代向けの家賃補助制度がありません。

・新婚世帯向けの家賃補助制度の利用者は、3年前の4割程度まで減っています。新婚生活を美咲町で始めてもらい、子育てしやすい町だと実感してもらい、美咲町に家を建てたいと思えるような連携が必要と考えられます。

・結婚新生活支援事業の対象になる方の範囲が狭く、所得制限や年齢制限などにより対象者が限定されます。

施策の方向 19 不登校・児童生徒の居場所づくり

※「不登校・児童生徒の居場所づくり」に対する施策は、再掲のため省略しています。

⁶³ 交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目的として設置する防護柵やカーブミラーなどのこと。ここでは、防護柵のこと。





3 中間見直しの内容

美咲町の子ども・子育て支援事業計画(令和2年から令和6年)の中間年(令和4年)では、次の見直しを行いました。

(1)教育・保育サービスの見直し

認定保育区分(1号、2号、3号)の児童数の実績と予測に基づき、必要な定員数や施設提供の体制を見直しています。一部、0歳児や1・2歳児の保育サービスの見直しを行っています。

(2)地域子ども・子育て支援事業の見直し

乳児家庭全戸訪問事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブの見込み量の見直しを行っています。これにより、利用者数の実績に合わせた量の調整がなされています。

(3)保護者への支援強化

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)や一時預かり事業など、家庭での保育が困難な場合の支援を拡充し、保護者が利用しやすい環境づくりが進められています。

(4)施設の運営と連携の強化

保育園や児童クラブなどの既存施設の充実が図られ、地域での子育て支援がより円滑に進められるよう、関係機関との連携体制の強化が進めています。





第4章 こども計画の概要

1 基本理念

■こども大綱における目指す社会のすがた

「こどもまんなか社会

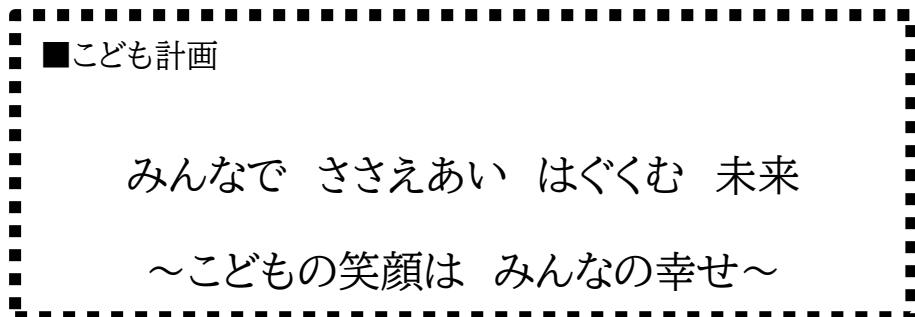
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～」

■美咲町第3次振興計画

「ひと 輝くまち みさき」

■第2次美咲町地域福祉計画

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり～地域共生社会の実現に向けて～」



<設定理由>

こども基本法第3条で規定されている、6つのこども施策の基本理念を踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けて、すべてのこどもの意見が尊重され、それぞれが、最善の利益が享受できるよう、地域・社会でこどもを支えるメッセージとしました。また、「こどもの笑顔は みんなの幸せ」については、令和5年度より本町で共通の合言葉として使用している表現で、こどもの笑顔があふれるまちは、高齢者や障がいがある方をはじめ、みんなに優しく、幸せになれるまちという意味です。こどもの笑顔は美咲町の未来を示しています。





2 基本目標

以下の3つの目標を基本的な視点とし、地域全体で子どもを育むことを目指し、こどもたちの成長や家族のサポートを総合的に推進します。

基本目標1 こども・若者の夢をはぐくむ 未来づくり

こどもや若者の居場所づくりや権利の尊重を通して、こども・若者が笑顔になれるよう制度や支援の充実を図ります。若者の出会いの創出と経済的負担の軽減を行い、夢や希望を見いだせる未来づくりを応援します。

基本目標2 安心して子育てできる 環境づくり

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる環境を整備することで、子育ての不安や孤独感の軽減に重点を置いた取組を行います。また、保護者が安心して子育てできるように、保育サービスや相談窓口を充実させ、育児と仕事の両立を支援します。

基本目標3 こども・若者を支える 地域づくり

地域活動の支援や体験活動の提供を通じて、地域の人々が子育てに関与し、こどもたちが安全で充実した生活を送れるようにします。また、小規模多機能自治⁶⁴による地域づくりを推進し、地域全体で子育てを支える意識の醸成、こども・若者の成長を地域全体で見守る環境を整えるとともに、複合的な問題を抱えた家庭に対して、重層的支援体制整備事業⁶⁵の推進を図ります。

⁶⁴ 地域に住む人が自らの地域における課題を解決し、福祉を増進していくこと。

⁶⁵ 既存の相談支援や地域づくりの支援の取組を活かし、こども・障がい・高齢・生活困窮等を複合した“地域住民の複雑化した支援ニーズ”に対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。





3 施策の体系

基本理念

みんなで ささえあい はぐくむ 未来

～こどもの笑顔は みんなの幸せ～

基本目標1 こども・若者の夢をはぐくむ 未来づくり

施策の方向

- 1 就学前教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 若者の出会いの創出と経済的負担の軽減
- 4 こども・若者の居場所づくり
- 5 こども・若者の権利の尊重と意見反映
- 6 サポートが必要なこども・若者への支援

基本目標2 安心して子育てできる 環境づくり

施策の方向

- 7 母子の健康維持
- 8 子育てに配慮した生活環境の整備
- 9 こどもの安全の確保
- 10 ひとり親の自立支援
- 11 子育て世代への経済的支援
- 12 相談体制の充実と切れ目のない支援
- 13 仕事と子育ての両立支援

基本目標3 こども・若者を支える 地域づくり

施策の方向

- 14 社会全体で子育てをする気運の醸成
- 15 地域でこども・若者を見守る体制づくり
- 16 健全育成の推進





第5章 行動計画

基本目標1 こども・若者の夢をはぐくむ 未来づくり

►施策の方向1 就学前教育の充実

【重点施策】

子どもの成長に応じた幼児教育を充実し、保育環境を整えます。また、保育の質の向上のため、保育士等の確保、育成、定着促進、職場環境等の改善等に努めます。

事業名	主な取組内容	主な担当課
保育士等の人材の確保と育成	保育士及び保育補助員の人材の確保に努めるとともに、保育士の専門性を確保し、多様な保育ニーズに対応するため研修等の充実を図ります。また、各種研修会の情報提供を行い、研修に参加しやすい体制づくりに努めます。	教育総務課
通常保育の充実	多様化する保育ニーズや保護者の就労ニーズの高まり等を踏まえ、保育内容と保育体制の充実を図ります。	教育総務課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	令和8年度より、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、保育所で一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促します。	教育総務課
地域子育て支援センター	地域子育て支援センター(中央、旭、柵原)に、指導者を配置し、平日、育児不安などの悩み相談をはじめ親子クラブへの協力など、総合的な子育て家庭への育児支援を行うとともに、利用促進に努めます。各センターにおいて、園庭開放、出前保育、座談会などを実施するとともに、育児のネットワークづくりを推進します。	教育総務課





英語教育の推進	幼少期からネイティブスピーカーに触れる機会を持ち、英語でコミュニケーションを図る学習を行います。子どもの成長にあわせて、英語で想いや考えを伝える経験を重ね、地元の魅力や自分自身を表現する意欲と能力を高めます。	教育総務課
ブックスタート事業	乳児前期健康診査時にブックスタート、3歳6か月児健康診査時にブックスタートセカンドとして、絵本の入った「ブックスタートパック」を配布し、読み聞かせの実演を行い、情操教育をサポートします。	生涯学習課
絵本の読み聞かせ	保育園、地域子育て支援センター及び児童館で親子の触れ合いの機会をつくるため、絵本の読み聞かせを行うとともに、親同士の交流事業を実施します。保育士、図書館司書等で、乳幼児を持つ親を対象に読み聞かせに適した絵本の選定を行い、貸し出しや、ポイントを押された読み聞かせを行います。	生涯学習課
親子ひろば わくわく	津山圏域定住自立圏事業の一環として、就学前のお子さんと保護者の方が遊びや交流、子育て相談ができる場を提供しています。子育てに関する情報提供も行っています。	こども笑顔課

▶施策の方向2 学校教育の充実

【重点施策】

子どもが安心して過ごし、学ぶことができ、将来の社会の担い手として成長できるよう質の高い公教育の場を提供します。児童、生徒及びその保護者との教育相談においては、一人ひとりに適切な教育支援を実施します。

事業名	主な取組内容	主な担当課
教育環境の充実	町内の学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、新学習指導要領に対応し、コミュニケーション能力の向上を図る英語教育の充実を図ります。 ICT教育を充実し、高度情報化社会がもたらす危険性などについても十分な指導を図ります。	教育総務課





学校教育施設の整備・充実	ICT教育に必要な機器等の導入や更新を図るとともに、老朽化した学校施設等や機器に対して改修を行います。	教育総務課
道徳教育の推進	学校教育の中で、やさしさ、命の大切さ、思いやりの心を育む道徳教育を推進し、青少年による犯罪等の防止を図ります。	教育総務課
総合的な学習の時間の推進	本町の自然環境、景観や歴史的、文化的資源、ボランティア活動など、地域に密着した授業を展開することで、こどもが自ら学び、自ら考える力を養います。本町では、授業の中で学校と地域が一緒に地元の課題について考える時間を設けています。郷土愛を育むとともに、地域のために何ができるかという視点を持ったこどもを育てます。	教育総務課
水辺の教室	小学校課程の児童を対象として、身近な川へ入り、生息する生物の採取と観察を通じて水環境の大切さを学ぶ教育を推進します。	教育総務課
特別支援教育の充実	発達障がい児を含むすべての障がい児一人ひとりに応じた適切な教育を行うため、特別支援学級等による指導の充実に努めます。個別最適な支援が行えるよう、施設の環境整備を進めます。	教育総務課
英語教育の推進(再掲)	幼少期からネイティブスピーカーに触れる機会を持ち、英語でコミュニケーションを図る学習を行います。こどもの成長にあわせて、英語で想いや考えを伝える経験を重ね、地元の魅力や自分自身のことを表現する意欲と能力を高めます。	教育総務課



►施策の方向3 若者の出会いの創出と経済的負担の軽減

【重点施策】

おかやま縁結びネットを活用した出会いの場の提供と独自の補助制度を活用したその後の新生生活を支援します。若者の定住により、こどもや若者の活気あるまちづくりを目指します。

事業名	主な取組内容	主な担当課
民間活力利用型若者向け住宅事業	新婚の夫婦が安価で入居できる住宅を、民間の活力を導入しながら提供し、定住を促進します。 町が認定した町内の賃貸住宅に、婚姻届提出後1年未満の新婚世帯が入居した場合、家賃の補助を行います。	住民生活課
結婚定住促進事業	若者の定住促進を図るため、定住する方が婚姻後も引き続き夫婦で定住する場合に祝金を支給します。	住民生活課
就職定住促進事業	若者の定住促進を図るため、新規学卒者が就職後も引き続き定住する方に祝金を支給します。	住民生活課
新築木造住宅普及促進事業	町内に、岡山県産木材を活用した住宅を新築する方を助成し、移住・定住を推進します。	産業観光課
おかやま縁むすびネット	おかやま縁むすびネットを活用し、より多くの出会いの機会を提供します。	こども笑顔課
結婚推進事業	津山圏域定住自立圏事業の一環として、未婚者向けにイベントやセミナーの開催を行います。	こども笑顔課
結婚新生活支援事業	新婚世帯の住宅取得費、賃借料、リフォーム代、引越し代を補助します。	こども笑顔課



►施策の方向4 こども・若者の居場所づくり

【重点施策】

こどもを健やかにはぐくむために必要な環境整備(遊具、防犯対策設備の設置や施設の改修、環境改善事業)を児童館や児童公園等の児童厚生施設で実施し、放課後や長期休業中などにこどもや若者が安心、安全に過ごせるこども・若者の居場所づくりを推進します。

事業名	主な取組内容	主な担当課
不登校・児童生徒の居場所づくり事業	不登校、ひきこもりの児童生徒に対し安心できる場所を提供し、ひきこもりの防止及び学びの場の提供に努めます。	教育総務課
放課後子ども教室	こどもに安全、安心な活動拠点を設け、家庭学習の定着をはじめ様々な体験、交流活動の機会を提供します。 児童館や子ども第三の居場所と連携して、こどもの成長に応じた放課後のこどもの学習支援など地域とともにこどもたちを支援する取組を推進します。	生涯学習課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が就労、疾病などの理由により、日中家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。 地域のニーズに応じて施設のあり方を検討します。	こども笑顔課
児童館	0歳から18歳までのこどもが利用できる施設です。こどもたちが安全に遊び、学び、成長できる地域に根ざした居場所として、心身の健康を促進する環境を整備します。	こども笑顔課
子ども第三の居場所	こどもたちの個性に合わせて成長を促し、地域の協力を得ながら学習支援や体験活動等を通じて他者とのコミュニケーション力や社会と関わる力を身に付ける取組を行います。 また、保護者からの相談に対応するなど、子育ての不安解消に努めます。	こども笑顔課





親子ひろば わくわく (再掲)	津山圏域定住自立圏事業の一環として、就学前のお子さんと保護者の方が遊びや交流、子育て相談ができる場を提供しています。子育てに関する情報提供も行っています。	こども笑顔課
--------------------	---	--------

►施策の方向5 こども・若者の権利の尊重と意見反映

【重点施策】

子どもの権利について、こどもや若者だけでなくすべての大人に対して、広く周知し、権利が守られるよう働きかけを行います。また、虐待の早期発見、対応のため、教育、福祉、医療、保健等の関係機関の連携を強め、こどもと保護者への総合的な支援を図るほか、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズを早期に把握し、相談対応、助言を行います。

事業名	主な取組内容	主な担当課
子ども議会	中学生が議員となり、町に希望することや町全体の課題を解決するために必要なことを考える会です。こどもたちが行政や議会の仕組みを学ぶとともに、まちづくりへの関心を高め、意見を表明する機会を提供することを目的として開催しています。	教育総務課
人権教育サポート事業	保育所入所児童の保護者やPTAを対象に、人権教育の研修会、講演会やイベント等を実施し、幼児期からの意識の啓発を図ります。 「美咲町人権教育基本方針」を踏まえ、様々な人権侵害に目を向け、生命と尊厳を守る社会、お互いに多様性を認め合う社会の実現を目指すとともに、地域への周知に努めます。	生涯学習課
児童虐待の防止	児童虐待の発生予防、早期発見に向け、広報紙等による啓発の強化をはじめ、地域全体での子育て支援の推進、関係機関との情報共有、母子保健事業との協力体制等の充実を図ります。 児童虐待の案件について、関係機関との連絡会議やケース会議を開催し、要保護児童対策地域協議会の活動を推進します。	こども笑顔課





里親制度	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境下での養育を提供する制度です。里親制度の周知啓発を行うとともに、地域住民の理解及び協力体制の構築に努めます。	こども笑顔課
こども家庭センター	令和8年度に母子保健部門と児童福祉部門が一体となり、こどもと家庭へ支援する機関として、「こども家庭センター」を設置します。	こども笑顔課
子育て世帯訪問支援事業	子育て家庭、妊娠婦等がいる家庭の子育てに対する不安や悩みを傾聴し、家事や子育て支援を行います。	こども笑顔課

▶施策の方向6 サポートが必要なこども・若者への支援

【重点施策】

サポートが必要なこどもや若者が心身ともに健やかに養育されるよう、こども・若者の支援ニーズを早期に把握し、適切な支援と繋がるようサポートします。ヤングケアラーは、こども・若者や家族に自覚がなく、顕在化しにくい場合もあります。周知啓発や、相談窓口を設置することで、早期発見につなげるとともに、こどもの意向に寄り添いながら、こども・若者と家庭を必要な支援に結び付けます。

事業名	主な取組内容	主な担当課
障がい者(児)医療費補助事業	障がい児が医療機関等で診療を受けた場合、等級に応じて保険診療にかかる自己負担相当額のうち、県が定めた月額負担上限額の2分の1を町単独さらに補助します。	保険年金課
のびのびひろば・相談	子育ての不安や心配など、悩みを抱える保護者に対し相談を行います。また、青年期の相談に対応します。相談者と一緒に考え、必要に応じて適切な窓口へつなげるよう努めます。 地域子育て支援センターを拠点に遊びの場を通して保護者や保育者がこどもとの関わり方を学び、発達を促せるような機会を提供します。	健康推進課





発達支援事業	保育園等の関係機関や専門職と連携して、発達が気になる子どもの早期発見や相談、支援に取り組みます。また共通支援シート ⁶⁶ を通して、就学後においても発達障がい児への支援を切れ目なく行えるように努めます。就学前の発達が気になる子どもを対象に、社会性やコミュニケーションの方法などをグループや個別で指導するとともに保護者支援への充実を図るため、保育等関係機関や専門職と連携し、現状の課題を整理し、支援体制を検討します。	健康推進課
	発達障がいの疑いのある子どもの早期発見と発達段階、特性等に応じた指導、支援を行うため、専門職が小学校や放課後児童クラブ、児童館等を巡回し、職員の発達への対応力を強化します。	健康推進課 こども笑顔課
保育支援事業	特別児童扶養手当受給者を除く、同程度の障がいの認定、判定を受けている子どもに対して、発達障がい児等に対応するための職員の加配等を図ります。 全ての園児が安心して安全に質の高い保育が受けられるよう、園児の状況に応じた対応を図ります。	教育総務課
特別支援教育就学奨励金	特別支援学級入級者の世帯の収入状況、課税状況により、学校給食費、修学旅行費、校外活動費用学用品購入費、新入学用品費等の一部を援助します。	教育総務課
外国につながることも ⁶⁷ への支援	関係機関と連携して、外国人家庭の子育ての不安軽減を図ります。	教育総務課 健康推進課
自主グループの育成	各関係機関と連携して、療育に関する総合的な相談の充実を図り、当事者の会や親の会を支援します。	教育総務課 福祉しあわせ課

⁶⁶ 保育園等に通っているお子さんが、小学校入学後も楽しく学校生活が過ごせるように情報の連携を行うためのシートのこと。お子さんの保育や学校生活に関わるたくさんの現場の方が、お子さんと保護者の立場に立って作るものです。

⁶⁷ 国籍を問わず、文化的言語的に多様な背景をもつ子どものこと。外国籍であるが日本で生まれてから一度も国籍の国へ行ったことがない子どもや日本にルーツがあつて海外で暮らしていた子ども等。





重層的支援体制整備事業	既存の相談支援や地域づくりの支援の取組を活かし、こども・障がい・高齢・生活困窮等を複合した“地域住民の複雑化した支援ニーズ”に対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。	福祉しあわせ課
障がい児・者に対する各種手当	障がいの状況に応じて、特別児童扶養手当 ⁶⁸ 、障害児福祉手当 ⁶⁹ 、特別障害者手当 ⁷⁰ 、障害児(者)福祉手当 ⁷¹ を支給し、経済的支援を図ります。	福祉しあわせ課
地域ネットカフェほつと	知的障害者相談員、事業所職員、行政職員が参加し、知的障害者への福祉サービスの情報提供並びに情報交換を行う場を提供します。	福祉しあわせ課
障がい児への福祉サービスの適切な提供	障がい児が、成長段階における心身の状況等に応じて、福祉サービスの提供が受けられるよう制度の周知を図るとともに、関係機関と連携して支援体制の充実を図ります。	福祉しあわせ課
障がい児への助成サービスの適切な提供	障がい児が、成長段階における心身の状況等に応じて、日常生活用具及び補装具などの各種助成サービスの提供が受けられるよう制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し支援体制の充実を図ります。	福祉しあわせ課
医療的ケア児等との家族に対する支援事業	医療的ケア児とその家族が、成長段階における心身の状況等に応じて、適切な支援が受けられるよう、保健師や関係機関と連携し支援体制の充実を図ります。	福祉しあわせ課 教育総務課 健康推進課

⁶⁸ 精神又は身体に障がいを有する児童について支給する手当。

⁶⁹ 重度障害児に対して支給する手当。

⁷⁰ 精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対する手当。

⁷¹ 町内に2年以上住所を有し、在宅において生活している障害児(者)で、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている20歳未満の方に対する手当。本町の独自施策です。





こども家庭センター (再掲)	令和8年度に母子保健部門と児童福祉部門が一体となり、こどもと家庭へ支援する機関として、「こども家庭センター」を設置します。	こども笑顔課
子育て世帯訪問支援事業(再掲)	子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の子育てに対する不安や悩みを傾聴し、家事や子育て支援を行います。	こども笑顔課



基本目標2 安心して子育てできる 環境づくり

▶施策の方向7 母子の健康維持

【重点施策】

こども家庭センターを中心とした妊娠期からの伴走型支援を行います。母子の各種健診や相談ができる体制づくりを整えることで、母子の健康を維持し、安心して子育てができる環境を整えます。個々の家庭に応じた切れ目ないサポートを行っていきます。

事業名	主な取組内容	主な担当課
子育て世代包括支援センター”たんぽぽ”	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。児童福祉分野との一体的な「こども家庭センター」を令和8年度に設置し、支援体制を強化します。	健康推進課
妊婦相談	母子手帳交付時に、保健師、栄養士が面接による相談を行います。出産への不安など状況に応じて継続して支援します。面接ができなかつた妊婦については、必要に応じて電話や訪問で対応します。 ハイリスク妊婦 ⁷² については、産婦人科等の医療機関と連携して支援を継続し、安心して安全な出産が迎えられるよう支援します。	健康推進課
赤ちゃん訪問	生後2か月を目途に、保健師による赤ちゃん訪問を実施します。早期に支援を必要とする場合は、生後2か月前に医療機関等と連携し訪問します。状況に応じて、支援の方向性や目標を養育支援会議にて検討し、医療機関や関係機関等と連携を図りながら支援します。 予防接種を適切な時期に受けられるよう情報提供を行います。	健康推進課

⁷² 多胎妊娠、妊娠高血圧症候群、糖尿病や妊娠糖尿病、その他の内科合併症、心疾患、腎疾患、てんかん、40歳を超える高齢妊娠、高度肥満等の状態の妊婦。





電子母子手帳	スマートフォンを活用し、妊産婦と子どもの健康診査、予防接種データの記録、管理を行うとともに、町から子育てや生活等の情報を配信することにより、育児・子育てに関するサポートを行います。	健康推進課
妊婦・乳児一般健康診査事業	妊婦とおなかの赤ちゃんや乳児の健康状態を把握するために医療機関で健康診査を実施します。母子手帳交付時に助成券を発行し、受診を促進します。1か月健康診査の実施を検討します。	健康推進課
乳幼児健康診査事業	すべての子どもの心身の健康状況を把握し、課題の早期発見を行います。また、課題のある未就学児について、就学が安心して迎えられる体制を強化します。	健康推進課
産後ケア事業	産後一定の期間、自宅や医療機関等において、お母さんと赤ちゃんに対して、産後の身体の回復や心のリフレッシュを図り、安心して育児ができるように支援する事業です。出産退院後の母親及び子どもに対して、心身のケアや育児サポートを行います。	健康推進課
新生児聴覚検査事業	全ての新生児に対して聴覚検査を実施し、聴覚障がいの早期発見と早期療育につなげます。	健康推進課
不妊・不育治療費助成事業	不妊・不育治療を受けた夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成します。	健康推進課
妊産婦歯科健診	産前1回、産後(出産から1年以内に限る)1回の計2回、歯科健康診査と歯科クリーニング時にかかる費用を補助し、妊産婦の健康管理の向上を図ります。	健康推進課
離乳食教室	生後3か月から1歳ごろの子どもがいる保護者を対象に離乳食教室を実施します。発達段階に応じた離乳食の進め方や育児の不安を共有し、保護者同士の交流にもつなげます。	健康推進課





育児相談	育児の悩み等について、妊娠届出時や保健師による赤ちゃん訪問、愛育委員、民生委員・児童委員活動を通じて相談の機会や相談しやすい環境づくりを進めます。	健康推進課
	地域子育て支援センター等と連携した育児相談を行い、育児についての不安の解消に努めます。集団の場に出られない孤立している親子については、集団の場へつなぐための支援を行います。	健康推進課 教育総務課
こども家庭センター（再掲）	令和8年度に母子保健部門と児童福祉部門が一体となり、こどもと家庭へ支援する機関として、「こども家庭センター」を設置します。	こども笑顔課

►施策の方向8 子育てに配慮した生活環境の整備

【重点施策】

赤ちゃんの駅⁷³等を整備し、こどもを連れて外出しやすい生活環境を整備するとともに、子育てをしやすい環境づくりに努めます。

事業名	主な取組内容	主な担当課
子育てを支援する居住環境の整備	新たに若者・子育て世代に向けた分譲地を整備します。	地域みらい課
	各地域と連携し、地域内遊休地を活用した遊び場の整備を検討します。	地域みらい課 生涯学習課
スクールバスの運行	児童生徒数の減少によるスクールバス路線の見直しを進めるとともに、町内の学校への通学及び課外活動などにスクールバスを運行し、安全、安心な通学に配慮します。 大規模災害発生時の代替輸送について、今後、検討を進めます。	教育総務課

⁷³ 乳幼児を抱えるご家族が自由におむつ交換や授乳等を行えるスペースのこと。





「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用制度	妊娠婦などの歩行が困難な方が利用者証を提示することで、身体障害者等用駐車スペースを利用する制度です。単胎児の場合、妊娠7か月から産後2年までの期間利用できます。	福祉しあわせ課
黄福タクシー事業	美咲町内に居住する高齢者や障がい者、妊娠婦等が町内のタクシー業者を利用する場合に、タクシー料金を助成する制度です。町内から町内をタクシーで移動する場合、片道最大1,000円で利用できます。	くらし安全課
赤ちゃんの駅整備事業	赤ちゃんの駅とは、乳幼児を抱えるご家族が自由におむつ交換や授乳等を行えるスペースのことです。赤ちゃんの駅を整備し、子育て世代が外出しやすい住環境の整備を行います。	こども笑顔課
一時預かりルームにこにこ	津山圏域定住自立圏事業の一環として、就学前のお子さんを一時的に預かります。保護者の方の買い物や用事、リフレッシュに利用することができます。	こども笑顔課
児童館(再掲)	0歳から18歳までの子どもが利用できる施設です。子どもたちが安全に遊び、学び、成長できる地域に根ざした居場所として、心身の健康を促進する環境を整備します。	こども笑顔課



►施策の方向9 こどもの安全の確保

【重点施策】

犯罪被害や事故等からこどもを守るために環境整備を行い、安全・安心してこどもを育てる社会をつくります。

事業名	主な取組内容	主な担当課
自主防犯パトロール活動	犯罪の未然防止のため、町内の小学校及び中学校周辺、通学路と保育所、児童館周辺等を中心に町内全域のパトロールに努めます。 青色防犯パトロール活動への理解促進を図り、継続的持続的な活動組織の育成に取り組みます。告知放送で見守りを行うほか、告知放送を使用していない小学校にも積極的に活用いただくよう周知します。	暮らし安全課
美咲町防犯灯設置事業	地域に必要な防犯灯の設置を補助し、こどもを犯罪から守り、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	暮らし安全課
自転車交通安全の推進	各小中学校で定期的な自転車教室を行い、継続的に自転車の便利さや、危険性、自転車保険の加入を呼びかけます。	暮らし安全課
交通安全教室	交通安全に対する意識を高めることを目的に、交通ルールや運転モラルの啓発を行います。警察等関係機関と連携し、保育園等での交通安全指導やSNSを使った情報発信を行い、交通安全教室や幼児交通安全クラブ指導者研修会を周知します。	暮らし安全課
子ども見守り防犯カメラ設置事業	通学路等の子ども見守り防犯カメラ設置に係る補助を行います。	暮らし安全課





道路等の整備	町内の小学校及び中学校、通学路、保育所、児童館周辺町道の道路パトロール、地元及び関係者からの行政相談により、補修、維持管理を強化します。利用実態に基づき路線の選定を行い、地域と維持管理について協議を行い、地域と町が連携した適切な維持管理体制を確立していきます。	建設課
児童安全マップ作成	関係機関、関係部署との連携により、子どものための安全、防犯マップの作成を検討します。	教育総務課

►施策の方向 10 ひとり親の自立支援

【重点施策】

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないよう、早期から保育、育児での援助や日常生活支援、相談支援など、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立、安定、向上を図ります。

事業名	主な取組内容	主な担当課
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭の親、又は両親のいない子どもを養育している配偶者のいない方及び子どもが、医療機関等で診療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担相当額のうち、県が定めた月額負担上限額の2分の1を町単独でさらに給付します。	保険年金課
公営住宅の優先入居	ひとり親家庭における生活的自立支援へ向け、公営住宅の優先入居に配慮します。	住民生活課
保育所の優先入所	ひとり親家庭における家庭の事情を考慮し、経済面や生活面における自立支援に向けて、保育所の優先入所に配慮します。	教育総務課
就労支援等の実施	生活状態等の把握及び情報共有により、困窮等のおそれがあるひとり親世帯に対し、自立支援相談員及び就労支援員が、自立に向けた相談支援及び就労支援を積極的に実施します。	福祉しあわせ課





児童扶養手当	父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立の促進を目的として支給します。	こども笑顔課
遺児激励金	児童が義務教育在学中に父や母を亡くした場合に児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として支給します。	こども笑顔課
相談及び経済的支援	ひとり親家庭の自立に向けて、岡山県と連携しながら、児童扶養手当の受付、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談など、各種経済的支援を行います。	こども笑顔課

►施策の方向 11 子育て世代への経済的支援

【重点施策】

保護者が経済的な不安や孤立感を抱かず、ゆとりをもってこどもと向き合い、安心して子育てできるよう、保育の無償化や就学支援、医療費、その他生活に関する経済的支援等を行い、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を行います。

事業名	主な取組内容	主な担当課
子ども医療費給付制度	こども(満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある人)が医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、医療費自己負担分について給付します。	保険年金課
出産育児一時金	出産育児一時金の支給により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
保育料の軽減	国の制度に基づく保育料の無償化をはじめ、独自施策として、無償化対象外の園児についても保育料の減免を行い、子育て世帯の生活の安定と、次代を担うこどもの健全な育成を目的として、経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
通学定期購入補助	町内在住の路線バス通学定期乗車券を購入した遠距離を通学する中学生、高校生の保護者の経済的負担を軽減することで、教育の機会均等を図ります。	くらし安全課





就学援助	町内在住で町内の学校に在籍することもいる家庭のうち、経済的援助が必要な世帯を対象に、学校給食費や学用品費等の一部を援助し、経済的負担を軽減します。	教育総務課
自転車購入補助	スクールバスの通学地域以外から自転車によって通学する場合に、自転車購入費を補助します。	教育総務課
児童手当	次代を担う子どもの健全な育成と経済的負担の軽減を図る目的で、児童を養育している方に手当を支給します。	こども笑顔課
出産祝金	次代を担う子どもの誕生のお祝いし、児童の健全な発育、福祉の増進を図る目的で、祝金を支給します。	こども笑顔課
育児支援手当	家庭で就学前の子どもを養育する保護者に、町独自の手当を支給し、子育て家庭の経済的負担を軽減します。	こども笑顔課
水道料金の助成	3人以上の子どもがいる家庭で、3人目以降の末子を養育する保護者に対し、その子どもが義務教育を終了するまで、水道の基本料金を助成します。	こども笑顔課
児童扶養手当(再掲)	父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立の促進を目的として支給します。	こども笑顔課
遺児激励金(再掲)	児童が義務教育在学中に父や母を亡くした場合に児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として、遺児激励金を支給します。	こども笑顔課



►施策の方向 12 相談体制の充実と切れ目のない支援

【重点施策】

こどもや若者の状況に応じて必要な支援を行います。特定の年齢で支援が途切れず、自分らしく社会生活を送ることができるようになるようにサポートします。また、健康診査や育児支援サービスの提供、保護者支援、各種相談など関係機関が連携し、必要な支援につなげます。

事業名	主な取組内容	主な担当課
必要な情報をタイムリーかつ確実に届ける事業	子育てに関する必要な情報を、いろいろな媒体を活用し発信することにより、町民に確実に届くよう努めます。	みさき共創室 こども笑顔課
自立相談支援事業	生活困窮及び生活困窮に陥るおそれのある世帯に対し、自立支援相談員が総合的、包括的、伴走型で自立に向けた相談支援及び就労支援を行います。	福祉しあわせ課
重層的支援体制整備事業(再掲)	既存の相談支援や地域づくりの支援の取組を活かし、こども・障がい・高齢・生活困窮等を複合した“地域住民の複雑化した支援ニーズ”に対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。	福祉しあわせ課
子育て世代包括支援センター”たんぽぽ”(再掲)	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。児童福祉分野との一体的な「こども家庭センター」を令和8年度に設置し、支援体制を強化します。	健康推進課
妊婦相談(再掲)	母子手帳交付時に、保健師、栄養士が面接による相談を行います。出産への不安など状況に応じて継続して支援します。面接ができなかった妊婦については、必要に応じて電話や訪問で対応します。 ハイリスク妊婦については、産婦人科等の医療機関と連携して支援を継続し、安心して安全な出産が迎えられるよう支援します。	健康推進課





妊婦相談(再掲)	地域子育て支援センター等と連携した育児相談を行い、育児についての不安の解消に努めます。集団の場に出られない孤立している親子については、集団の場へつなぐための支援を行います。	健康推進課 教育総務課
発達支援事業(再掲)	保育園等の関係機関や専門職と連携して、発達が気になる子どもの早期発見や相談、支援に取り組みます。また共通支援シートを通して、就学後においても発達障がい児への支援を切れ目なく行えるように努めます。就学前の発達が気になる子どもを対象に、社会性やコミュニケーションの方法などをグループや個別で指導するとともに保護者支援への充実を図るため、保育等関係機関や専門職と連携し、現状の課題を整理し、体制を検討していきます。	健康推進課
	発達障がいの疑いのある子どもの早期発見と発達段階、特性等に応じた指導、支援を行うため、専門職が小学校や放課後児童クラブ、児童館等を巡回し、職員の発達への対応力を強化します。	健康推進課 こども笑顔課
地域子育て支援センター(再掲)	地域子育て支援センター(中央、旭、柵原)に、指導者を配置し、平日、育児不安などの悩み相談をはじめ親子クラブへの協力など、総合的な子育て家庭への育児支援を行うとともに、利用促進に努めます。各センターにおいて、園庭開放、出前保育、座談会などを実施するとともに、育児のネットワークづくりを推進します。	教育総務課
子育て世帯訪問支援事業(再掲)	子育て家庭、妊娠婦等がいる家庭の子育てに対する不安や悩みを傾聴し、家事や子育て支援を行います。	こども笑顔課
こども家庭センター(再掲)	令和8年度に母子保健部門と児童福祉部門が一体となり、こどもと家庭へ支援する機関として、「こども家庭センター」を設置します。	こども笑顔課



►施策の方向 13 仕事と子育ての両立支援

【重点施策】

共働き世帯が増える中、固定的性別役割分担意識⁷⁴を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者が男性、女性ともに、希望通り育児休業制度を使えるように、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。働き方改革を進め、男性の家事や子育てへの参画促進を図り、男性と女性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備と社会全体の意識醸成を進めます。

事業名	主な取組内容	主な担当課
就業環境整備のための広報・啓発	子育てと仕事の両立や男性の育児休業取得促進など、国や県からの情報を広報紙で周知するとともに、啓発パンフレットやチラシの配布、ポスターの掲示などを通じて職場環境の整備を働き掛けます。	総務課 地域みらい課
多様な働き方に関する情報提供	在宅ワークを含めた、多様な働き方に関するニーズ把握を行い、必要に応じ情報提供を行うことを検討します。	みさき共創室
男女共同参画の意識醸成	男女共同参画意識の形成を促進するため、 ①各種講演会・研修会の情報提供を行い参加を促します。 ②広報紙やみさき TV、SNS 等を活用し、男女共同参画について広く情報提供を行います。 ③小規模多機能自治など地域づくりの中で女性や子育て世代等の参画を促します。 ④広域連携の場において「パートナーシップ宣誓制度」の普及・宣誓について検討を行います。	地域みらい課
延長保育 (時間外保育)	町内の保育所において平日午後7時まで延長して預かります。	教育総務課
乳児保育	出産後の就労を支援するために、岡山県特別保育促進事業に基づき、保育所において生後6か月から預かります。	教育総務課

⁷⁴ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方。





一時預かり	町内3か所の保育所において、保護者の就労や疾病、出産などにより保育が一時的に困難となった場合に、保育所において一時的な預かりを行います。	教育総務課
子育て応援マイ保育園事業	妊娠中の方から、在宅で4歳未満の子どもがいる子育て家庭を対象とし、育児相談や育児体験、一時預かりを身近な保育園で3回まで無料で利用できる「子育て応援カード Misaki」を配布し、子育ての不安等の解消を図ります。	教育総務課
産休・育休後の保育所等の円滑な利用	産休や育児休業中の保護者に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を行います。育児休業満了時から、保護者の希望する保育施設等を円滑に利用できるよう、利用者ニーズを踏まえ、保育施設との調整や保育士等人材の確保等、計画的な受入体制の構築を図ります。	教育総務課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が病気、事故、冠婚葬祭、仕事(出張等)などの理由で、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、短期間(原則7日以内)児童養護施設等で預かるショートステイを実施します。	こども笑顔課
病児保育	子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院で看護師等が保育を行います。	こども笑顔課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会員登録し、子育ての相互援助活動を行います。	こども笑顔課
親子ひろば わくわく(再掲)	津山圏域定住自立圏事業の一環として、就学前のお子さんと保護者の方が遊びや交流、子育て相談ができる場を提供しています。子育てに関する情報提供も行っています。	こども笑顔課





地域子育て支援センター(再掲)	地域子育て支援センター(中央、旭、柵原)に、指導者を配置し、平日、育児不安などの悩み相談をはじめ親子クラブへの協力など、総合的な子育て家庭への育児支援を行うとともに、利用促進に努めます。各センターにおいて、園庭開放、出前保育、座談会などを実施するとともに、育児のネットワークづくりを推進します。	教育総務課
通常保育の充実(再掲)	多様化する保育ニーズや保護者の就労ニーズの高まり等を踏まえ、保育内容と保育体制の充実を図ります。	教育総務課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(再掲)	令和8年度より、保育所等に通っていない満3歳未満のこどもを対象に、保育所で一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促します。	教育総務課



基本目標3 こども・若者を支える 地域づくり

▶施策の方向 14 社会全体で子育てをする気運の醸成

【重点施策】

こども施策やこども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や情報発信を行い、子育て当事者への情報提供や子育てを社会全体で行うという機運を醸成し、「こどもまんなか社会」を推進します。

事業名	主な取組内容	主な担当課
子育て意識の高揚	<p>子育てに関する団体で構成する「美咲子育て支援ネットワーク」会議の開催や、PR活動の推進によって地域全体でこどもを育てる意識の高揚に努めます。</p> <p>子育て中の親子クラブ会員等からの声が届く環境づくりを進め、会議の開催ごとに情報交換を行い、連携を深めます。</p>	こども笑顔課
親子クラブの活動支援	<p>親子クラブなど就学前のこどもを持つ親の交流に対して、活動費の助成や、保健師、栄養士による活動の支援を行います。父親の参加を促し、健康診査や訪問、食育事業等を通じて、事業の周知を行うほか、ケーブルテレビ、公式HP、SNSで紹介を行うことで、親子を交流の場に結び付け、育児における孤立感の解消を目指します。</p>	こども笑顔課 健康推進課
地域子育て支援センター(再掲)	<p>地域子育て支援センター(中央、旭、柵原)に、指導者を配置し、平日、育児不安などの悩み相談をはじめ親子クラブへの協力など、総合的な子育て家庭への育児支援を行うとともに、利用促進に努めます。各センターにおいて、園庭開放、出前保育、座談会などを実施するとともに、育児のネットワークづくりを推進します。</p>	教育総務課





ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会員登録し、子育ての相互援助活動を行います。	こども笑顔課
-----------------------	---	--------

► 施策の方向 15 地域でこども・若者を見守る体制づくり

【重点施策】

中学校区単位で小中一貫教育を取り入れ、「学校を核としたまちづくり」を推進します。学校と地域が連携し、子どもの郷土愛をはぐくむとともに、地域の活性化を目的とした取組を行います。

事業名	主な取組内容	主な担当課
地域学校協働本部事業	地域住民、団体が参画し、学校支援活動や環境整備支援活動、部活動指導支援活動など、子どもの学びや成長を支援する事業です。協働本部は、町内全ての学校区に設置されており、地域学校協働活動推進員が学校と地域をつなぐコーディネーターの役割を果たしています。	教育総務課 生涯学習課
土曜日教育支援事業	地域の人材の活用を図り、子どもがより多くの人とつながり、学習や生活体験を通じて健やかに成長できるよう、土曜日や放課後、休日に様々な活動を行います。 より多くの子どもが利用できるように、年齢の枠や地域の拡大に努めます。	生涯学習課
子どもの貧困対策	経済的な理由により、生活困難な状態にある子どもやその家庭に気付き、早期の支援を図るために、保育所や学校、民生委員・児童委員等関係機関と連携し、適切に支援が行き届くよう、見守り活動の充実に努めます。	こども笑顔課 福祉しあわせ課



自主防犯パトロール活動(再掲)	<p>犯罪の未然防止のため、町内全域を複数回、継続的にパトロールします。</p> <p>また、町内の小学校及び中学校周辺、通学路と保育所・児童館周辺等を重点的にパトロールします。</p> <p>青色防犯パトロール活動への理解促進を図り、継続的持続的な活動組織の育成に取り組みます。現在告知放送を使用していない小学校にも積極的に活用いただくよう周知していきます。</p>	暮らし安全課
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会員登録し、子育ての相互援助活動を行います。	こども笑顔課
里親制度(再掲)	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境下での養育を提供する制度です。里親制度の周知啓発を行うとともに、地域住民の理解及び協力体制の構築に努めます。	こども笑顔課
親子クラブの活動支援(再掲)	親子クラブなど就学前の子どもを持つ親の交流に対して、活動費の助成や、保健師、栄養士による活動の支援を行います。父親の参加を促し、健康診査や訪問、食育事業等を通じて、事業の周知を行うほか、ケーブルテレビ、公式HP、SNSで紹介を行うことで、親子を交流の場に結び付け、育児における孤立感の解消を目指します。	こども笑顔課 健康推進課
地域子育て支援センター(再掲)	子育て支援センター(中央、旭、柵原)に、指導者を配置し、平日、育児不安などの悩み相談をはじめ親子クラブへの協力など、総合的な子育て家庭への育児支援を行うとともに、利用促進に努めます。各センターにおいて、園庭開放、出前保育、座談会などを実施するとともに、育児のネットワークづくりを推進します。	教育総務課





児童安全マップ作り (再掲)	関係機関、関係部署との連携により、子どものための安全、防犯マップの作成を検討します。	教育総務課
-------------------	--	-------

▶施策の方向 16 健全育成の推進

【重点施策】

子どもや若者が様々な経験を通して、心身の健康増進を図るとともに、知的・社会的適応能力を高め、情緒を豊かにすることを目指します。

事業名	主な取組内容	主な担当課
親子クラブと中学生の交流会	将来、親となる中学生が乳幼児とその保護者との触れ合いを通じて、子育ての楽しさや大変さを感じ、子育てへの理解を深める機会を作ります。	健康推進課
おやこ料理教室	関係機関と連携し、子どもの望ましい食習慣と食を通じた心の健全育成を図るため、健全な食事環境を通じた家族のだんらんの大切さや食事の楽しさを学べる食事に関する講習会を行うとともに、親子や親同士の交流事業を実施します。 ボランティア団体等が地域のサロン等で、家庭料理や郷土料理の伝承を目的に料理教室を開催します。	健康推進課
就業体験イベント	農林業の就業体験イベントを開催して、農林業に親しみを持ってもらうことで将来の地域産業の担い手確保につなげます。	産業観光課
学校と地域の連携・協働	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域のニーズを反映した活動を行います。 「みさきスタイルこども応援事業運営委員会」を中心として、家庭、学校、地域住民等が役割分担しながら教育力の向上を図り、子どもの社会性、自主性、創造性を育み地域の活性化を図ります。	教育総務課 生涯学習課





部活動の地域展開	<p>町内の学校におけるスポーツ・文化部活動を、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動へ地域展開し、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりの構築を目指します。</p> <p>主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動が選択できるよう、地域クラブ活動の展開、指導者育成など持続可能な運営体制等の実施を検討します。</p>	生涯学習課
図書館	<p>図書館司書と保育園児、小中学校生との積極的な関わりにより、読書への興味や本との出会いのきっかけづくりをはじめ、学校での図書館の利用促進を図ります。電子図書館の導入により、インターネット環境があれば学校でも家でも本が読めるなど、24時間利用が可能であり、常に本が読める環境にあります。こどもへの読み聞かせや、学校との連携により学習や調べもの支援を行います。</p>	生涯学習課
公民館活動	<p>営利を目的としない地域住民の教養の向上や健康の増進などを行う活動を行い、地域のネットワークづくりや子育て支援につなげます。</p> <p>地域の特性に合った活動を行うとともに、地域住民が安全に利用できるよう施設の在り方を検討します。</p>	生涯学習課
青少年健全育成	<p>「美咲町青少年育成活動連絡会」を中心として、「美咲町教育振興基本計画」に基づき、地域における子どもの見守り、育成を推進し、青少年の健全育成を図ります。</p>	生涯学習課
美咲町スポーツ少年団活動	<p>スポーツを通じた次代を担う健全な心と体を持った青少年の育成と、スポーツの素晴らしさをアピールするための支援を行います。</p> <p>保護者のスポーツ少年団への理解の促進を図ります。</p>	生涯学習課





総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営する、総合型地域スポーツクラブとの協働により、地域住民の体力と健康の増進を図るとともに、スポーツを学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
親育ち応援学習プログラム	これから親になる若い世代、子育て中の親や孫育て期の祖父母世代までの幅広い世代を対象にした「親育ち」を応援するプログラムで、子どもの健やかな成長と、お互いに子育てについて学び合い、親として育ち合うことを支援します。	生涯学習課
みさきっこたいいく教室	4歳から小学校6年生までを対象に、マット運動や跳び箱、鉄棒など体操を中心とした基本的な運動など、幼児・児童の基礎体力の増進を行います。体を動かし、運動能力を高めるとともに、同年代との交流・異年齢交流を通じて、人とつながりを持つことや非認知能力を育てます。	生涯学習課
総合的な学習の時間の推進(再掲)	本町の自然環境、景観や歴史的、文化的資源、ボランティア活動など、地域に密着した授業を開くことで、子どもが自ら学び、自ら考える力を養います。本町では、授業の中で学校と地域が一緒に地元の課題について考える時間を設けています。郷土愛を育むとともに、地域のために何ができるかという視点を持った子どもを育てます。	教育総務課
道徳教育の推進(再掲)	学校教育の中で、やさしさ、命の大切さ、思いやりの心をはぐくむ道徳教育を推進し、青少年による犯罪等の防止を図ります。	教育総務課





土曜日教育支援事業(再掲)	<p>地域の人材の活用を図り、子どもがより多くの人とつながり、学習や生活体験を通じて健やかに成長できるよう、土曜日など放課後、休日に様々な活動を行います。</p> <p>より多くの子どもが利用できるように、年齢の枠や地域の拡大に努めます。</p>	生涯学習課
---------------	---	-------





第6章 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1)教育・保育の提供区域の設定と見込量の考え方

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。本町では、保育所の配置状況やニーズ調査による入所希望状況、また、子どもの数等を勘案し、第2期計画に引き続き町全域を1区域として設定します。

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指しています。国の指針では、計画を着実に推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出(推計)する方法」と、平成27年度以降の「各事業実績から算出(推計)する方法」があり、本町では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。





【参考／対象となる施設・事業】

特定教育・保育施設

幼稚園	小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、幼稚園でこどもを預かり、就学前の教育を提供します。また、保育が必要な場合、降園時間後等にこどもを預かる事業を実施している施設もあります。 新制度に移行している幼稚園は、利用料が無料となります。 ※現在、本町にはありません。
認可保育所	保護者の就労等により保育が必要な場合に、認可を受けた保育所でこどもを預かり、乳幼児期からの生きる力を養うための養護と教育が一体となった保育を提供します。 0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料が無料となります。 ※現在、本町には4か所存在します。
認定こども園	保護者の就労状況にかかわらず、幼稚園と保育所が一体となった施設でこどもを預かり、教育・保育を提供する施設です。 0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料が無料となります。 ※現在、本町にはありません。

地域型保育	
地域型保育	認可を受けて、少人数の単位で、0～2歳児のこどもを預かる事業です。地域の様々な状況に合わせて、保育の場を確保します。小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育があります。 ※現在、本町には2か所存在します。

【参考／教育・保育の必要性の認定】

教育・保育の認定について

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【1号認定】保育を利用しない3～5歳児（幼稚園、認定こども園）

【2号認定】保育を必要とする3～5歳児（保育所、認定こども園）

【3号認定】保育を必要とする0～2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育）



(2) 幼児期の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

■1号認定:3歳以上

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保の内容	6	6	6	6	6

※各年4月1日時点(単位:人)

■2号認定:3歳以上

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	196	175	165	149	142
	確保の内容	335	335	335	335	335

※各年4月1日時点単位(人)

■3号認定:0歳

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	24	23	23	22	22
	確保の内容	29	28	28	28	28

※各年4月1日時点(単位:人)

■3号認定:1歳

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	41	41	39	39	38
	確保の内容	61	60	60	60	60

※各年4月1日時点(単位:人)



■3号認定:2歳

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	46	41	41	39	39
	確保の内容	62	61	61	61	61

※各年4月1日時点(単位:人)

(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

■利用者支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1

(単位:か所)

■地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	160	150	150	140	140
	確保の内容	3	3	3	3	3

(量の見込み単位:月平均人、確保の内容単位:か所)

■妊婦健康診査事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	量の見込み	対象人数(人) 55	53	51	49	47
	健康診査回数(回)	14	14	14	14	14
	受診人数(延べ人)	770	742	714	686	658
	確保の内容	医療機関実施				



■乳児家庭全戸訪問事業

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	56	54	52	50	48
	確保の内容	56	54	52	50	48

(単位:人)

■養育支援訪問事業

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	80	80	80	80	80
	確保の内容	80	80	80	80	80

(単位:人)

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保の内容	2	2	2	2	2

(量の見込み単位:延べ人、確保の内容単位:か所)

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保の内容	1	1	1	1	1

(量の見込み単位:延べ利用人、確保の内容単位:か所)





■一時預かり事業

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	450	450	450	440	430
	確保の内容	450	450	450	440	430

※町立保育園分(単位:延べ人)

■延長保育(時間外保育)事業

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	50	47	44	41	38
	確保の内容	50	47	44	41	38

(単位:人)

■病児・病後児保育事業

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	15	15	15	15	15
	確保の内容	20	20	20	20	20

(単位:延べ人)

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	40	40	40	40	40
	確保の内容	40	40	40	40	40

(単位:人)





■子育て世帯訪問支援事業⁷⁵

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	480	720	720	720	720
	確保の内容	2	2	3	3	3

(量の見込み単位: 延べ人、確保の内容単位: か所)

■産後ケア事業

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	5	5	6	6	6
	確保の内容	6	6	7	7	7

(量の見込み単位: 人、確保の内容単位: か所)

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画 値	量の見込み	-	720	720	720	720
	確保の内容	-	720	720	720	720

(単位: 延べ人)

⁷⁵ 家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行うもの。



■妊婦等包括相談支援事業⁷⁶

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画値	量の見込み	妊娠届出数(人)	-	40	40	40
	1組当たりの面接回数(回)	-	3	3	3	3
	面接実施合計回数(回)	-	120	120	120	120
	確保の内容	-	120	120	120	120

(確保の内容単位:回)

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画値	量の見込み	日用品・文具等	0	0	0	0
	副食費(下半期)	800	800	800	800	800

(単位:延べ人)

(4) 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

■保育園から小学校への接続について

保育園では就学に向けて、文部科学省が定めた「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿⁷⁷」を保育計画の中に入れており、小学校ではそれを引き継ぐかたちで普段の授業や指導の中に活かしています。

■小学校から中学校への接続について

すべての小中学校・義務教育学校を小中一貫教育校とし、地域ごとに同じ教育目標で取り組んでいます。

⁷⁶ 面接やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その他おかれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供や相談等を行う事業です。

⁷⁷ 幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿を示したもの。「健康な心と体」「自立心」など10項目からなり、平成30年から、幼稚園・保育園・こども園にとって、共通の新しい指針となっています。





(5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行います。保護者の利便性向上等を図るための給付の方法や事務手続きの変更にあたり、引き続き対応するとともに、制度や申請手続きについての周知に努めます。





第7章 計画の数値目標等

計画を実行し、点検するために目標ごとに数値目標を設定しました。

なお、青掛けは、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、オレンジ掛けは、全国平均の値です。

こども・若者の夢をはぐくむ 未来づくり						
方向	目標	No.	指標	関係課	R5 実績	R11 目標
1	►就学前教育の充実	1	地域子育て支援センター利用率 ※0～2歳児の登録者割合	教育総務課	70.00%	80.00%
		2	保育士の研修参加者割合 (休業中の職員を除く)	教育総務課	100%	100%
2	►学校教育の充実	3	全国学力・学習状況調査の全国平均との比較	教育総務課	標準スコア50p以上	標準スコア50p以上
		4	教育環境の充実を理由に転出の意向がある就学前児童の保護者の割合	アンケート	5.94%	5.00%
3	►若者の出会いの創出と経済的負担の軽減	5	縁結びネット登録者数	こども笑顔課	12人	20人
		6	結婚新生活支援事業申請件数	こども笑顔課	5組(R6)	10組
4	►こども・若者の居場所づくり	7	安心して過ごせる自分の居場所がある子どもの割合	アンケート	99.30% (R6年)	100%
5	►こども・若者の権利の尊重と意見反映	8	子どもの権利の認知度(子)	アンケート	21.67%	50.00%
		9	「私にはよいところがある」と答えた子どもの割合	アンケート	80.28% (R6年)	100%
6	►サポートが必要なこども・若者への支援	10	自分がヤングケアラーであると思う子どもの割合(中学生)	アンケート	2.40% (R6年)	0%
		11	相談できる人がいると答えた子どもの割合	アンケート	97.00% (R6年)	100%



安心して子育てできる 環境づくり

方向	目標	No.	指標	関係課	R5 実績	R11 目標
7	►母子の健康の維持	12	母子手帳交付時の面接実施率	健康推進課	100%	100%
		13	妊産婦歯科検診受診率	健康推進課	妊婦 17.10% 産婦 13.30%	妊婦 30.00% 産婦 30.00%
		14	朝食摂取率/朝食を食べる子の割合(小学生)	健康推進課	90.60% (R4 年)	95.00%
8	►子育てに配慮した生活環境の整備	15	赤ちゃんの駅登録数	こども笑顔課	0 か所	10 か所
		16	出生数	住民生活課 こども笑顔課	39 人 (R6 年)	50 人
		17	未就学児の転入者数	住民生活課 こども笑顔課	17 人	30 人
		18	子育て世代への分譲地販売割合	地域みらい課	50.00%	100%
		19	ほっとパーキングの妊産婦申請数	福祉しあわせ課	11 人	11 人
		20	圏域事業を利用できることを知っている人の割合(児童厚生施設等職員)	アンケート	58% (R6 年)	80%
9	►子どもの安全の確保	21	交通安全教室の開催数	くらし安全課	4 回	7 回
		22	地域住民からの要望を基に国や岡山県に歩道整備等の要望を行い、道路整備を実施した数	建設課	4 件	5 件
10	►ひとり親の自立支援	23	児童扶養手当受給者の就業率	こども笑顔課	92.60%	95.00%
11	►子育て世代への経済的支援	24	電気・ガス・水道料金の未払いの経験	アンケート	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3%	5.00%





安心して子育てできる 環境づくり						
方向	目標	No.	指標	関係課	R5 実績	R11 目標
12	►相談体制の充実と切れ目のない支援	25	子育て支援に関する情報を入手できている割合	アンケート	93.02%	100%
		26	話し相手や相談相手がいない人の割合(親)	アンケート	2.30%	0%
		27	子育て世帯訪問支援事業の利用者数	こども笑顔課	0 件	25 件
13	►仕事と子育ての両立支援	28	女性が出産後も仕事を継続している割合(就学前の子を持つ母親)	アンケート	77.80%	80.00%
		29	父親の育児休業取得率	アンケート	7.40%	20.00%
		30	ファミリー・サポート・センタ一会員数	こども笑顔課	16 人	50 人

こども・若者を支える 地域づくり						
方向	目標	No.	指標	関係課	R5 実績	R11 目標
14	►社会全体で子育てをする気運の醸成	31	子育てしやすい町だと感じる人の割合	アンケート	85.17%	90.00%
		32	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う割合(親)	アンケート	15.7% (R4 年)	30.00%
15	►地域でこども・若者を見守る体制作り	33	土曜教育支援事業の実施回数	生涯学習課	20 回	30 回
		34	地域の活動に参加したことのある子どもの割合	アンケート	95.10%	100%
16	►健全育成の推進	35	SNS でトラブルにあったことのある子どもの割合	アンケート	6.95%	5.00%
		36	みさきっこたいいく教室等の運動教室開催回数	生涯学習課	12 回	20 回

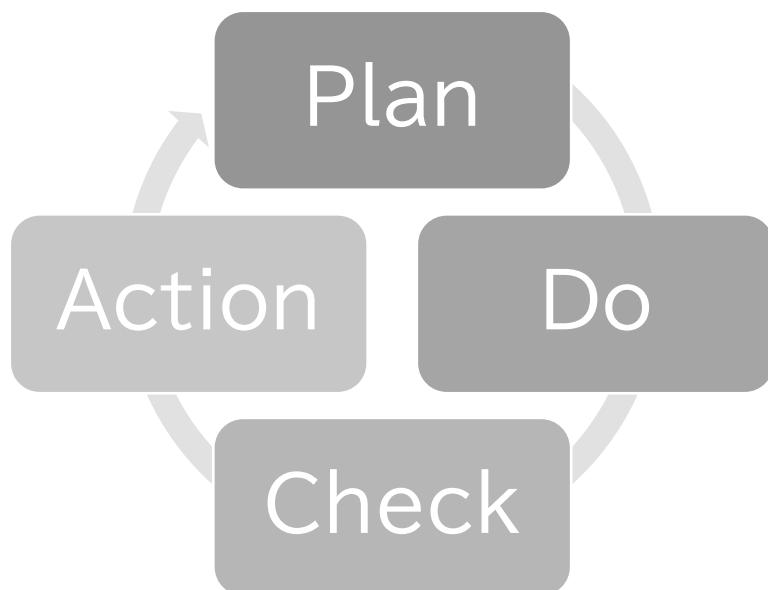




第8章 計画の推進体制

(1) 計画の管理と進行

計画を効果的・効率的に推進していくためには、計画策定後において、毎年度、PDCAサイクル⁷⁸の手法により適切な進行管理を行い、評価結果に基づき継続的に改善・見直しを図っていくことが重要です。本計画は、子ども・若者および子育て支援策を総合的に推進するものですが、取組を進めるにあたっては、関係部署が広範囲に及ぶことから、庁内連携による評価体制が必要不可欠です。このため、計画の進行管理については、担当部署により、関係する目標事業量の推移や取組実績の進捗等を把握した上で、関係部署で構成する庁内の評価会議（こども笑顔推進本部会議）において庁内横断的に審議し、施策単位の総合的な評価を行います。その上で、児童福祉等に関する有識者や町民、また関係機関などで構成する外部の評価会議（子ども・子育て会議）で審議・評価をいただき、改めて庁内で評価内容を共有化し、次年度の取組の改善や見直しにつなげていきます。また、町民ニーズの変化や国の動向など社会状況の変化に柔軟に対応するため、毎年度、目標事業量（「教育・保育」等の量の見込みと確保方策）の実績値などを速やかに把握とともに、こども基本法第11条に基づき、こども施策に対する子どもや若者等からの意見の反映を実施するなど、適切に進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しも行います。



⁷⁸ Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。





■こども笑顔推進本部【庁内の評価会議】

本計画の内容は、教育、企画、児童福祉、母子保健など庁内のさまざまな部署にまたがり相互に関連することから、上記の庁内の評価会議を活用し、組織横断的な視点も持ちながら審議・評価を進めます。

■子ども・子育て会議【外部の評価会議】

計画を適切な進行管理のもと推進していくためには、実効性や透明性を確保するため、行政外部からの意見をいただくことも重要です。上記の外部の評価会議を活用し、審議・評価をいただきます。児童福祉・母子保健、幼児保育、学校教育、民生委員・児童委員、保育園代表者、親子クラブ代表者、医師などで構成し、関係者の意見交換を行いながら、施策を効果的に展開します。

(2)適切な役割分担による計画の推進

本計画では、以下のような機関等が適切に連携・役割分担をしながら、それぞれの取組を推進します。

■町や関係機関等

町内各課、関係機関等においては、それぞれの担当する事業を推進し、その取り扱い状況を確認します。事業の推進にあたっては、関係課等と緊密に連携を取りながら行います。

■家庭

子育ての基本は家庭にあります。保護者等は親としての自覚を十分に持ち、愛情をもって子育てに取り組んでいきます。このため、自主的に子育て等についての情報収集や学習を積極的に行います。また、家庭内で家族がお互いに協力して子育てを行います。

■地域社会

地域に住む大人たちが地域のこどもを地域で育てるという意識を持つことが重要です。大人たちは、地域でこどもたちと触れ合う機会を増やし、こどもを温かく見守り、時には諭しながら育てています。また、子育て家庭が子育てに悩み、地域で孤立しないように、地域で見守る手助けを行います。

■事業所等

育児期間中も仕事を持つ親が増えている中で、職場における子育て支援が徐々に浸透してきます。そこで、育児・介護休業法等の趣旨を理解し、育児休業制度をはじめとした仕事と子育てとの両立支援において母親も父親も子育てしやすい職場環境となるよう意識の醸成に努めます。





資料編

○子ども・子育て支援法 第七十二条・抜粋

第七章 市町村等における合議制の機関(令四法七六・改称)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に
関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に
関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。





○美咲町子ども・子育て会議条例

平成25年12月18日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という)第72条第1項の規定に基づき、美咲町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務(同項第4号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。)を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) こどもの保護者

(3) 地域において子ども・子育て支援を行う者

(4) こどもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者

(5) 経済団体、労働団体その他各種団体の関係者

(6) 前号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会





長が会議に諮って定める。

附 則

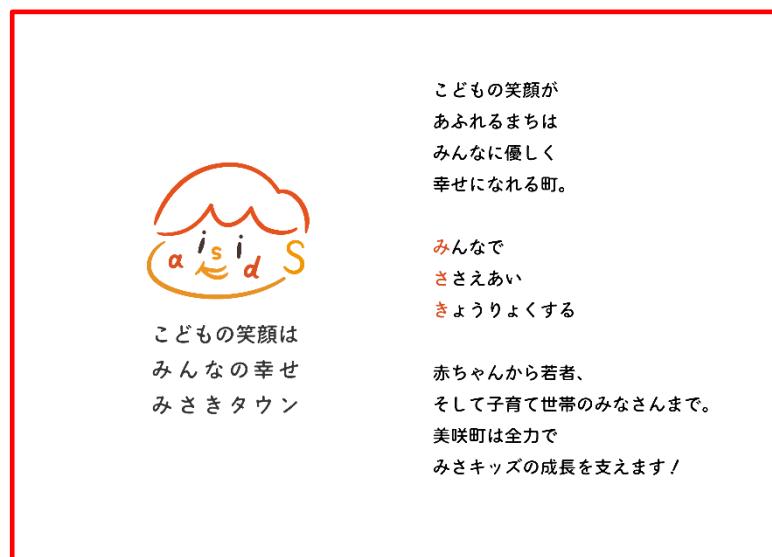
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月 17日条例第 12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



子育て応援ロゴ「Misakids」



美咲町と連携協定を締結している岡山県立大学の学生、岡本愛華さん（デザイン学部4年生）が制作しました。デザインのコンセプトは、「親しみやすさ」と「やさしさ」。ロゴでは、美咲町の元気な子どもの顔を表現しています。

